

太田川水系河川整備計画 (原案)

【国管理区間】

平成 22 年 11 月

国土交通省 中国地方整備局

太田川水系河川整備計画（原案）

- 目 次 -

1. 計画の概要	1
1.1 計画の趣旨	1
1.2 計画の基本理念	1
1.3 計画の対象区間	2
2. 太田川水系の概要	4
2.1 流域及び河川の概要	4
2.1.1 流域の概要	4
2.1.2 地形と地質	5
2.1.3 気候・気象	6
2.1.4 河川の自然環境	6
2.1.5 太田川周辺の文化財	7
2.1.6 人口及び産業	8
2.1.7 河川の利活用	9
2.2 河川事業の経緯	10
2.2.1 過去の水害	10
2.2.2 治水事業の経緯	14
2.2.3 水利用に関する経緯	21
3. 太田川の現状と課題	22
3.1 治水に関する現状	22
3.1.1 下流デルタ域（太田川放水路・市内派川）	30
3.1.2 下流部・支川古川	39
3.1.3 中流部	46
3.1.4 支川三篠川	49
3.1.5 支川根谷川	51
3.1.6 支川滝山川	53
3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境に関する現状と課題	55
3.2.1 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	55
3.2.2 河川環境の現状と課題	58
3.3 維持管理に関する現状と課題	69
4. 河川整備の目標に関する事項	77
4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	77
4.1.1 目標設定の背景	77
4.1.2 整備の目標	78
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	80
4.2.1 目標設定の背景	80
4.2.2 整備の目標	80
4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標	81

4.3.1 目標設定の背景	81
4.3.2 整備の目標	81
4.4 河川維持管理の目標	83
4.4.1 目標設定の背景	83
4.4.2 河川維持管理の目標	83
5. 河川整備の実施に関する事項	85
5.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	85
5.1.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	85
5.1.2 段階的な河川整備の考え方	112
5.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	114
5.3 河川環境の整備と保全に関する事項	114
5.4 河川維持の目的、種類及び施行の場所	119
5.4.1 太田川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項	120
5.4.2 その他の河川の維持管理に関する事項	123
6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	130
6.1 関係機関等との連携	130
6.2 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進	130
6.3 都市計画に関する施策との調整	130
6.4 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整	130
6.5 景観等に関する施策との調整	131
6.6 情報の共有化	131
6.7 流域における川を中心軸とした住民意識の向上	131
6.8 社会環境の変化への対応	132

1. 計画の概要

1.1 計画の趣旨

「太田川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、本計画)は、河川法の3つの目的である、

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第16条の二に基づき、「太田川水系河川整備基本方針」(平成19年3月30日)に沿っておおむね30年で実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

なお、本計画は計画策定時点の流域における社会経済、自然環境及び河道の状況等を前提として必要と考えられる整備内容を記述しているため、策定後の出水や社会状況等の変化、事業実施後の河川環境に係るモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等を反映しつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、必要に応じて見直しを行っていきます。

1.2 計画の基本理念

源流から海域まで含めた、地域における川の役割を認識し、本計画では、次の3つの基本理念を柱とします。

○安全・安心な暮らしを守る

太田川ではこれまでおおよそ30年に一度の頻度で大規模な洪水に見舞われています。近年発生した平成17年9月洪水においては、戦後最大の流量を記録し、中流部で甚大な浸水被害が発生しました。また、下流デルタ域では近年でも高潮災害が頻発しています。

下流デルタ域には中国・四国地方唯一の百十万都市である広島市の中心市街地が存在します。人口及び高度な都市機能が集積していることから、ひとたびはん濫が生じた場合は甚大な被害となります。

このため、河川整備基本方針で定めた目標に向け、整備計画期間内で実現可能な段階的な河川整備を実施し、人々の安全・安心な暮らしを守ります。

○川の恵みを楽しみ豊かな暮らしを支える

太田川の流水は、流域内だけでなく広域かつ様々な用途で利用されているとともに、「名水百選」にも選定される等、良好な水質を維持しています。太田川が人々に末永く水の恵みをもたらすよう、これからも都市用水の安定供給や良好な水質の維持に努めます。

さらに、様々な活動の場としてこれからも多くの人々が川を安全に利用できるよう日々河川を管理するとともに、地域の産業にも着目し、川を軸とした様々な関係者との連携を深め、豊かな暮らしを支えます。

○「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ

太田川には、深い緑に包まれた上流部から干潟が広がる河口まで、多様な自然環境が残っています。また、中流部では太田川の河床に堆積した玉石を利用した石垣が数多く見られ地域特有の景観を有しています。さらに、広島市の街は、市街地面積に占める水面の比率が全国屈指の高さであることから「水の都」とも呼ばれ、水辺に賑わいを取り戻そうと様々な試みが行われています。

このような、太田川を軸に形成された自然、歴史、文化を保全し、次の世代に引き継ぎます。

1.3 計画の対象区間

本計画は、国土交通省の管理区間(国管理区間)である 129.37km を対象とします。

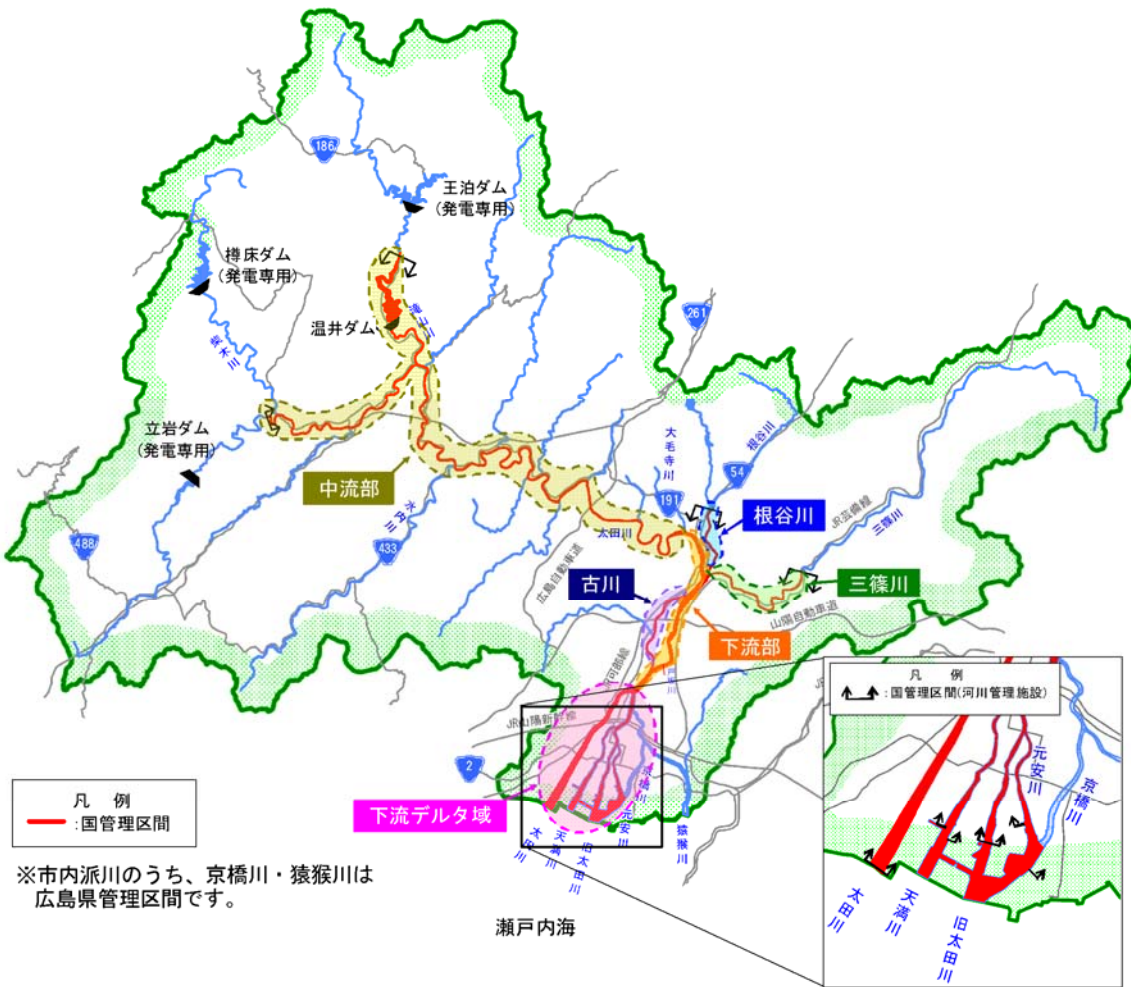


図 1.3.1 計画対象区間

1
2
3
4

表 1.3.1 河川整備の計画対象区間

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番 の 2 地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もとやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へまかがわ 戸坂川	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 901 番の 2 地先 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 954 番の 2 地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 古川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みさきがわ 三篠川	左岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 黒王 1028 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字土居 426 番の 2 地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字横側 2270 番地先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山国 有林地先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山向 イ山黒滝 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9

2. 太田川水系の概要

2.1 流域及び河川の概要

2.1.1 流域の概要

太田川は広島県の西部に位置する幹川流路延長¹⁾103km、流域面積1,710km²の一級河川です。その源は廿日市市吉和の冠山(標高1,339m)に発し、中上流部で柴木川、筒賀川、滝山川、水内川等の支川を集めて流下し、広島市安佐北区可部町付近で根谷川、三篠川を合流します。その後、はん濫原として形成された平地部を南南西に流れ、広島デルタの扇頂部に達して旧太田川を分流し太田川放水路となり、広島市街地の西を流れて広島湾に注いでいます。また、放水路が建設される以前に本川であった旧太田川は、広島市街地の中でさらに京橋川、猿猴川、天満川、元安川を分流しており、広島市街地は典型的なデルタ地形の上に成り立っています。

流域は広島市をはじめとする4市3町にまたがり、土地利用は山地等が約90%、水田や畑地等の農地が約4%、宅地等の市街地が約6%(河川現況調査：基準年平成12年)となっています。

太田川下流部の広島市は、中国・四国地方唯一の百万都市であり、広島県のみならず中国地方の社会、経済活動において中心的役割を担っています¹⁾。

表 2.1.1 太田川の各種諸元

流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	流域内人口 (千人)	想定はん濫区域内			流域内の主な都市と人口 (平成17年10月1日時点)
			面積 (km ²)	人口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	
103	1,710	約1,009	89.9	約551	6,132	広島市(1,154,391人) 府中町(50,737人) 安芸太田町(8,238人)

注1) 流路延長は全国第50位、流域面積は全国第39位。

注2) 都市人口は平成17年国勢調査、その他の数値は第9回河川現況調査による

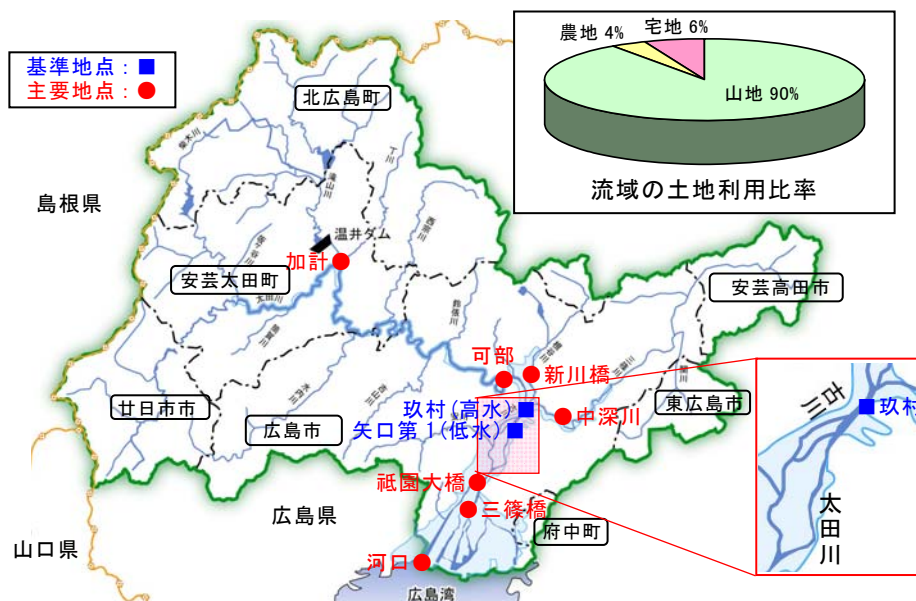


図 2.1.1 太田川水系流域図

¹⁾ 一般的に、一つの水系の中で水源から河口までの長さ、流量、流域面積の大きさなどから幹川を定め、河口から谷をさかのぼった分水界上の点までの流路の延長のことをいう。

2.1.2 地形と地質

(1) 地形

流域の地形は、源流の冠山を始めとする脊梁山地面を起点とし、八幡・芸北高原面、豊平高原面、沼田丘陵面、高陽台地面の四段の侵食平坦面で形成されています。そして、太田川は、北東-南西方向に卓越した断層沿いに発達した支川とこれに直交する本流で形成され、その流下過程においては典型的な穿入蛇行を繰り返し、安芸太田町津浪付近には環流丘陵が残っています。

また、支川の柴木川は、八幡・芸北高原面の上位の侵食平坦面において日本の湿原のほぼ南限にあたとされる八幡湿原を流れ、下位の侵食平坦面に流れ下る地点において三段峡に代表される美しい溪谷を作り出しています。上流部は地形勾配が急峻で平地に乏しく、川筋は屈曲も大きく、河床には露岩が点在しています。中流部は川幅が次第に大きくなり勾配も緩やかになってきますが、屈曲は激しく両岸には山も迫っています。下流部に入ると可部付近において流路をほぼ直角に曲げ、両岸はにわかにかけて根谷川、三篠川を合わせて川幅が拡大し、下流低地とゼロメートル地帯の三角州からなる広島平野を経て広島湾に注いでいます。

(2) 地質

流域の地質は、上・中流部は中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類が広く分布し、本川最上流部と中流部の本川沿いに古生代ペルム紀と中生代ジュラ紀に形成された粘板岩が分布しています。その広島花崗岩類は、地表面から数m程度の深さまで風化によって「マサ土」と呼ばれる砂質土になっている場合が多く、下流の平野部では軟弱な砂・シルト互層が主体の沖積層となっています。

鷹ノ巣山断層以西は断層の存在が地質学的に確認されており、これに適従して生じたケルンバット(断層小丘)とケルンコル(断層鞍部)の地形がみられます。

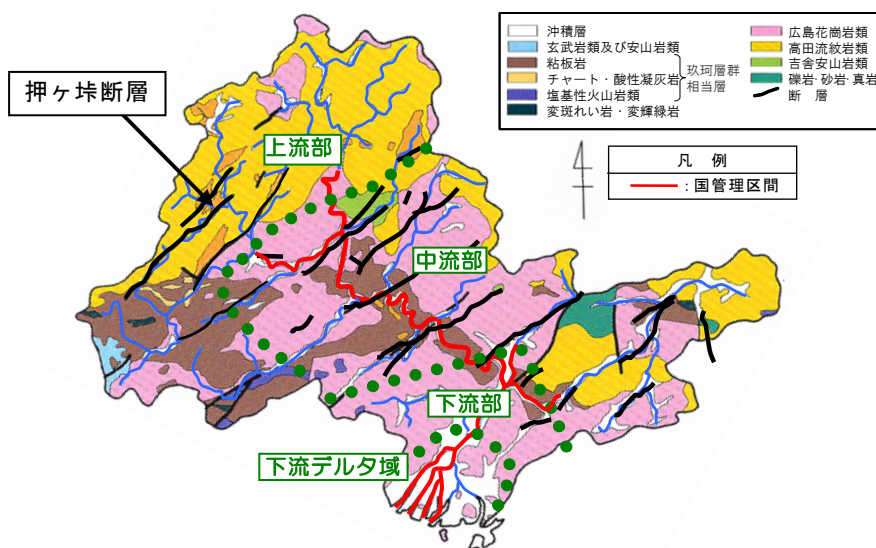


図 2.1.2 太田川流域の地質図

2.1.3 気候・気象

流域の気候は上流の山の尾根が北東－南西方向に長く伸びていることから、冬季は北西季節風を受ける多雪域、夏季は梅雨や台風の雨が集中する多雨域となっており、年間を通じて中国地方で最も降雨の多い地域(年平均約 2,400mm)です。一方、下流デルタ域は夏冬ともに雨が少なく(年平均約 1,600mm)、瀬戸内海式気候を示しています。

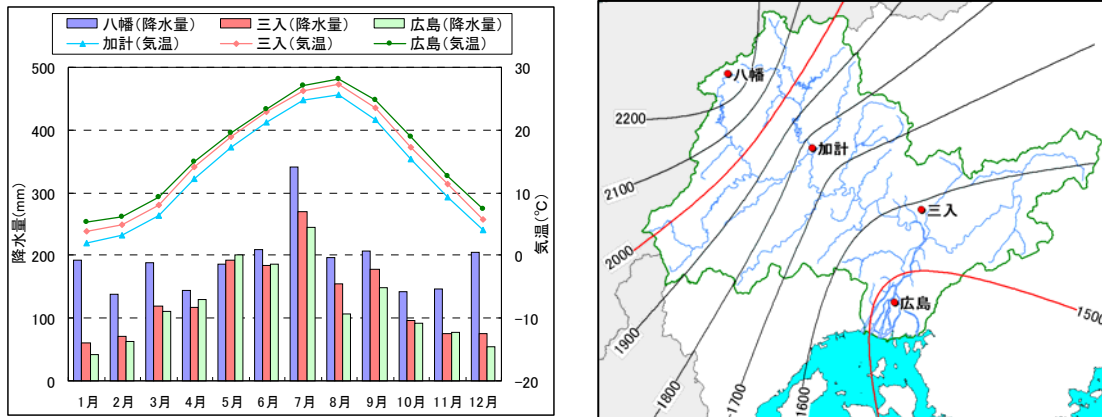


図 2.1.3 太田川流域の気候
(左：主要地点の近 10 ヶ年の月別平均降水量、右：流域の平均年降水量分布)

2.1.4 河川の自然環境

源流から柴木川合流点までの上流部は山地部を流れる渓谷でオオルリやキビタキ等の鳥類が生息し、瀬と淵が連続する溪流にはアマゴやカジカが生息しています。

柴木川合流点から谷が開け始める可部市街地に至るまでの中流部は谷間で蛇行を繰り返す、流路の内岸側には竹林が多く残っています。また、岩場の水際にはキシツツジやヤシャゼンマイが生息し、砂礫河原にはカワラハハコが生息しています。水域は良好な瀬と淵が発達しており、アユ、アカザ、カジカ、オヤニラミ等の魚類が生息している他、支川を中心に特別天然記念物のオオサンショウウオが生息するとともにサツキマスが産卵を行っています。

可部市街地から太田川放水路と旧太田川の分派点までの下流部は、河川沿いに平野が広がり市街化が進んでいます。陸域は、ツルヨシ群落の他、高水敷や中洲に広がるアカメヤナギ等からなる樹林がサギ類の繁殖地になるとともにサギ類やムクドリ等の生息地となっています。水域は、なだらかな浮き石状の瀬がアユの産卵場となっている他、ワンドや緩流部は、砂泥底を好むスナヤツメやスジシマドジョウ、マツカサガイ等の大型二枚貝に産卵するアブラボテ、緩流部を好むメダカ等の重要な種の生息場となっています。

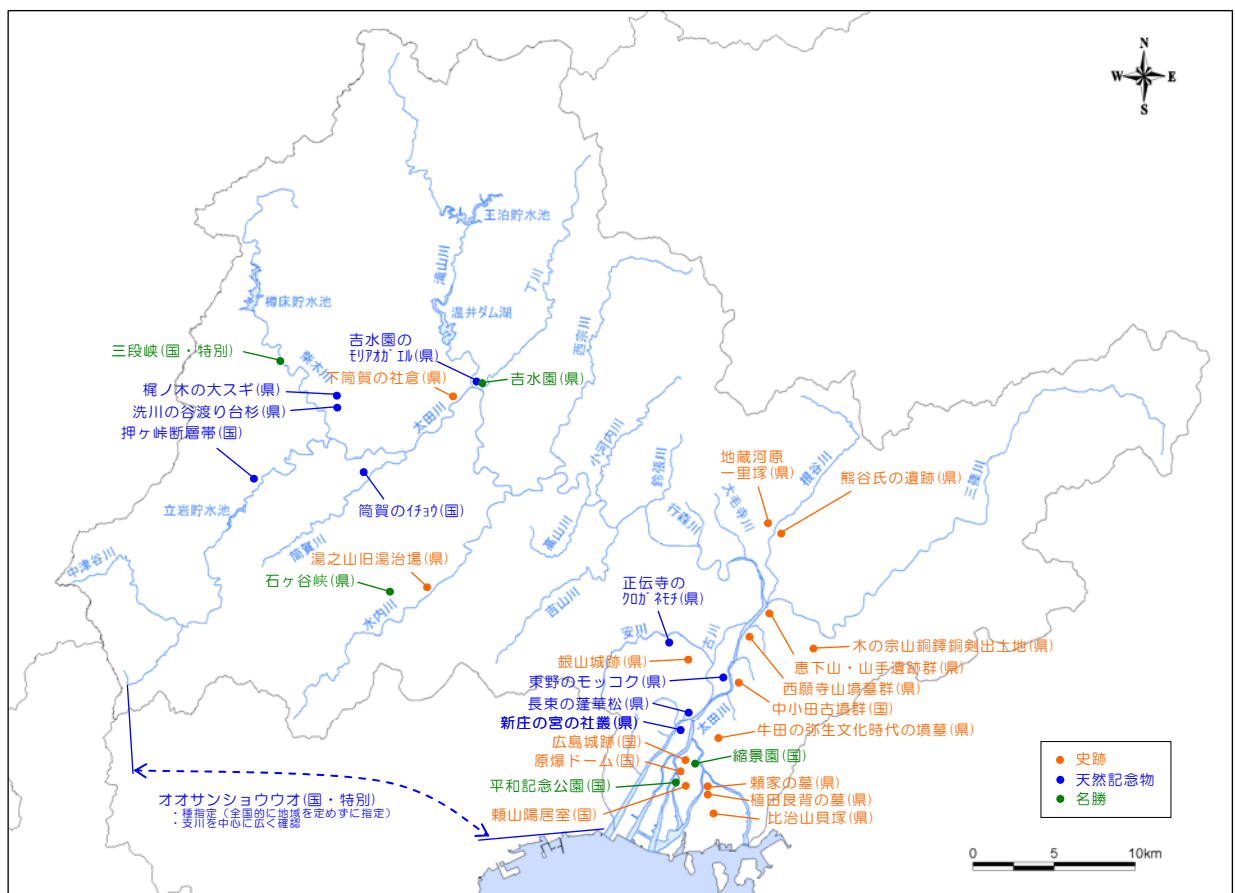
太田川放水路と旧太田川の分派点から河口までの下流デルタ域は、感潮区間となっています。河道内においては、高水敷の多くがグラウンド等の人工的な環境となっていますが、放水路の河岸沿いには干潟が形成され、チュウシャクシギ等の渡り鳥の中継地となっている他、フクド・ハマサジ等からなる大規模な塩生植物群落が形成されています。水域には海産魚類のスズキやマハゼ等が

1 生息している他、砂質河床の形成されている上流にはヤマトシジミが、海に近い
 2 下流にはアサリが生息しています。干潮時にはこれら二枚貝やゴカイ類を餌
 3 とするコサギやチュウシャクシギ等が採餌場所として利用しています。

4
 5 **2.1.5 太田川周辺の文化財**

6 太田川周辺には、世界遺産である原爆ドームや宮島にある厳島神社、史跡広
 7 島城、名勝三段峡、天然記念物の筒瀬八幡神社の社叢などの文化財が多数あり
 8 ます。

9 広島城のお堀である堀川は、明治時代以降、埋立などにより閉鎖性水域とな
 10 ったため水質が悪化していました。そのため、平成元年から広島市及び国土交
 11 通省による堀川浄化事業を開始し、太田川から河川水の導入を行い、お堀の環
 12 境復元を行いました。



34 **図 2.1.4 太田川沿川の主な文化財**

35 (図には、国及び県指定の文化財のみを掲載)

2.1.6 人口及び産業

(1)人口

流域内の人口は広島市の中心部を抱える下流部及び下流デルタ域に集中する一方、中流部では人口の減少、高齢化が見られます。

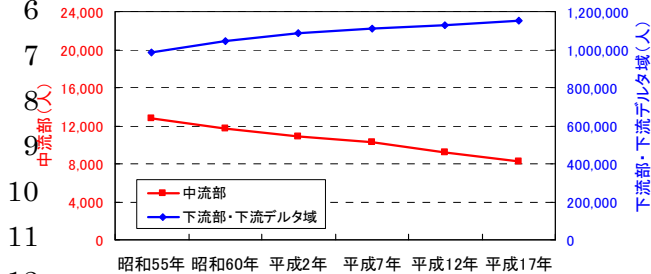


図 2.1.5 下流・下流デルタ域と中流部の人口の推移

(下流部・下流デルタ域は広島市、中流部は安芸太田町のデータを使用)

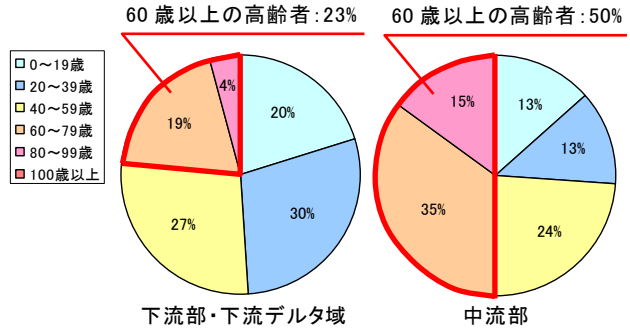


図 2.1.6 下流・下流デルタ域と中流部の人口の年齢構成 (平成17年国勢調査による)

(下流部・下流デルタ域は広島市、中流部は安芸太田町のデータを使用)

(2)産業

下流デルタ域には中国・四国地方唯一の百万都市である広島市の中心市街地が密集し、高度な都市機能が集積しています。広島県の卸・小売業、情報サービス・情報通信業従事者は広島県を除く中国4県の合計に匹敵し、広島県内の約7～8割は広島市が占めています。また、臨海部には、国内のみならず海外に製品を供給する大手重工業メーカーや大手自動車メーカーが立地しています。



最下流部の工業地帯

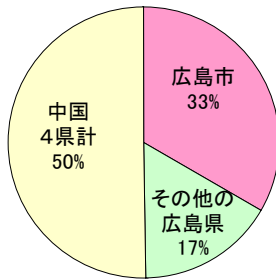


図 2.1.7 卸・小売業年間商品販売額の比率 (平成16年商業統計調査：経済産業省による)

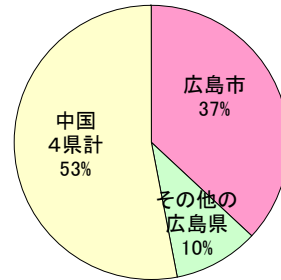


図 2.1.8 情報サービス・情報通信業従事者の比率 (平成18年事業所・企業統計調査：総務省による)

2.1.7 河川の利活用

中上流部の安芸太田町では、平成 14 年に温井ダムが完成し、その後観光客が増加しました。ダム建設中に開催された「温井ダムまつり」が「龍姫湖まつり」として継承され地域に定着しています。下流部の高瀬堰湛水域等ではカヌー教室が開催されており、河川の形状や地域の特徴に応じた様々な利活用が行われています。

中流部はアユ釣りや水遊び、デイキャンプ等に利用され、下流部の広い河川敷は市民の憩いの場や、スポーツ活動をはじめとした各種イベントの開催等に利用されています。下流デルタ域の沿川には、国際平和都市「広島」の象徴である原爆ドームや平和記念公園等が存在し、国内外から多くの人々が訪れています。

また、江戸時代から舟運による物資輸送が盛んに行われていました。現在は往事のような利用はなされていませんが、遊覧船(太田川の河川遊覧、元安棧橋発着)や世界遺産を結ぶ航路(原爆ドーム～宮島間)、雁木を結ぶ水上タクシーが運行され、形を変えた舟運が行われています。

その他、下流デルタ域では、市街地中心部の区間でもシジミ採りが盛んに行われています。

中流部



下流部

下流デルタ域



2.2 河川事業の経緯

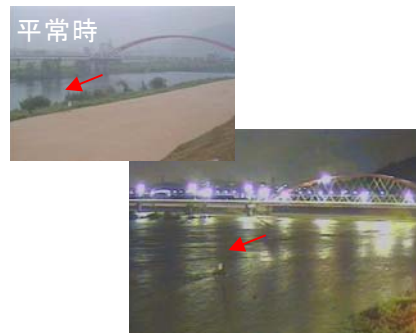
2.2.1 過去の水害

(1) 洪水被害

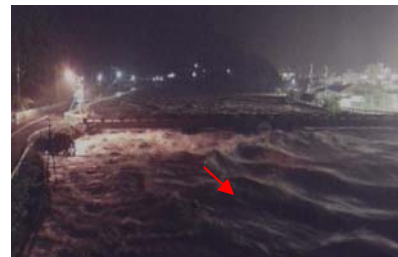
太田川の歴史は水害との戦いの歴史でもあり、有史以来幾多の洪水被害を繰り返してきました。干潟の干拓や埋立てにより下流デルタ域にゼロメートル地帯が形成されたことも、洪水被害を拡大させる原因の一つとなりました。

流域の洪水の特徴としては、9月頃の台風期によるものが圧倒的に多く、次いで6～7月にかけての梅雨期のものが多く、およそ30年に1回の頻度で大規模な洪水が発生しています。

近年においては平成17年9月洪水が戦後最大の流量(矢口第1地点：約7,200m³/s)を記録し、中流部で甚大な浸水被害が発生するとともに、下流部においても計画高水位¹⁾近くまで水位が上昇しました。



平成17年9月洪水時の様子
(安芸大橋下流左岸)



平成17年9月洪水時の様子
(太田川61.7k 堂見橋下流右岸)

表 2.2.1 太田川における主要洪水の一覧表

洪水発生 年月日 (発生原因)	流域平均 2日雨量 (玖村上流) (mm/2日)	流量 (m ³ /s) <地点名>	被害状況	備考
昭和18年9月20日 (台風26号)	298	6,700 <西原>	水害区域面積：32,811町歩 被災家屋数：17,632戸(家屋全壊471戸、半壊574戸 流失459戸、床上浸水16,128戸)	昭和23年 改修計画
昭和20年9月18日 (枕崎台風)	259	5,900 <西原>	水害区域面積：10,651町歩(広島県内) 被災家屋数：50,028戸(家屋全壊2,127戸、半壊3,375戸 床上浸水24,168戸、床下浸水20,358戸)(広島県内)	計画高水流量 6,000m ³ /s <西原地点>
昭和25年9月13日 (キジア台風)	237	4,500 <玖村>	水害区域面積：3,594町歩 被災家屋数：28,503戸(家屋全壊403戸、流失3戸 床上浸水4,592戸、床下浸水23,505戸)	昭和50年 工事実施基本 計画
昭和26年10月15日 (ルース台風)	259	4,500 <玖村>	水害区域面積：1,550町歩 被災家屋数：2,712戸(家屋流失全壊88戸、半壊98戸 床上浸水84戸、床下浸水2,442戸)	基本高水流量 12,000m ³ /s
昭和40年7月23日 (梅雨前線)	219	4,300 <玖村>	水害区域面積：494ha 被災家屋数：851戸(家屋全壊3戸、半壊3戸、流失2戸 床上浸水118戸、床下浸水725戸)	計画高水流量 7,500m ³ /s <玖村地点>
昭和47年7月12日 (梅雨前線)	309	6,800 <玖村>	水害区域面積：約200ha 被災家屋数：約1,000戸	
平成11年6月29日 (梅雨前線)	154	3,800 <矢口第1>	水害区域面積：不明 被災家屋数：324戸(家屋全壊13戸、半壊8戸 床上浸水110戸、床下浸水193戸)	平成19年 河川整備基本 方針
平成17年9月7日 (台風14号)	261	7,200 <矢口第1>	水害区域面積：約130ha 被災家屋数：486戸(家屋全壊4戸、一部損壊44戸 床上浸水284戸、床下浸水154戸)	基本高水流量 12,000m ³ /s
平成22年7月14日 (梅雨前線)	241	4,500 <矢口第1> (流観値)	水害区域面積：約34ha 被災家屋数：約70戸	計画高水流量 8,000m ³ /s <玖村地点>

注)流量の欄の< >内は、観測地点名を示す。

出典：被害状況は『太田川改修三十年史』『太田川史』(太田川工事事務所)、『災害状況』(広島県)、『広島市史』(広島市)等の記載値

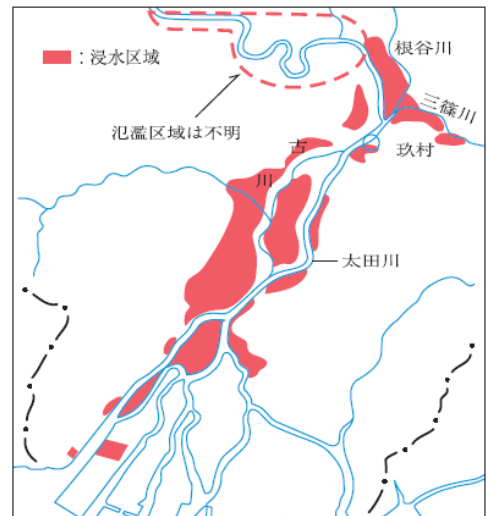
¹⁾ 河道を計画する場合に基本となる流量が改修後の河道断面を流下するときの水位のこと。この水位を超えると堤防の決壊等重大な災害が生じる可能性が高くなる。H.W.L. (Hight Water Level) ともいう。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

昭和18年9月洪水

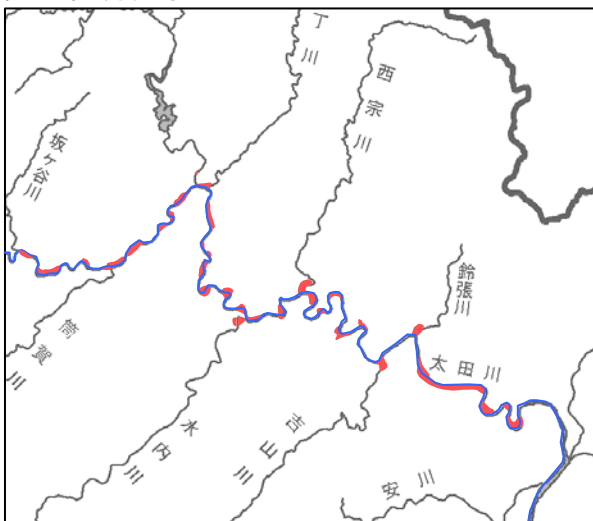


(中流部)

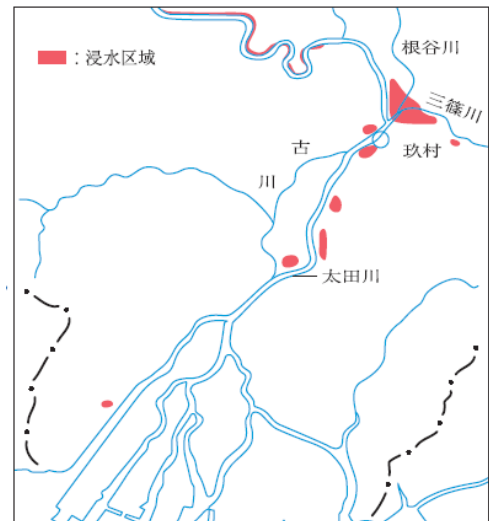


(下流部、下流デルタ域)

昭和47年7月洪水

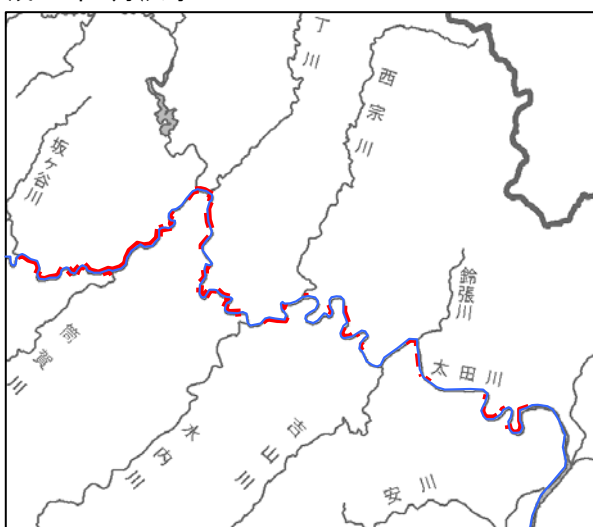


(中流部)

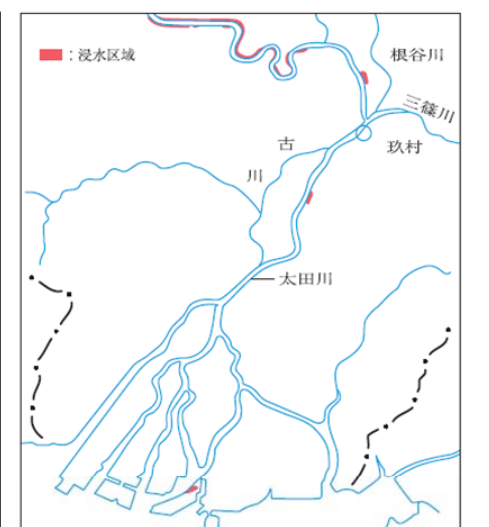


(下流部、下流デルタ域)

平成17年9月洪水



(中流部)



(下流部、下流デルタ域)

図 2.2.1 既往の洪水による浸水範囲

1 **(2)高潮被害**

2 広島市は太田川の下流デルタ域に発達した大都市であり、市街地の主要部
3 は干潟の干拓及び埋め立てによって拡大してきました。このため、地盤が低
4 く、広島市の市街地は高潮被害を受けやすいゼロメートル地帯となっています。

5 昭和期には、昭和 17 年 8 月周防灘台風その他、昭和 26 年 10 月のルース台
6 風、昭和 29 年 9 月の洞爺丸台風と相次いで高潮災害に見舞われ、市内は甚大
7 な被害を受けました。

8 平成に入ってから、平成 3 年 9 月の台風 19 号による高潮被害の他、平成
9 11 年 9 月の台風 18 号、平成 16 年 8 月の台風 16 号と 9 月の台風 18 号によ
10 り高潮被害が発生しました。



平成16年高潮による浸水状況
(広島市南区出島付近)



平成16年高潮による浸水状況
(広島市西区観音付近)

1

表 2.2.2 太田川における主な高潮被害の一覧

高潮発生年月日と発生原因(台風名)	最高潮位(T.P.m) ¹⁾	偏差(m)	検潮所	被害の実態	
昭和8年10月20日	—	2.58	不明	宇品	不明
昭和9年9月9日	—	不明	〃	—	家屋全半壊 690戸 浸水 378戸 船舶所有沈没・流失 234隻
昭和17年8月27日	周防灘	3.30	1.00	潮位は痕跡より推定	家屋全半壊 1,159戸 浸水 21戸
昭和18年9月20日	26号	2.30	不明	〃	家屋全半壊 471戸 浸水 574戸 船舶所有沈没・流失 16,128隻
昭和25年9月13日	キジア	2.33	〃	宇品	床上浸水 410戸 床下浸水 2,804戸
昭和26年10月15日	ルース	1.78	1.90	〃	家屋全半壊 226戸 浸水 4,540戸 船舶所有沈没・流失 53隻
昭和29年9月26日	洞爺丸	2.70	1.30	江波	床上浸水 256戸 床下浸水 2,953戸
昭和30年10月1日	ルイズ	2.69	1.00	〃	床上浸水 361戸 床下浸水 2,633戸
昭和51年9月13日	17号	2.38	1.0	〃	床下浸水 66戸
昭和53年9月15日	18号	2.78	0.9	〃	床下浸水 16戸
平成3年9月27日	19号	2.91	1.81	〃	床上浸水 575戸 床下浸水 1,954戸
平成11年9月24日	18号	2.74	1.84	〃	床上浸水 216戸 床下浸水 202戸
平成16年8月30日	16号	2.78	1.79	〃	床上浸水 1戸 床下浸水 16戸
平成16年9月7日	18号	2.96	2.09	〃	床上浸水 86戸 床下浸水 92戸

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

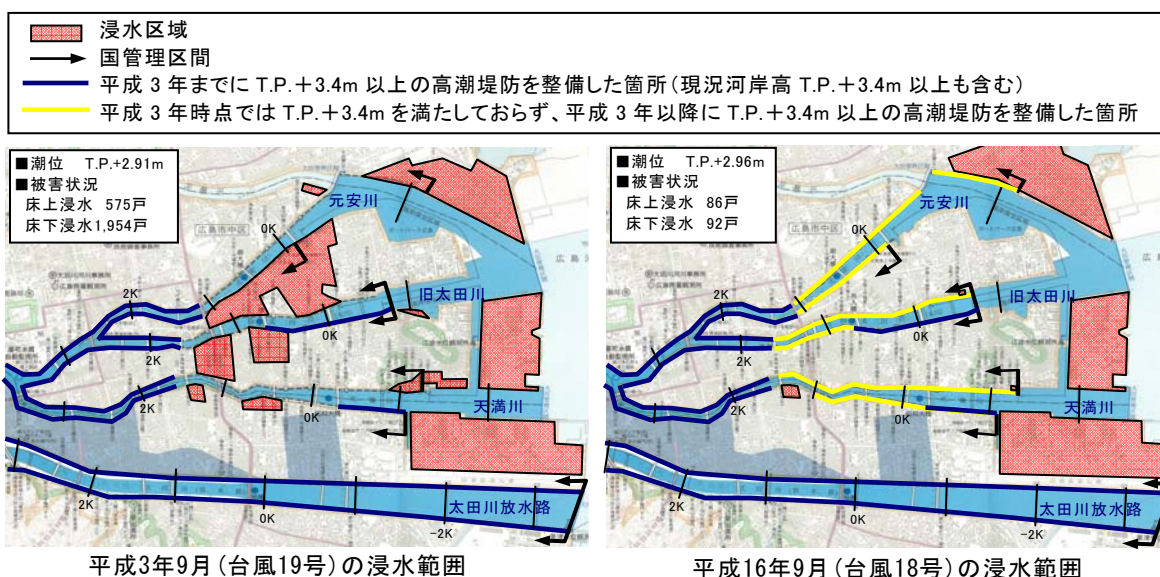


図 2.2.2 既往の高潮による浸水範囲

¹⁾ T.P.とは、河川を管理する基準となる標高で、東京湾平均海面をいう。

2.2.2 治水事業の経緯

(1)中世～藩政時代にかけての治水事業

太田川下流デルタ域の広島中心市街地は、原始・古代にはほとんど海中にありましたが、その後太田川が搬出する土砂により砂州や自然堤防ができ、中世(1400年頃)には三角州(デルタ)上流部が形成されました。

太田川の治水の歴史は天正17年(1589年)毛利輝元が広島の築城に着手したことに始まります。

低湿軟弱なデルタ上に広島城を築城するとともに、堤防の築造、改修が行われ、その後、城下町の整備が進み広島湾における新開地の造成も大規模に行われました。

江戸時代の治水事業は、河川で囲まれる島の周囲に堤防を築き城側の堤防を9寸(約0.3m)から8尺(約2.4m)程度高くすることで洪水の際に対岸の堤防を水が越すという「水越の策」、土砂の堆積を防止する「川掘り」、分派量を固定するための島(三角州)の最上流端への水制の設置、流水を抑制するための河岸部への水制の設置、御建藪・御留藪という水害防御用の植林等が行われました。一方、下流デルタ域への土砂堆積の抑制を目的として、寛永5年(1628年)に鉄穴流し^{てつあな}りが禁止されました。また、寛永9年(1632年)には堤防取締令が出され、堤防の保護が命じられました。さらに、設置年は明らかではありませんが、洪水高を示す量水標(水尺)が設けられ、寛政9年(1797年)5月、藩は「防水につき藩令」を出し、勘定奉行及び藩士に対し出水時に水防に出動すべき水位を定めました。しかし、抜本的な対策とはならず、太田川の度重なる洪水はその後も続きました。



図 2.2.3 江戸時代の治水対策

(2)近代治水計画の変遷

太田川の近代の治水計画は、大正8年の洪水を対象に西原地点^{にしはら}における計画高水流量を4,500m³/sとし、さらに大芝地点^{やまて}で派川山手川を改修し本川(後の放水路)に3,500m³/s、残り1,000m³/sを市内派川に分派させる基本計画を昭和8年に策定したことに始まります。

その後、昭和18年7月、9月及び同20年9月に相次いで発生した計画高水流量^{くむら}を上回る洪水により甚大な被害を受けたため、昭和23年に玖村地点

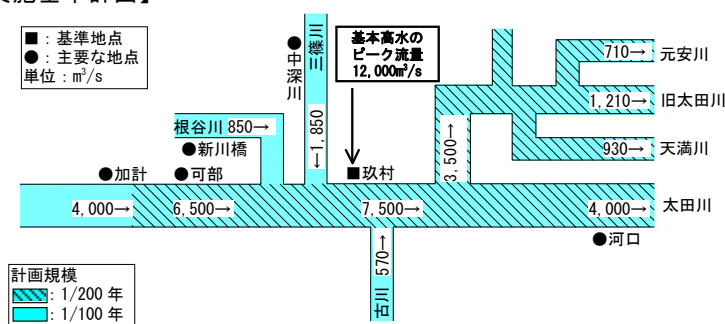
1) 花崗岩類の風化土層を切り崩して水路に流し、比重選別によって砂鉄を採取する方法。中国山地は、かつて砂鉄を原料とした、たたら製鉄業が盛んであった。
 2) 計画高水流量とは、基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の河道、ダム等の計画の基本となる高水流量をいう。

1 における計画高水流量を $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、放水路に $4,000\text{m}^3/\text{s}$ 、市内派川に
 2 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派させる計画の改定を行いました。これに基づき昭和 40 年に
 3 太田川水系工事实施基本計画を策定しました。

4 昭和 40 年、47 年等の大出水及び高度経済成長期の急速な流域の開発状況
 5 等をかんがみ、太田川水系工事实施基本計画を昭和 50 年に改訂し、基準地点
 6 玖村の基本高水のピーク流量¹⁾を $12,000\text{m}^3/\text{s}$ (計画規模 1/200) と定め、この
 7 うち $4,500\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設により調節し、計画高水流量を $7,500\text{m}^3/\text{s}$ と
 8 しました。

9 そして、平成 9 年の河川法の改正により、工事实施基本計画に代わり、基
 10 準地点玖村の基本高水のピーク流量は $12,000\text{m}^3/\text{s}$ のまま、洪水調節施設によ
 11 り $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、計画高水流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ とする太田川水系河川整
 12 備基本方針を平成 19 年 3 月 30 日に策定しました。

【工事实施基本計画】



【河川整備基本方針】

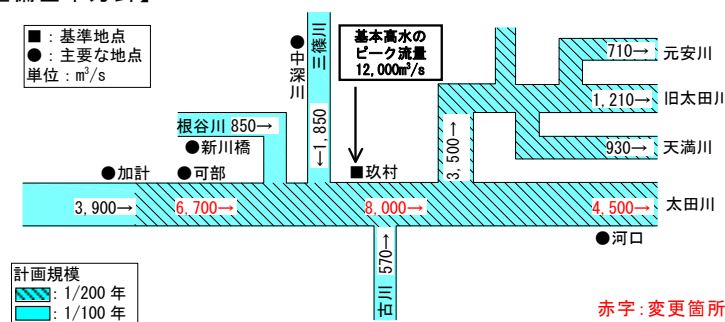


図 2.2.4 工事实施基本計画と河川整備基本方針の流量配分

¹⁾ 基本高水は洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいい、基本高水のピーク流量とはそのピーク流量をいう。

1 **(3)本格的な治水事業の経緯**

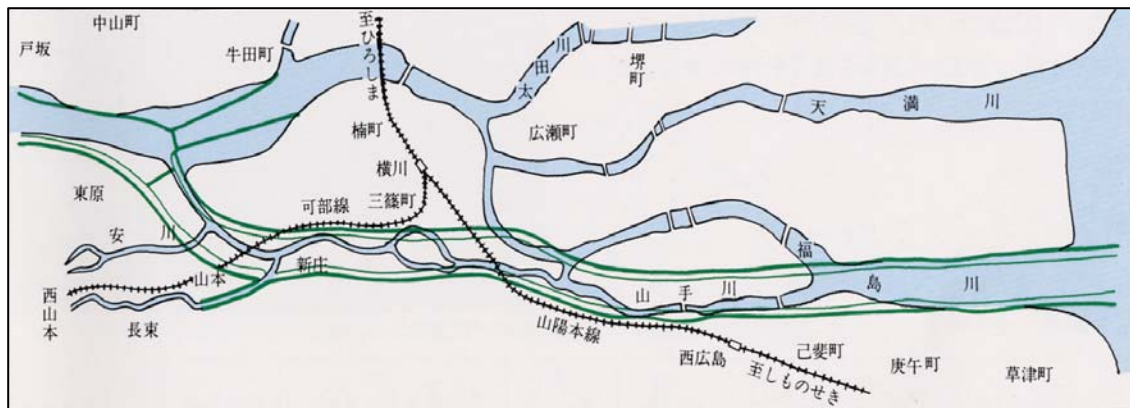
2 太田川における本格的な治水事業は、昭和 7 年に広島市国泰寺町に測量員
3 詰所が開設され、基礎的な測量調査や計画・実施設計を行い、さらに直轄事
4 業として改修工事に着手したことに始まります。

5 昭和 9 年には、本格的に太田川放水路の工事に着手しましたが、その後、
6 戦局の悪化により昭和 19 年に工事が中断され、可部地区や八木地区において
7 一部の築堤・護岸等の工事を実施するにとどまっていた。

8 さらに、終戦を迎え太田川放水路計画に対する地元の反対が強まりました
9 が、放水路計画の必要性和妥当性が再度の検討や比較調査により示され、昭
10 和 23 年、既定計画による工事再開が決定されました。

11 その後、継続的に地元との折衝・協議が行われ、昭和 26 年に用地問題の一
12 部解決により、太田川放水路における工事が本格的に再開されました。昭和
13 29 年には用地や漁業補償問題もほぼ解決し、放水路の掘削及び築堤・埋立工
14 事が進められました。

15 そして、昭和 36 年には大芝水門、祇園水門の建設に着手し、昭和 42 年に
16 現在の太田川放水路が概成しました。



27 図 2.2.5 太田川放水路計画図



30 建設前(昭和46年9月)



31 建設後(現在)

32 図 2.2.6 高瀬堰の建設前後の状況

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31



図 2.2.7 現在の分派地点の状況

また、固定堰のため治水上河積を阻害していた高瀬井堰を改築し、昭和 50 年 10 月に可動堰として高瀬堰が完成しました。

さらに、平成 14 年 3 月には、太田川水系で洪水調節機能を持つ初めてのダムとなる温井ダムが完成しました。



温井ダム

2. 太田川水系の概要

1 一方、高潮対策事業については、昭和 34 年の伊勢湾台風災害を契機とし、全
2 国的に高潮対策の緊急性が認識されたことから始まりました。

3 太田川においても下流デルタ域における高潮対策の重要性が指摘されたこ
4 とから、昭和 44 年に「広島湾高潮対策全体計画」を策定しました。

5 この計画では、ルース台風のコースを伊勢湾台風規模の台風が通過した場合
6 を想定し、天体潮位及び台風による偏差を考慮して、計画高潮位を T.P.+4.40m
7 としました。

8 以後、この計画に基づき高潮堤防を段階的に整備¹⁾してきました。しかし、
9 平成 3 年、11 年、16 年と度重なる高潮による被害が発生したため、現在、こ
10 れらの再度災害防止を目的とした堤防高 T.P.+3.4m までの整備を重点的に実
11 施しています。

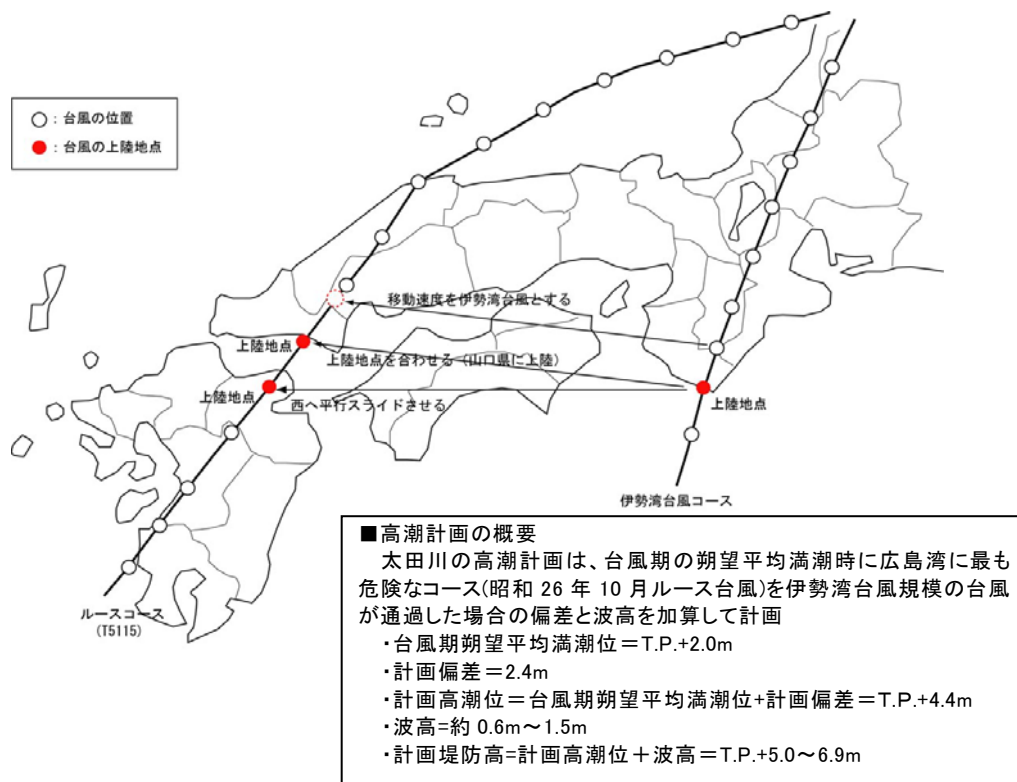


図 2.2.8 高潮計画の概要及び過去の台風の経路

1) 高潮堤防の段階的な整備とは、盛土施工後の圧密沈下を考慮し、十分な時間を置きながら一定高さまでを段階的に整備すること。太田川では第1段階をT.P.+2.2m、第2段階をT.P.+3.4m、第3段階をT.P.+4.4mとしている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

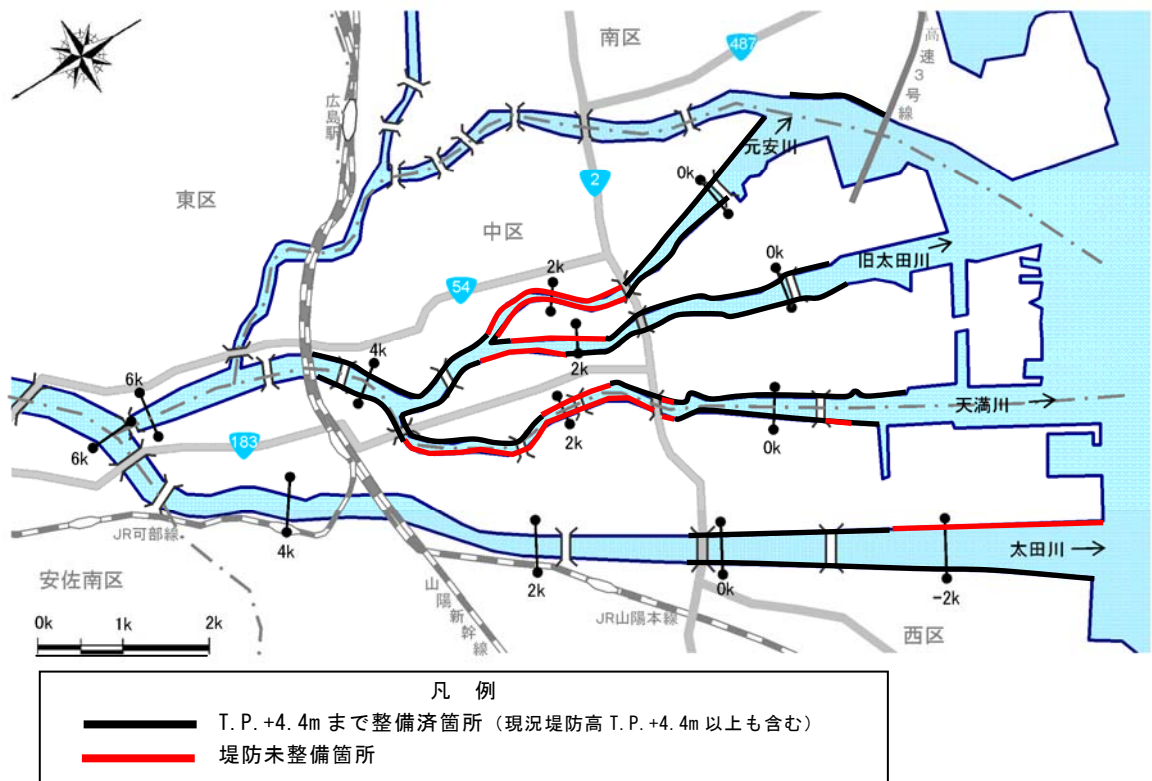


図 2.2.9 高潮堤防の整備状況

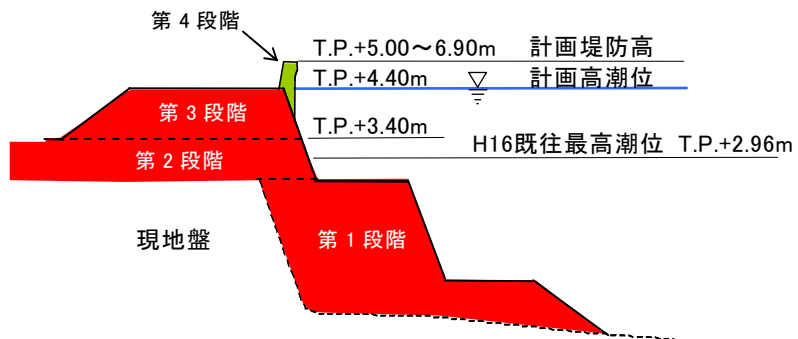


図 2.2.10 高潮堤防の整備イメージ図

2. 太田川水系の概要

1 表 2.2.3 太田川水系における治水事業に関する沿革（災害・計画・事業）

西 暦	年 号	記 事
1932	昭和 7 年	太田川直轄改修事業着手 太田川計画高水流量決定（西原：4,500m ³ /s）
1934	昭和 9 年	太田川放水路工事に着手
1942	昭和 17 年	周防灘台風による高潮（最高潮位：TP+3.30m、家屋全半壊 1,159 戸、浸水 21 戸）
1943	昭和 18 年	台風 26 号による洪水（西原：6,700m ³ /s、被災家屋 17,632 戸） 〃 による高潮（最高潮位：TP+2.30m、家屋全半壊 471 戸、浸水 574 戸）
1944	昭和 19 年	戦局の悪化により太田川放水路工事を事実上中断
1945	昭和 20 年	枕崎台風による洪水（西原：5,900m ³ /s、被災家屋 50,028 戸）
1948	昭和 23 年	計画高水流量改定（玖村：6,000m ³ /s）
1950	昭和 25 年	キジヤ台風による洪水（玖村：4,500m ³ /s、被災家屋 28,503 戸） 〃 による高潮（最高潮位：TP+2.33m、床上浸水 410 戸、床下浸水 2,804 戸）
1951	昭和 26 年	太田川放水路工事を本格的に再開 ルース台風による洪水（玖村：4,500m ³ /s、被災家屋 2,712 戸） 〃 による高潮（最高潮位：TP+1.78m、家屋全半壊 226 戸、浸水 4,540 戸）
1954	昭和 29 年	洞爺丸台風による高潮（床上浸水 256 戸、床下浸水 2,953 戸）
1955	昭和 30 年	太田川洪水予報河川に指定 ルイズ台風による高潮（最高潮位：TP+2.69m、床上浸水 361 戸、床下浸水 2,633 戸）
1961	昭和 36 年	大芝水門及び祇園水門の工事着手
1964	昭和 39 年	大芝水門完成
1965	昭和 40 年	祇園水門完成 太田川放水路通水 三篠川洪水、緊急事業着手 太田川、旧太田川、三篠川国管理区間指定 太田川水系工事実施基本計画施行（玖村：基本高水のピーク流量 6,000m ³ /s）
1966	昭和 41 年	根谷川国管理区間指定
1967	昭和 42 年	太田川放水路概成 太田川・三篠川国管理区間延伸、古川国管理区間指定 温井ダム予備調査着手
1968	昭和 43 年	三篠川改修概成（緊急事業）
1969	昭和 44 年	古川締切工事完成 根谷川国管理区間延伸 広島湾高潮対策全体計画策定
1970	昭和 45 年	旧太田川国管理区間延伸
1971	昭和 46 年	高瀬堰建設工事着手 天満川国管理区間指定、古川国管理区間延伸
1972	昭和 47 年	梅雨前線による洪水（玖村：6,800m ³ /s、被災家屋 約 1,000 戸） 元安川国管理区間指定
1974	昭和 49 年	温井ダム実施計画調査着手
1975	昭和 50 年	高瀬堰完成 太田川国管理区間延伸、滝山川国管理区間指定 太田川水系工事実施基本計画改訂（玖村：基本高水のピーク流量 12,000m ³ /s、計画高水流量 7,500m ³ /s）
1976	昭和 51 年	太田川国管理区間延伸
1977	昭和 52 年	温井ダム本体工事着手 滝山川国管理区間延伸・戸坂川国管理区間指定
1980	昭和 55 年	高潮堤防整備着手
1991	平成 3 年	台風 19 号による高潮（最高潮位：TP+2.91m、床上浸水 452 戸、床下浸水 1,582 戸）
2002	平成 14 年	温井ダム完成
2005	平成 17 年	台風 14 号による洪水（観測史上最大洪水、矢口第 1：7,200m ³ /s、被災家屋 486 戸）
2007	平成 19 年	太田川水系河川整備基本方針施行（玖村：基本高水のピーク流量 12,000m ³ /s、計画高水流量 8,000m ³ /s） 太田川中流部の床上浸水対策特別緊急事業着手

2

2.2.3 水利用に関する経緯

水利用は、水力発電が盛んなことが特徴です。流域は冬季の積雪による影響もあり、年間を通じて流域内の降水量が多く、地形が急峻なことから電源開発が古くから行われてきました。

太田川の流水により発電された電力は、広島市の近代化の推進を支えてきました。現在でも大正 14 年に設置された間野平発電所をはじめとした大小 22 か所の発電所で発電された最大出力約 87 万 kW の電力が、広島市の他、瀬戸内海沿岸の諸都市に送電され、人々の暮らしを支えています。

また、農業用水は約 3,100ha の農地でかんがい利用されています。その中でも規模の大きなものとしては、明和 5 年(1768 年)に太田川・古川と安川に挟まれた地区の水不足を解消するためつくられたといわれる八木用水があり、太田川下流部右岸地域のかんがい用水として 240 年を経た現在も利用されています。

一方、水道用水の給水は明治 32 年に始まり、順次給水範囲が拡張されてきました。現在では、昭和 50 年に完成した高瀬堰を通じて、広島市の他、江田島市等の瀬戸内海の島しょ部や、県境を越えて愛媛県にも供給されています。平成 21 年時点での給水能力は約 89 万 m³/日、給水人口約 155 万人にも及び、広島市の水道供給量の約 9 割、呉市(流域外)の水道供給量の約 8 割が太田川から取水されています。

渇水状況をみると、平成 6 年には節水日数が 98 日間も続き、戦後最大の渇水が発生した他、昭和 48 年、昭和 53 年、昭和 57 年、昭和 59 年、平成 4 年等の渇水によってしばしば取水制限が行われてきました。このような状況の中、昭和 50 年には江の川流域の土師ダムから太田川への上水・工水の分水が行われ、平成 14 年には太田川支川の滝山川に温井ダムが完成し、水供給を開始しました。

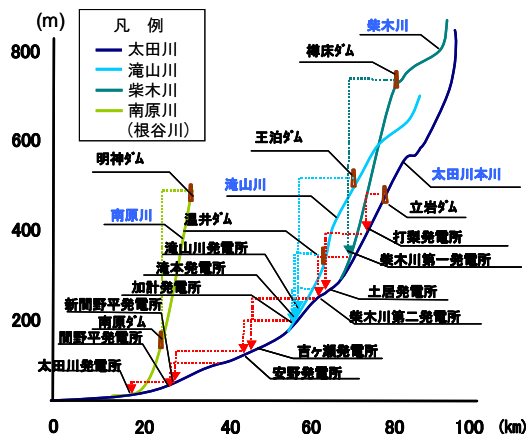


図 2.2.11 太田川の河床勾配と主な発電所の位置

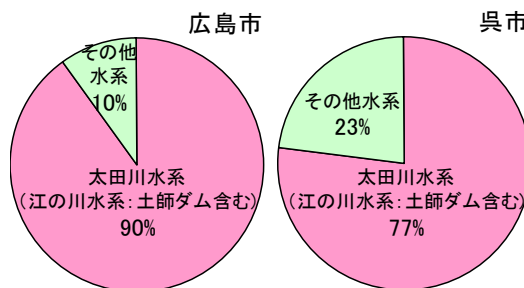


図 2.2.12 太田川からの水道供給量を多く占める広島市、呉市における水源の割合

1 **3. 太田川の現状と課題**

3 **3.1 治水に関する現状**

5 太田川水系においては、過去に発生した洪水や高潮をもとに計画を策定・改訂し、
7 これらの計画に基づき、堤防や河道の整備、
9 太田川放水路や温井ダムの建設等による治水
11 対策を着実に進めてきました。

15 しかし、河川整備基本方針に定めた治水
17 安全度を確保し、地域の安全・安心な暮らし
19 を守るためには、現状の整備水準では満足
21 とは言えません。

23 太田川水系河川整備基本方針では、基準
25 地点玖村において、基本高水のピーク流量
27 $12,000\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節
29 施設により調節し、河道への配分流量を
31 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ と定めています。

33 このうち、既設の温井ダムにより玖村地
35 点において約 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節機能を
37 有していますが、水系全体として未だ約
39 $2,300\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節機能が不足している
41 状況です。

43 また、太田川水系では、平成に入ってから、
45 戦後最大となる洪水及び高潮が発生し
47 ています。

49 洪水に関しては、平成 17 年 9 月の台風
51 14 号により、中流部を中心として、浸水家
52 屋 486 戸（家屋全壊：4 戸、一部損壊：44 戸、床上浸水：284 戸、床下浸水：
53 154 戸）と甚大な被害が発生しました。

54 この洪水は、流域平均 2 日雨量 263mm （玖村上流域）を記録し、矢口第 1
55 地点において計画高水流量の約 9 割にあたる洪水のピーク流量約 $7,200\text{m}^3/\text{s}$ を
56 記録しました。このとき、温井ダムにより最大約 $180\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うと
57 ともに、利水ダムによる貯留や中流部でのはん濫があったため、これらを考慮
58 すると、 $7,200\text{m}^3/\text{s}$ 以上の洪水が発生していたものと考えられます。

59 幸いにも、下流部では外水による浸水被害は発生しなかったものの、計画高
60 水位と同程度のピーク水位を記録し、市内派川の天満川観音地区では、河岸高
61 まで水位が迫り水防活動により浸水被害を防止しました。

62 また、河道内の樹木の多くが倒伏し、一部は流失しました。また、放水路と
63 市内派川の洪水分派機能を持つ大芝水門・祇園水門の分派点では、河川整備基



図 3.1.1 位置図

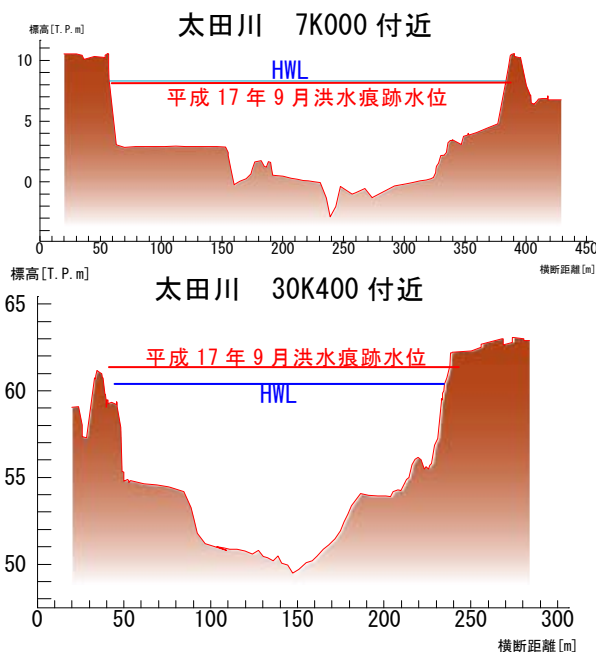


図 3.1.2 平成 17 年 9 月洪水の痕跡水位

1 本方針で定めた計画高水流量 8,000m³/s 流下時の洪水分派比（放水路
2 4,500m³/s：市内派川 3,500m³/s）と比較し、放水路側に多めの洪水流量（放水
3 路 約 4,500m³/s：市内派川 約 2,800m³/s）が分派しました。

4 さらに、中流部では各所で計画高水位を上回る痕跡を記録するとともに、計
5 画高水流量（約 6,000m³/s）と同程度の流量を記録し甚大な家屋浸水被害が発生
6 しました。

7 高潮に関しては、ゼロメートル地帯である下流デルタ域において、平成 3 年、
8 11 年、16 年と度々高潮被害に見舞われ、甚大な高潮被害が発生しました。

9 平成 3 年 9 月（台風 19 号）による高潮では、広島中心市街地において浸水
10 家屋 2,529 戸（床上浸水：575 戸、床下浸水：1,954 戸）と甚大な被害が発生し
11 ました。この高潮では、観測史上 2 番目となる最高潮位 T.P.+2.91m を記録しま
12 した。

13 平成 16 年 9 月（台風 18 号）では、平成 3 年 9 月の高潮を上回る、観測史上
14 最大の潮位（T.P.+2.96 m）を記録しましたが、再度災害防止のために実施され
15 た高潮堤防整備の効果もあり、その被害は平成 3 年 9 月高潮に比較し大きく軽
16 減されました。

17 また、太田川の国管理区間に築造された堤防は、主に昭和初期より順次築堤
18 されてきたもので、築堤年代が古く、多くの区間で堤防の内部構造が不明確な
19 部分も多いため、平成 15 年度より堤防の浸透に対する安全性照査（照査総延
20 長：約 42km）を実施しました。照査の結果、約 4 割にあたる 14.9km で、必要
21 な安全性が確保できていないことが判明し、平成 22 年 3 月時点で、0.4km の
22 対策を実施しましたが、未だ 14.5km において未対策となっています。

23 さらに、平成 7 年度より高潮堤防のレベル 1 地震動¹⁾に対する耐震性能の照査
24 （照査総延長：約 22km）を実施した結果、約 8 割にあたる 17.4km で必要な安
25 全性が確保できていないことが判明しました。平成 22 年 3 月時点で 13.6km の
26 対策を実施しましたが、未だ 3.8km において未対策となっています。

27 28 【堤防の整備状況】

29 太田川水系の国管理区間 129.37km のうち、堤防が必要な延長は 119.7km（堤
30 防不要区間及び高潮区間を除く）で、平成 22 年 3 月現在で、計画断面²⁾形状が
31 確保できている延長は約 66.4km（約 56%）、堤防の高さ又は堤防の幅が不足す
32 る暫定堤防³⁾の延長は約 9.7km（約 8%）、堤防の高さ及び堤防の幅ともに不足す

¹⁾ レベル 1 地震動とは、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

²⁾ 計画断面とは、計画断面形状が確保されている断面をいう。また、高潮堤防における計画断面とは、計画断面形状が確保されているとともに、50cm の護岸厚を有している堤防をいう。

³⁾ 暫定堤防とは、計画断面形状は確保されているが HWL ≤ 堤防高 < HWL + 計画余裕高である堤防、または、計画断面形状が確保されていないがスライドダウン堤防高が HWL 以上の堤防をいう。なお、スライドダウン堤防高とは、現状の堤防で必要な天端幅が確保できる高さまで下げた堤防高をいう。また、高潮堤防の暫定堤防は計画高潮位 T.P.4.4m 以上の堤防高が確保されている堤防をいう。さらに、計画堤防高が確保されていても、50cm 以上の護岸厚を有していない堤防は暫定堤防とする。

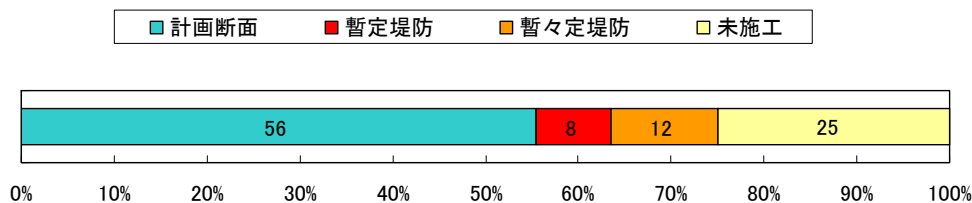
⁴⁾ 暫々定堤防とは、計画断面形状は確保されているが堤防高が HWL 未満の堤防、または、計画断面形状が確保されておらず、スライドダウン堤防高も HWL 未満の堤防をいう。また、高潮堤防における暫々定堤防とは堤防高 4.4m 未満の堤防をいう。さらに施工中の堤防も含む。

3. 太田川の現状と課題

1 る暫々定堤防⁴⁾の延長は約 13.8km(約 12%)、堤防未施工延長は約 29.9km(約
2 25%)です。下流デルタ域及び下流部では概ね堤防は概成しているものの、支
3 川や中流部では、未だ整備水準が低い状況です。

6 表 3.1.1 堤防整備延長（高潮区間を除く）

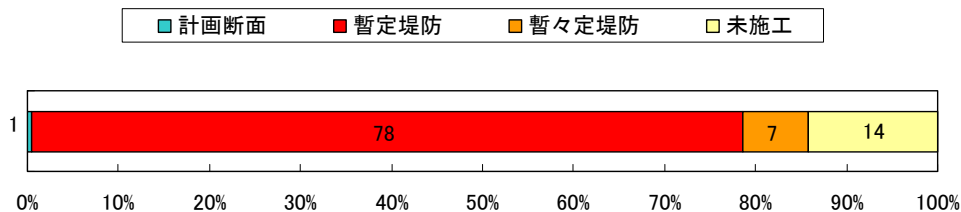
	計画断面	暫定堤防	暫々定堤防	未施工	堤防不要
延長(km)	66.4	9.7	13.8	29.9	80.0



13 図 3.1.3 堤防整備率（高潮区間を除く）

15 表 3.1.2 高潮堤防整備延長

	計画断面	暫定堤防	暫々定堤防	未施工	堤防不要
延長(km)	0.2	27.3	2.5	5.0	0.5



23 図 3.1.4 高潮堤防整備率

25 太田川水系のブロック別の課題は後述のとおりですが、水系全体としての治
26 水上の主な課題は、以下のとおりです。

28 ① 洪水に対する防御能力の不足

29 現状の治水施設では、河道の流下能力の不足(堤防整備・河道掘削等の未実
30 施)及び洪水調節機能の不足により、河川整備基本方針で定める計画規模の洪
31 水の発生に対して、地域の安全・安心な暮らしを守ることができません。

32 また、本川・支川とも戦後最大洪水等が再び発生した場合には、再び浸水
33 被害が発生するおそれがあります。

② 高潮に対する防御能力の不足

平成3年9月の高潮を契機に再度災害防止対策により高潮堤防の整備を進めていますが、再度災害防止を目的とした堤防高 T.P.+3.4m までの整備が完了しても、計画規模の高潮の発生に対して、地域の安全・安心な暮らしを守ることができません。

また、観測史上最大の平成16年9月の高潮が再び発生した場合には、現状の高潮堤防の整備状況では、再び浸水被害が発生するおそれがあります。

③ 洪水分派機能の不足

放水路と市内派川の洪水分派を制御する大芝水門及び祇園水門は、過去の治水計画に基づき洪水を分派させるよう整備されており、平成17年9月洪水の分派特性を考慮すると、現況施設では計画高水流量 8,000m³/s 流下時の分派比(放水路 4,500m³/s : 市内派川 3,500m³/s) 通りに分派させることができないことが懸念されます。

また、完成から40年以上が経過し、機械設備をはじめとして老朽化が進んでおり、大規模地震(レベル2地震動¹⁾)発生時には、施設の損傷により分派機能に支障をきたすことが予測され、広島中心市街地に甚大な被害が発生するおそれがあります。

④ 堤防の浸透及び地震に対する安全性の不足

河川堤防の浸透対策が未対策の箇所は、堤防内や基盤に水の通り道が形成され、堤防材料が洗い流されることで水の通り道がさらに拡大し、堤防の崩壊につながるおそれがあります。

また、地震対策が未対策の下流デルタ域では地震により地盤の液状化現象等が発生した場合、高潮堤防の沈下やすべり破壊が生じるおそれがあります。

広島市街地はゼロメートル地帯で朔望平均満潮位(約 T.P.+1.9m)より地盤高が低いため、地震により高潮堤防の沈下やすべり破壊が発生すると、平常時の潮位においても河川水が氾濫し、浸水被害が発生するおそれがあります。

¹⁾ レベル2地震動とは、対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。

トピック:平成 17 年 9 月洪水の概況

【気象の概要】

平成 17 年 9 月 3 日から 7 日にかけて、秋雨前線と台風 14 号は、広島県西部を中心に大雨や高潮をもたらしました。台風第 14 号は、大型で強い勢力を保ったまま、6 日 14 時過ぎ長崎県諫早市付近に上陸しました。その後、九州北部を北北東に進み、20 時頃北九州市付近から日本海に抜け、7 日 00 時頃島根県浜田市の西海上を北東に進みました。

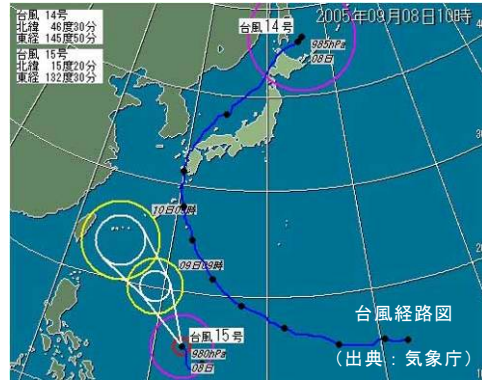


図 3.1.5 台風 14 号の台風経路図

台風の接近に伴い、6 日夜遅くからの満潮時を中心に潮位が高くなり、広島港では T.P. +2.63m に達しました。

【降雨の状況】

台風 14 号による総雨量は、太田川流域平均で 300mm を超え、安芸太田町加計雨量観測所をはじめ 6 観測所において、観測史上最大となる日雨量を記録しました。

平成 17 年 9 月洪水同様に太田川の中流部に大きな被害をもたらした昭和 47 年 7 月洪水に比べ降雨量の大きな範囲が流域の南西側に偏っており、短時間に集中して降ったことが降雨の特徴です。

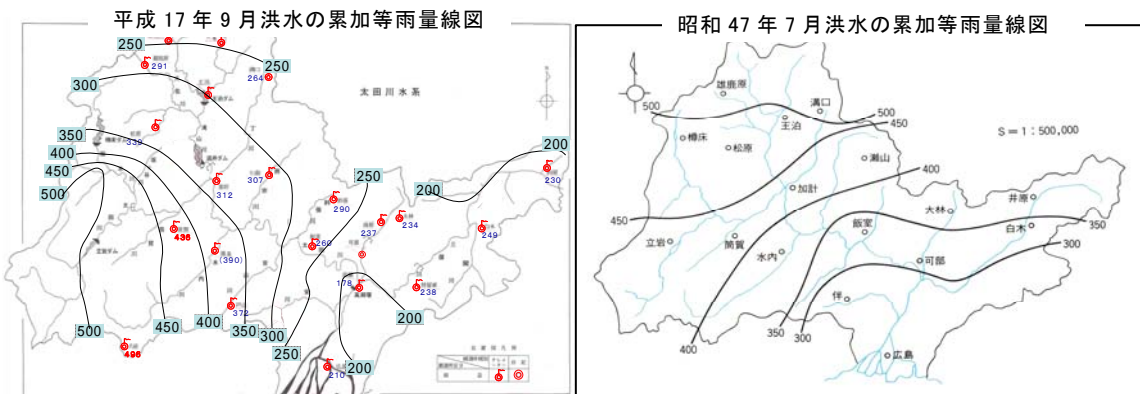


図 3.1.6 等雨量線図

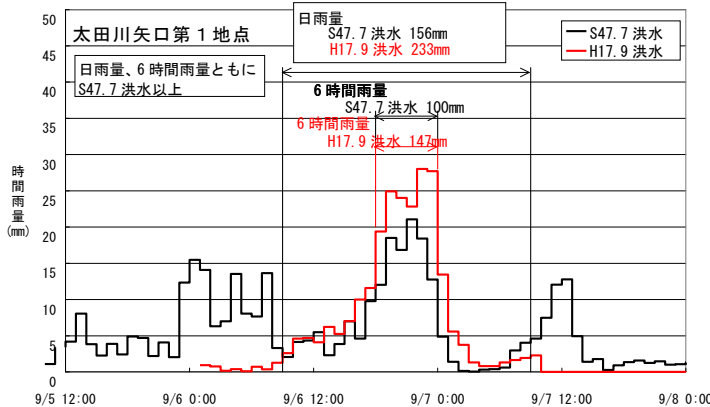


図 3.1.7 矢口第 1 地点流域平均雨量ハイトグラフ

【河川水位の状況】

太田川上流域に短時間に集中して降雨があったため、中流部の広島市安佐北区の飯室水位・流量観測所では、9時間で約8.5mもの急激な水位上昇を記録しました。また、下流部の広島市安佐北区の矢口第1地点でも、7時間で約6.7mの水位上昇を記録しました。

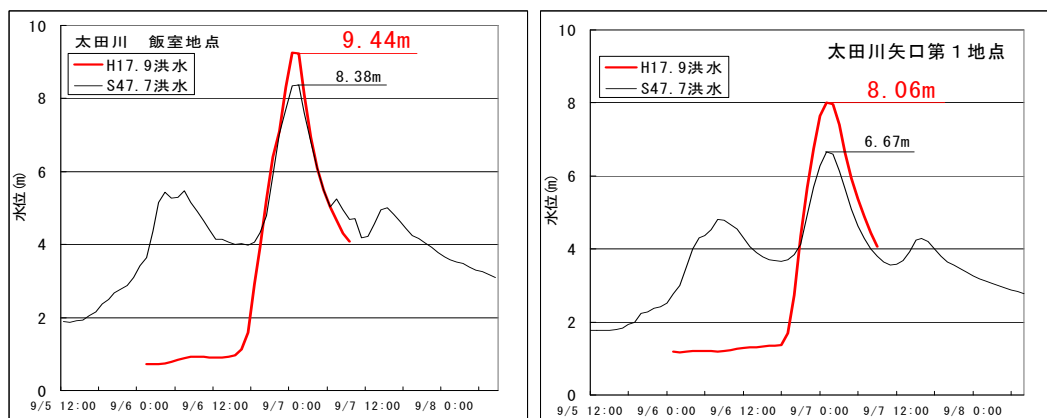


図 3.1.8 飯室水位・流量観測所及び矢口第1水位・流量観測所の水位

さらに、本川下流部を中心に流域内の8つの水位観測所において、観測史上最高の水位を更新しました。また、主に中流部で計画高水位を越える痕跡を記録しました。

表 3.1.3 観測所の水位一覧表

河川名	観測所名	計画高水位 (T.P. + m)	今回最高水位 (T.P. + m)	既往最高水位 (T.P. + m)	計画高水位 と今回最高 水位との差
太田川	飯室	57.75	56.94	55.88	0.81
	中野	23.40	22.61	21.63	0.79
	玖村	17.37	16.59	16.57	0.78
	矢口第1	13.22	12.56	11.17	0.66
	長和久	7.58	6.37	5.07	1.21
	祇園大橋	7.13	6.11	5.93	1.02
三篠川	上庄	21.37	19.62	19.06	1.75
古川	古川	9.20	8.40	7.50	0.80

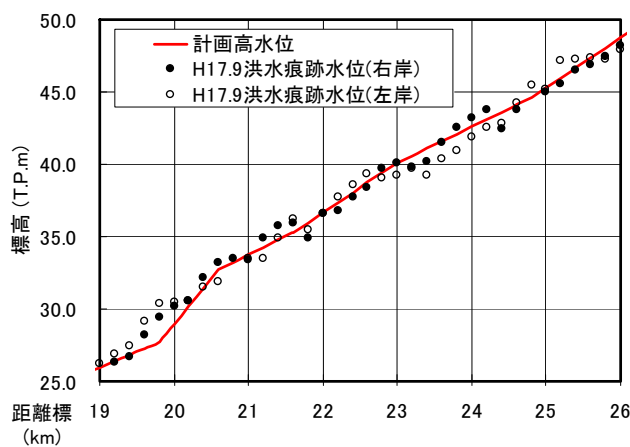


図 3.1.9 中流部における痕跡水位



図 3.1.10 観測所位置図

3. 太田川の現状と課題

【被災の状況】

中流部を中心として、浸水面積 130ha、浸水家屋 449 戸（家屋全壊：4 戸、一部損壊：44 戸、床上浸水：247 戸、床下浸水：154 戸）となり、広島市安佐北区安佐町大字久地地先では、洪水時のピーク水位が家屋の軒下までくるなど、甚大な被害となりました。



22.0k~23.3k 筒瀬川合流点上流付近 (広島市安佐北区安佐町大字筒瀬地先)
 30.4k~30.8k 鈴張川合流点付近 (広島市安佐北区安佐町大字飯室地先)
 被災痕跡水位 (広島市安佐北区安佐町大字久地地先)

図 3.1.11 平成 17 年 9 月洪水の被害状況

【河道及び河川管理施設の状況】

太田川本川においては、下流部において複断面河道の内岸砂州側に洪水の主流が流れ、砂州の洗掘により砂州上の樹木群が大規模に倒伏するとともに、河川敷の洗掘等が発生しました。



出水前 H12 年撮影 出水後 H18 年撮影

図 3.1.12 太田川下流部 9.0k 付近の樹木倒伏状況

また、放水路と市内派川の分派量については、計画分派比を上回る洪水流量が放水路側へ流下しました。¹⁾

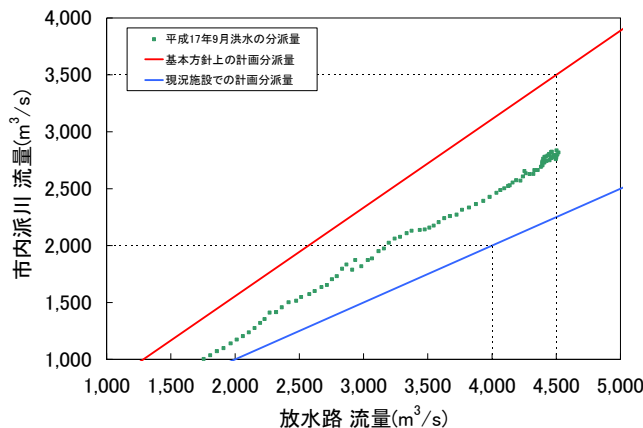


図 3.1.13 放水路及び市内派川の分派量

1) 後藤岳久・福岡捷二・阿部徹：太田川放水路と旧太田川への洪水流量配分及び感潮域の河床変動，水工学論文集，第 54 巻，2010 年 2 月より作成

1 中流部では、35箇所において護岸の決壊や根固め流失など河川管理施設にも大きな
2 被害が発生しました。



9 山県郡安芸太田町大字上殿地先



10 山県郡安芸太田町大字加計地先



11 広島市安佐北区安佐町大字飯室地先

12 図 3.1.14 平成 17 年 9 月洪水の河川管理施設の被害状況

3.1.1 下流デルタ域（太田川放水路・市内派川）

(1)はん濫域の特性

河口から太田川放水路と市内派川との分派地点までの下流デルタ域は、沖積層からなる軟弱な地盤上に典型的なデルタ地形を形成し、江戸時代以降の干拓によって開かれた低平地のゼロメートル地帯となっています。

ここに、人口・資産等の都市機能が集中する中国・四国地方最大の都市である広島市の中心市街地が広がっており、洪水に対する被害ポテンシャルは非常に高いことが特徴です。

また、市内派川に囲まれる下流デルタ域の堤内地盤高は、朔望平均満潮位よりも低いゼロメートル地帯が広がるため、高潮に対しても非常に脆弱です。



図 3.1.15 下流デルタ域対象区間 (国管理区間)

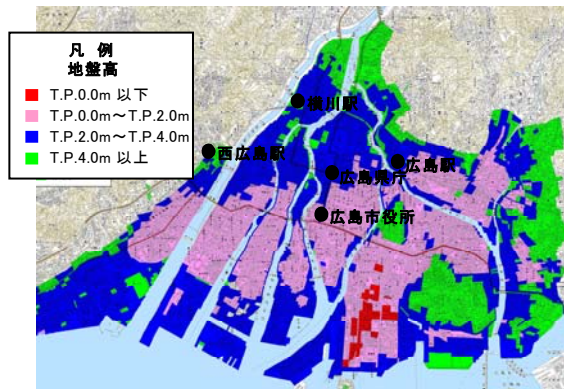


図 3.1.16 下流デルタ域の地盤高図

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

下流デルタ域においては、戦後最大の平成 17 年 9 月洪水において、外水による氾濫被害はなかったものの、市内派川天満川観音地区において河岸高まで水位が迫り、水防活動の土のう積みにより浸水被害を防止しました。

平成 17 年 9 月洪水が再び発生した場合には、現在の河道の整備状況では、天満川の観音地区等で洪水を流すために必要な河道、及び堤防断面が不足しているため、人口・資産等の集積した広島中心市街地が浸水するおそれがあります。

また、放水路と市内派川の洪水分派機能を持つ大芝水門及び祇園水門は、過去の治水計画に基づき 6,000m³/s の洪水流量を対象とし、放水路側に 4,000m³/s、市内派川側に 2,000m³/s を分派させるように建設されています。



観音地区の土のう積み状況



現在の分派地点の状況

平成 17 年 9 月洪水の分派状況を考慮すると、現況施設では計画高水流量 8,000m³/s を計画分派比（放水路側 4,500m³/s：市内派川側 3,500m³/s）どおりに分派させることができず、洪水を安全に流下させることができないおそれがあります。

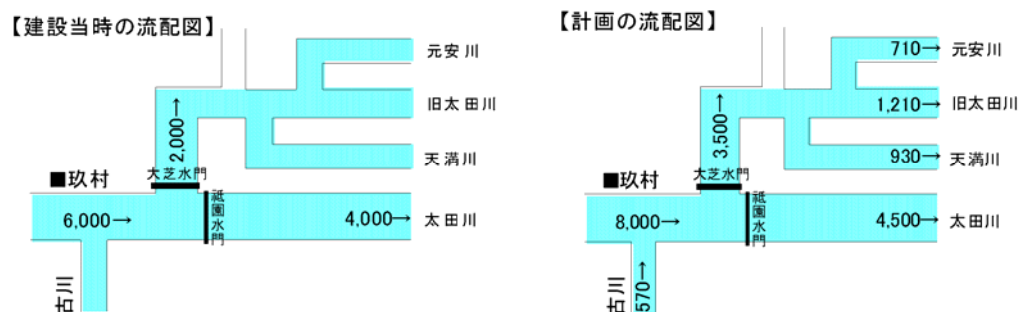


図 3.1.17 流量配分図

高潮に対する堤防の整備は、平成 3 年、平成 11 年、平成 16 年の台風において浸水被害が発生した箇所を中心とし、再度災害防止を目的とした堤防高 T.P.+3.4m までの整備を実施してきましたが、天満川の観音地区等、高潮堤防の未整備の箇所が存在しています。観測史上最大の平成 16 年 9 月の高潮が再び発生した場合には、現状の高潮堤防の整備状況では、再び浸水被害が発生するおそれがあります。

3. 太田川の現状と課題

「太田川水系太田川・天満川・旧太田川・元安川 浸水想定区域図」

1. 説明文

- (1) この図は、太田川水系太田川の洪水予報区間と天満川・旧太田川・元安川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水区域等は、指定時点の太田川、天満川、旧太田川、元安川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね 200 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより太田川、天満川、旧太田川、元安川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

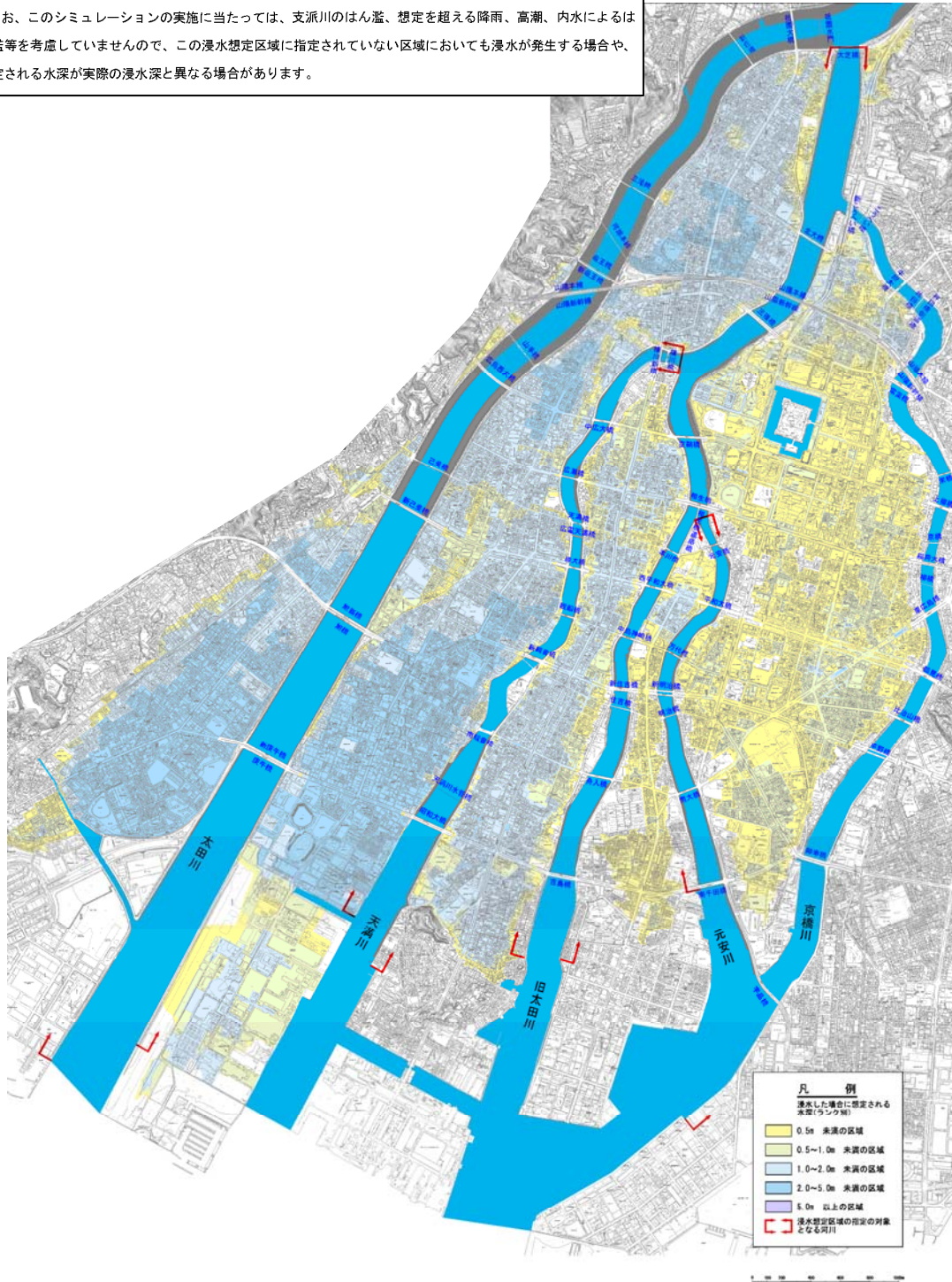


図 3.1.18 現状で計画規模の洪水が発生した場合に浸水するおそれがある範囲

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

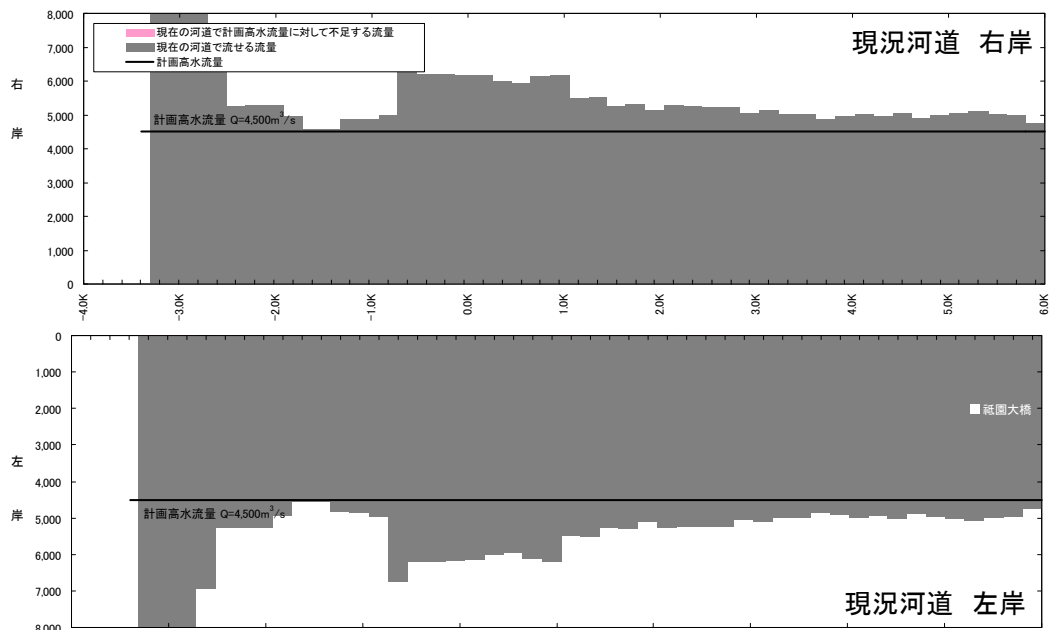


図 3.1.19 現況流下能力図(太田川放水路)

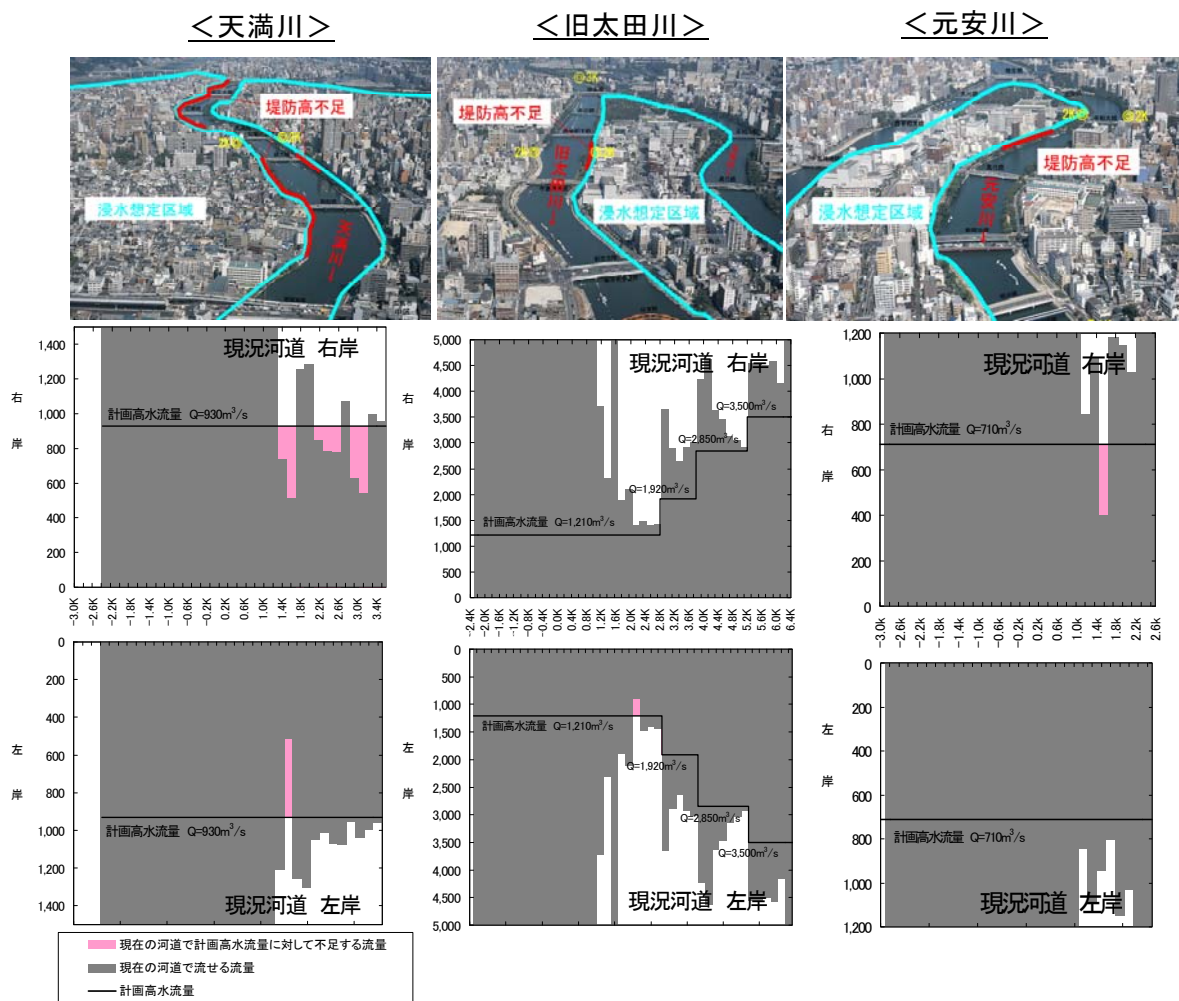


図 3.1.20 現況流下能力図(市内派川)

3. 太田川の現状と課題

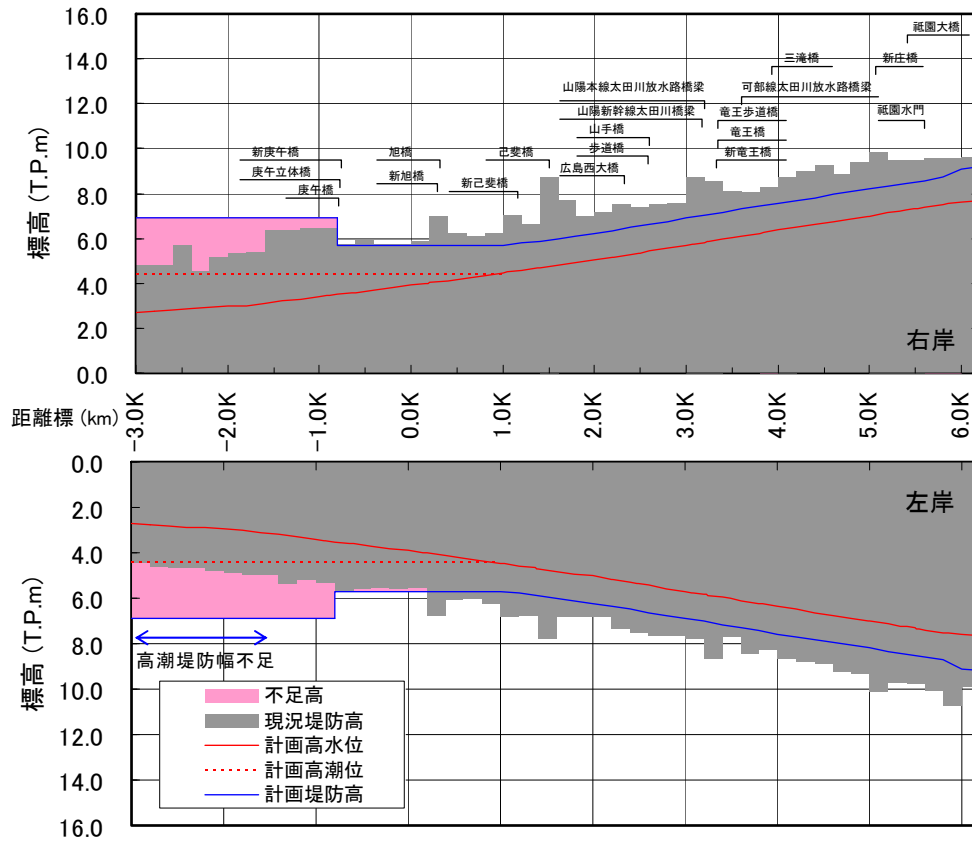


図 3.1.21 (1) 堤防高縦断図(太田川放水路)

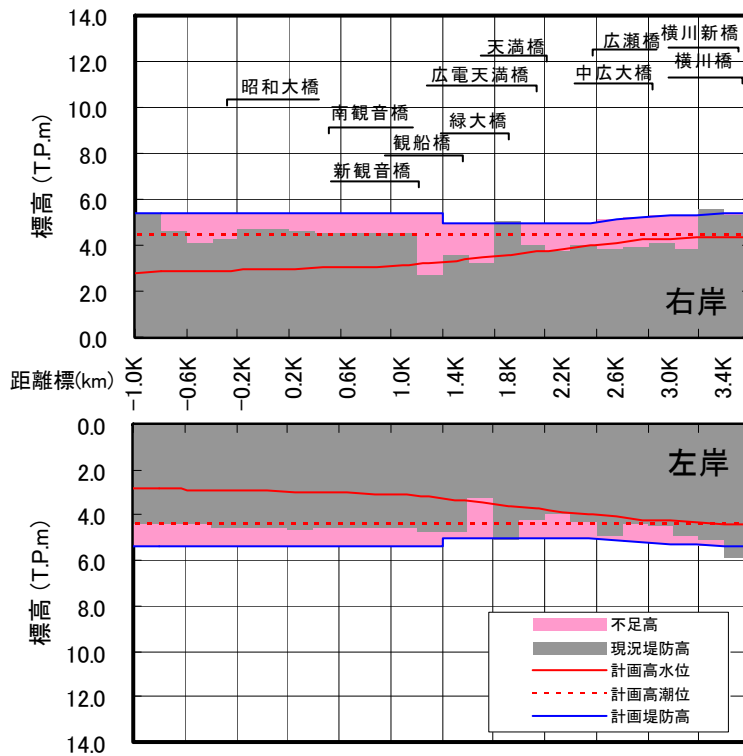


図 3.1.21 (2) 堤防高縦断図(天満川)

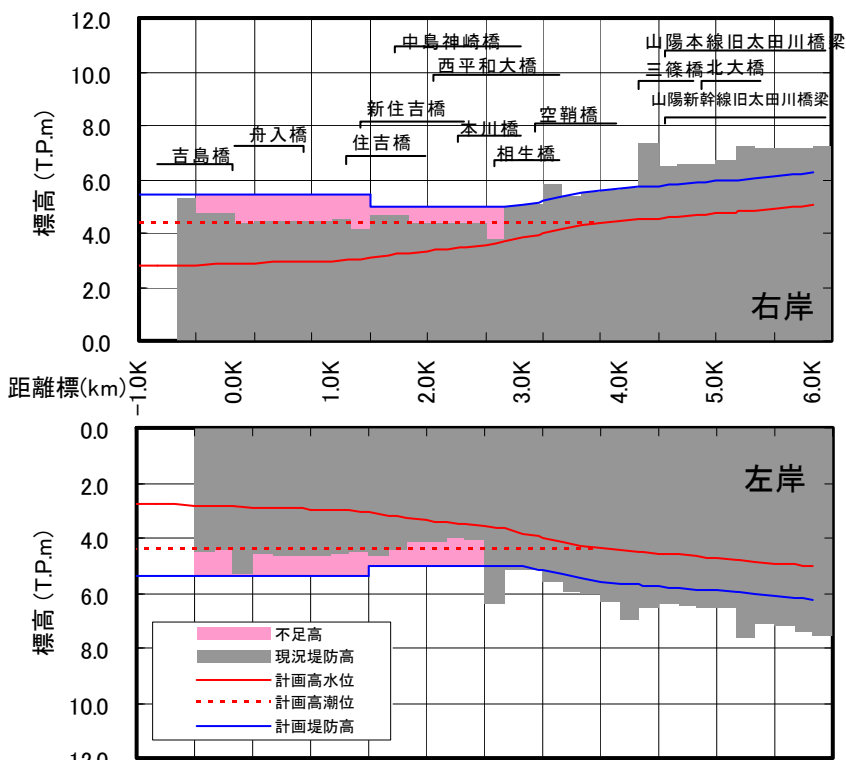


図 3.1.21 (3) 堤防高縦断面図(旧太田川)

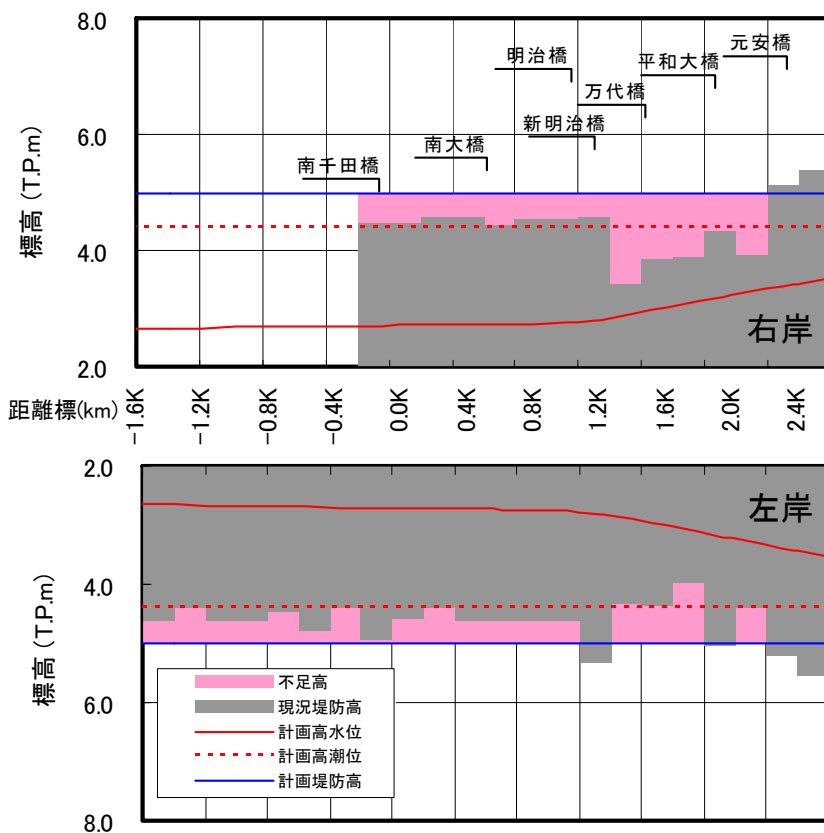


図 3.1.21 (4) 堤防高縦断面図(元安川)

3. 太田川の現状と課題

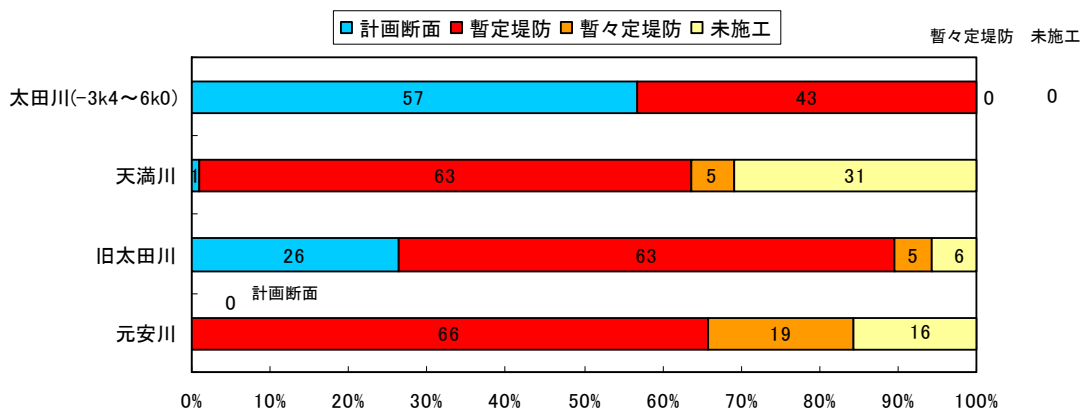


図 3.1.22 堤防整備率（下流デルタ域）

2)地震対策

① 耐震対策

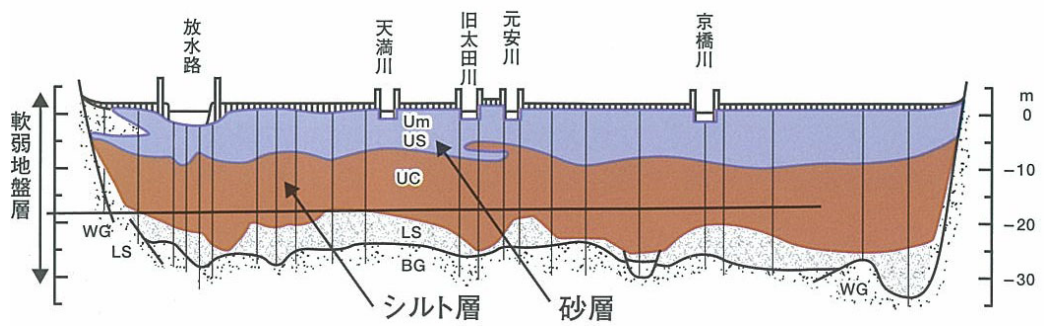
兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災：平成 7 年 1 月 17 日）では、淀川等において地盤の液状化による堤防の沈下等、河川管理施設に甚大な被害が発生しました。

太田川においても下流デルタ域は、深さ約 30m に渡り軟弱な地盤を形成し、表層は深さ約 10m に渡り砂層となっており、軟弱な地盤の上に堤防等の河川管理施設が作られています。

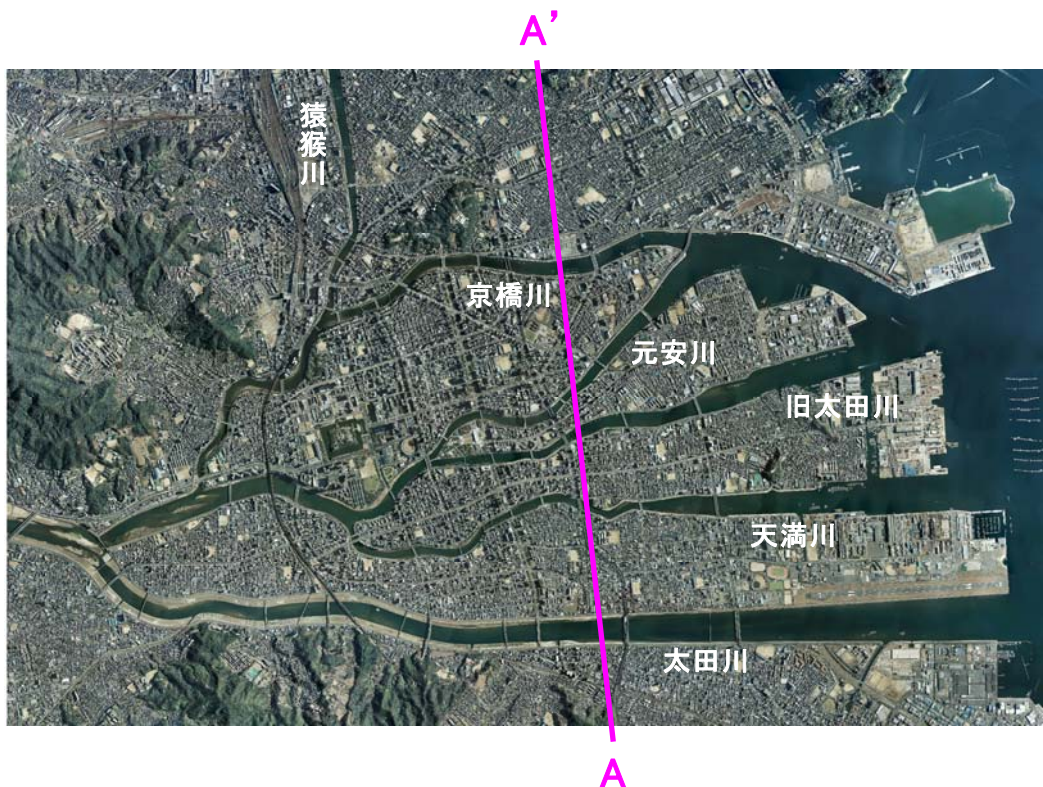
さらに、広島デルタ上に形成される市街地は、低平地のいわゆるゼロメートル地帯で、朔望平均満潮位よりも地盤高が低い状況にあります。

このため、地震により河川管理施設が被災し、堤防等の沈下が発生した場合、平常時の潮位においても河川水のはん濫が発生し、浸水被害が発生するおそれがあります。

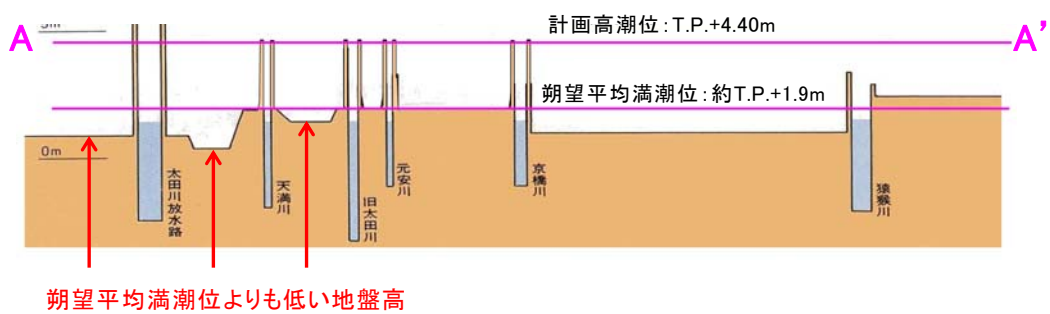
さらに、平成 7 年度より高潮堤防のレベル 1 地震動に対する耐震性能の照査(照査総延長：約 22km)を実施した結果、約 8 割にあたる 17.4km で必要な安全性が確保できていないことが判明しました。平成 22 年 3 月時点で 13.6km の対策を実施しましたが、未だ 3.8km において未対策となっています。



10 図 3.1.23 下流デルタ域の地質断面図



28 図 3.1.24 下流デルタ域



39 図 3.1.25 下流デルタ域の横断面図

3. 太田川の現状と課題

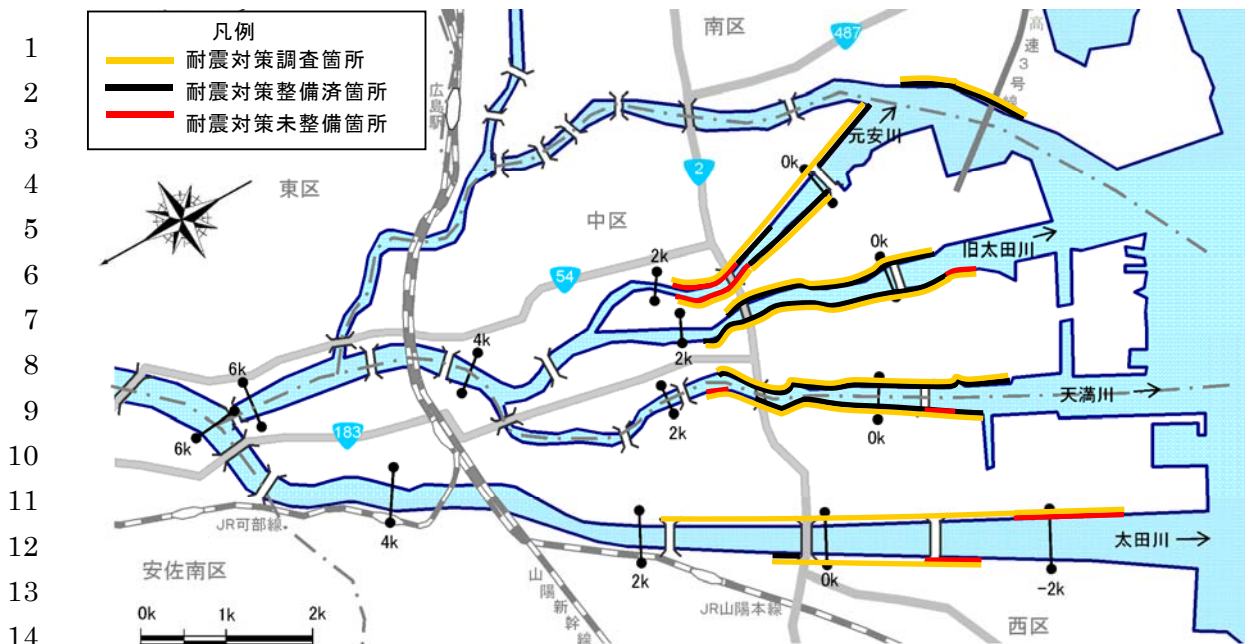


図 3.1.26 耐震対策の整備状況

② 災害時迂回路の確保対策

各河川の河口付近は埋立地が多く、軟弱な地盤上に高層ビルやマンションが建ち並んでいます。

地震が発生した場合には地盤の液状化による地盤沈下や建物等の倒伏により交通網が遮断され緊急物資の輸送や緊急車両の通行に甚大な支障が出る事が予測されます。

そのため、被災時の速やかな救命救急活動や復興支援活動に支障をきたす可能性があり、これまで救命救急活動や復興支援活動のための経路を確保するため、緊急用河川敷道路の整備をしてきましたが、整備途上であり十分にその機能を発揮できていません。

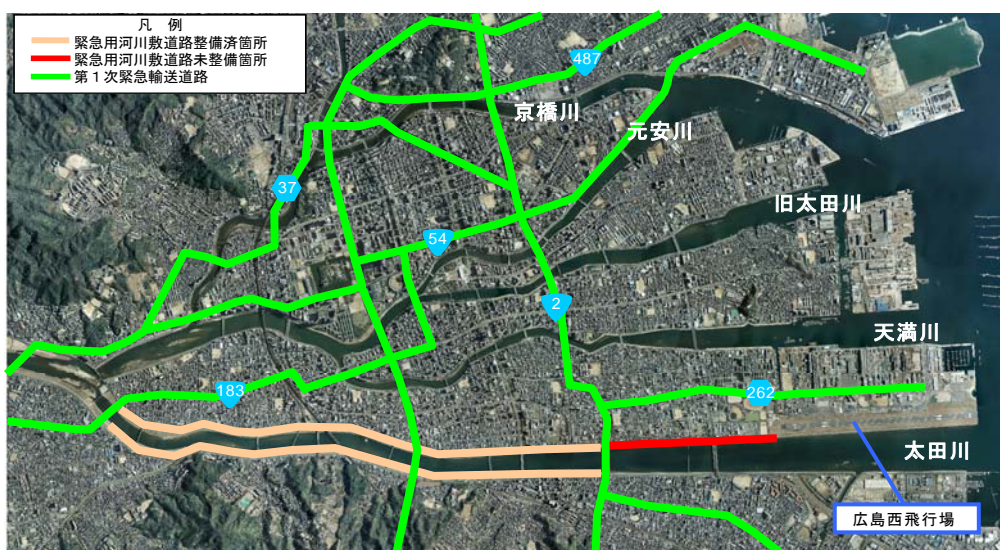


図 3.1.27 緊急用河川敷道路の整備状況
(※右岸側は樋門等 11 箇所が未整備)

3.1.2 下流部・支川古川

(1)はん濫域の特性

市内派川との分派地点から広島市安佐北区可部町付近(支川三篠川・根谷川の合流点上流付近)までの下流部は、昭和40年代の高度経済成長期における古川締切以降、広島市街地のベッドタウンとして急速に宅地化が進行しました。

近年では郊外型商業施設の進出等により、人口・資産等の集積がさらに進んでいます。

堤防で囲まれた堤内地は一度はん濫が生じると、その浸水深は深く、浸水範囲も広大です。



図 3.1.28 下流部・古川対象区間(国管理区間)

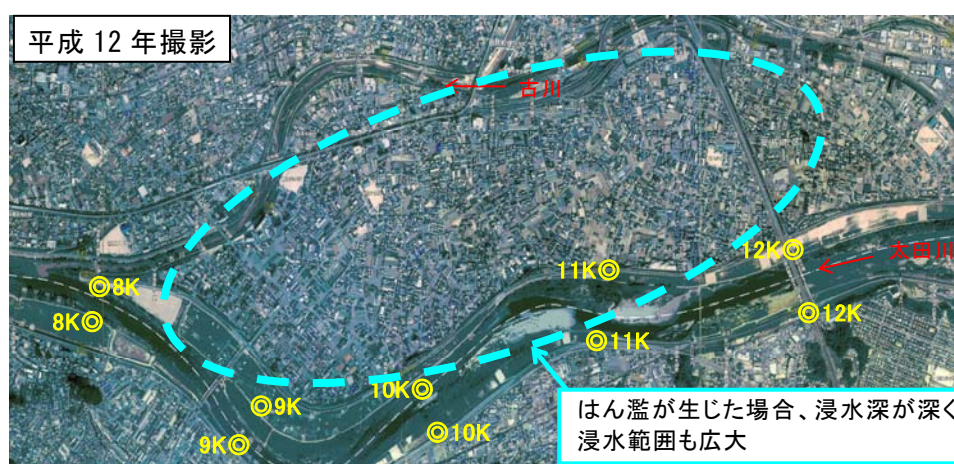
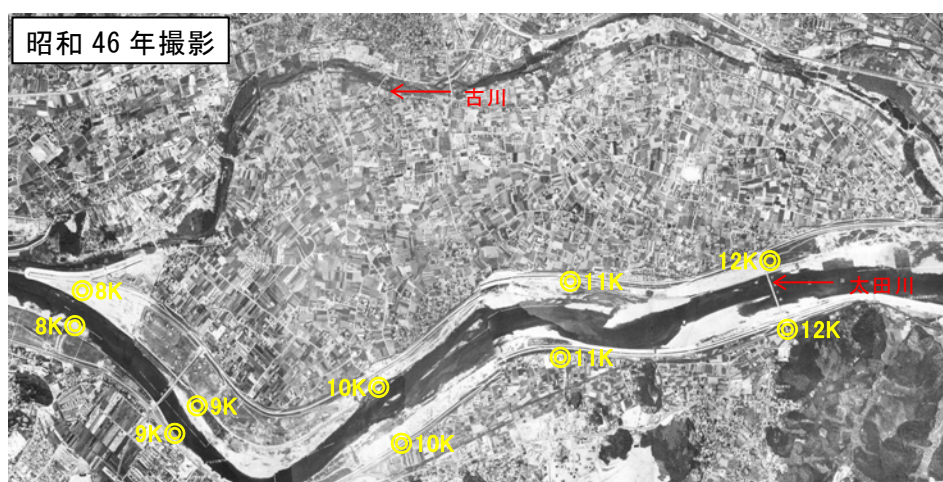


図 3.1.29 下流部航空写真

3. 太田川の現状と課題

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

下流部は、これまで幾度も浸水被害を受けてきました。平成17年9月洪水では、温井ダム等による洪水調節による水位低減効果はあったものの、計画高水位と同程度の水位を記録し、計画高水流量の約9割となる7,200m³/sの戦後最大の流量を矢口第1地点で記録しました。

現在の河道の整備状況では、平成17年9月洪水が再び発生した場合堤防や河道断面が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があり、浸水被害が発生するおそれがあります。

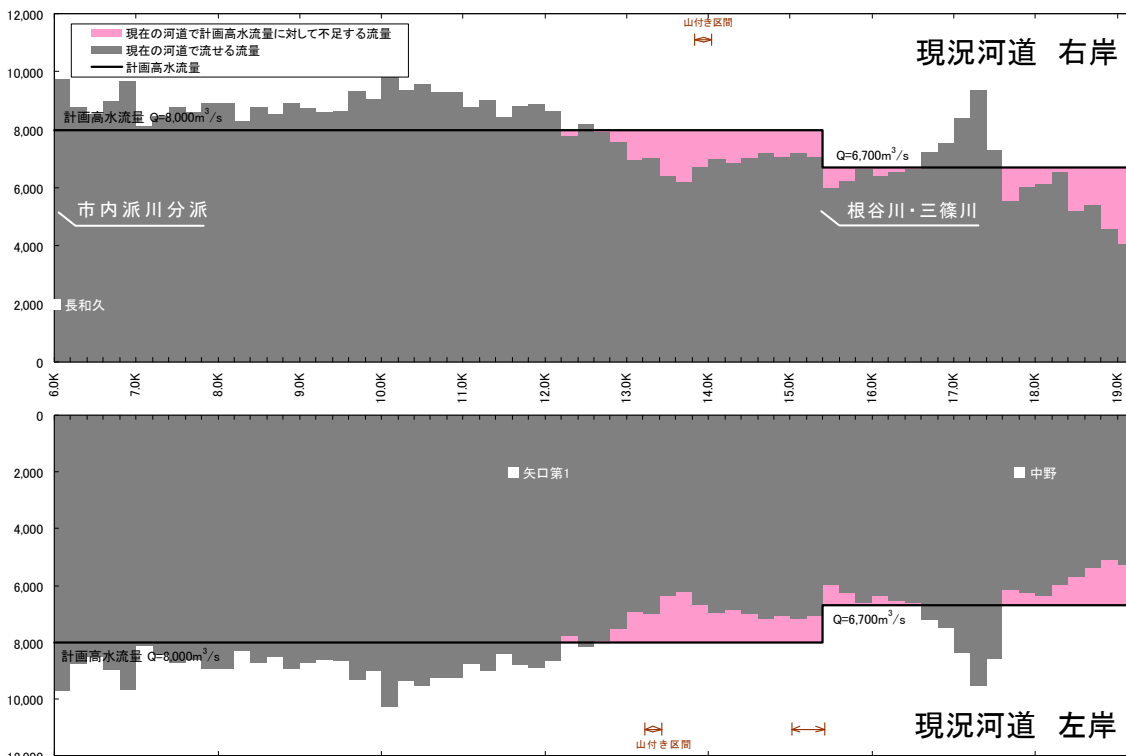


図 3.1.30 現況流下能力図(下流部)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

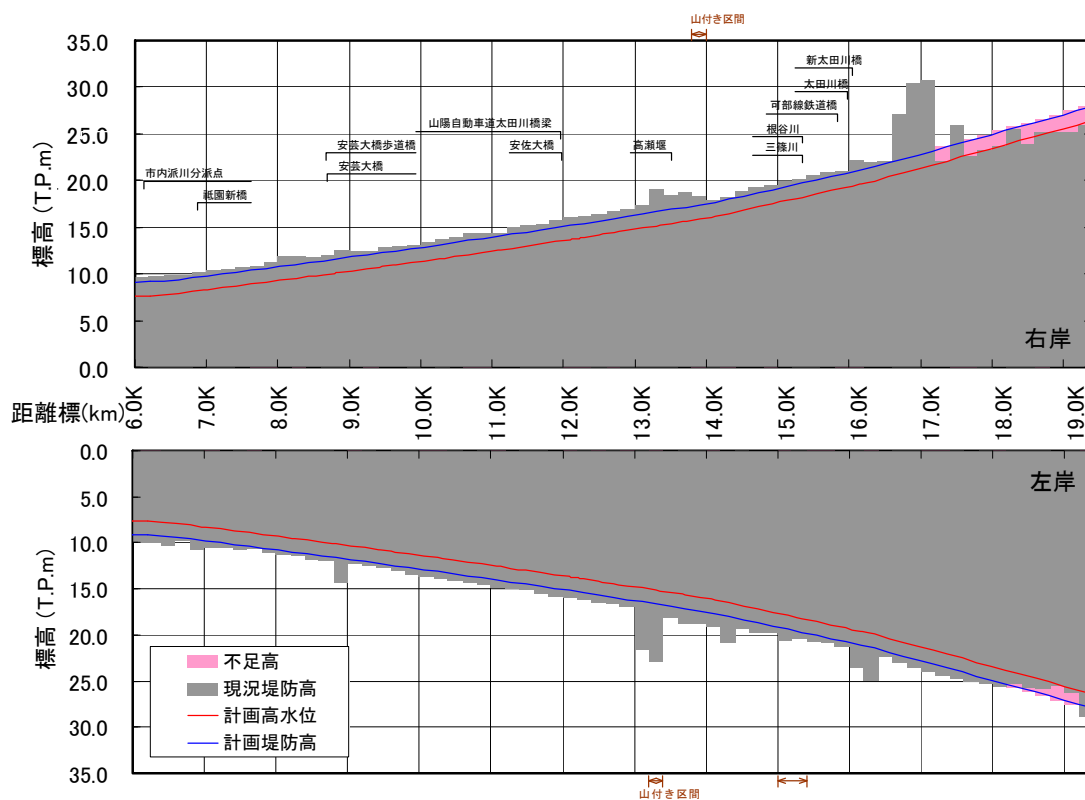


図 3.1.31 堤防高縦断図(下流部)

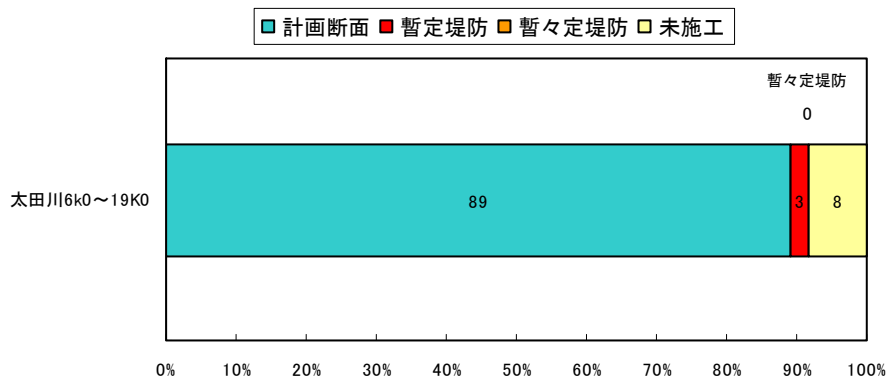


図 3.1.32 堤防整備率(下流部)

3. 太田川の現状と課題

古川においては、現在の河道の整備状況では、戦後最大規模の昭和 20 年 9 月洪水（古川地点：450m³/s）が再び生じた場合、堤防の高さや河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があります。

また、古川に流入する安川周辺の宅地化も進んでおり、流入量の増加も懸念され、古川流域で浸水被害が発生するおそれがあります。

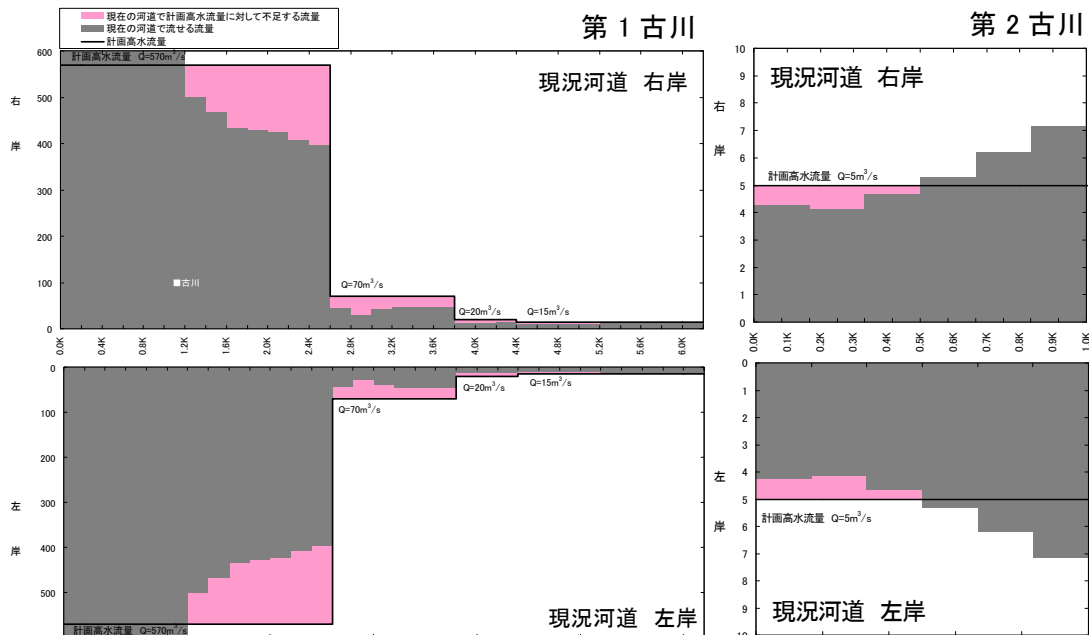


図 3. 1. 33 現況流下能力図(第 1 古川、第 2 古川)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

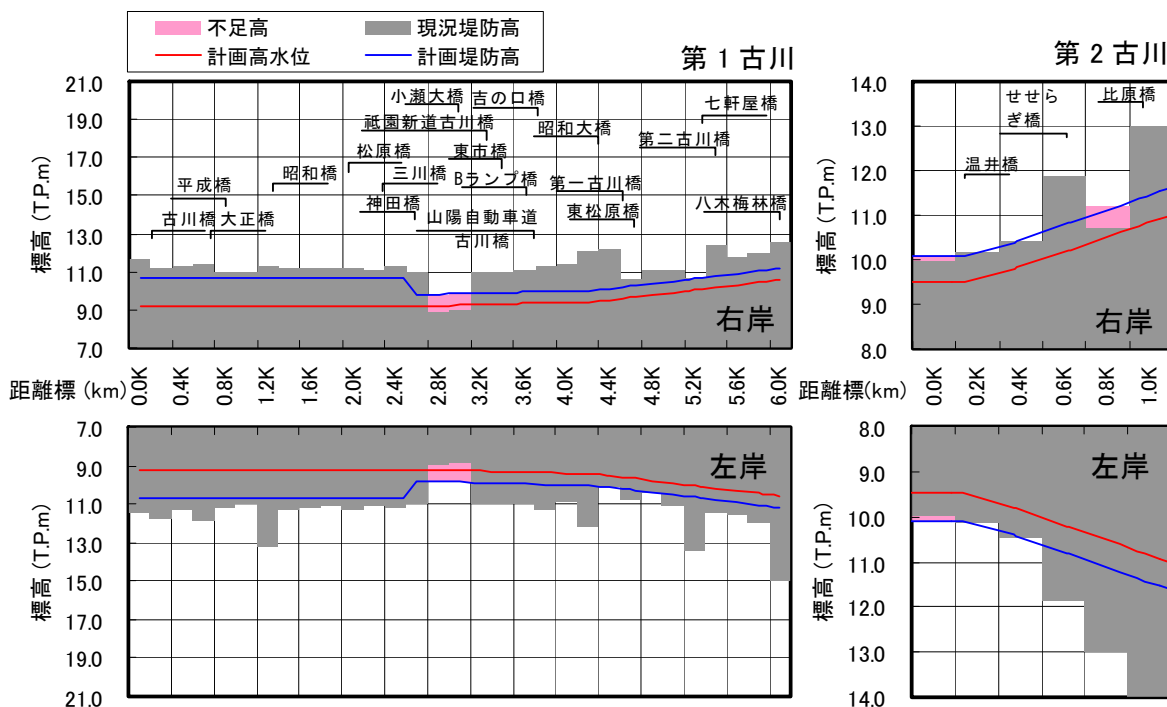


図 3. 1. 34 堤防高縦断図(第1古川、第2古川)

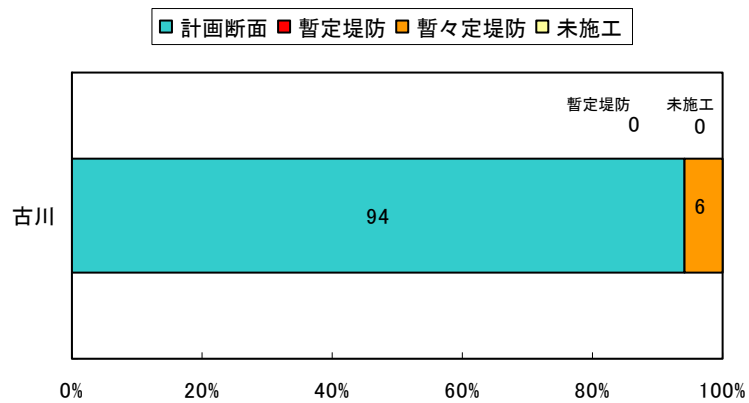


図 3. 1. 35 堤防整備率(第1古川、第2古川)

2) 堤防の浸透に対する安全性

堤防は、長い年月をかけ現地で発生する様々な材料や工法により築造されているため、その内部構造や地質状況には不明確な点も多く安全性を確保できない場合があります。例えば水が浸透しやすい層があると、堤防内や基盤に水の通り道が形成され、堤防材料が洗い流されることで水の通り道がさらに拡大し、堤防の崩壊につながるおそれがあります。

下流部では、堤防の詳細点検を平成 15 年度より実施しています。堤防の詳細点検の結果、約 8.9km（太田川約 8.3km、古川約 0.6km）の区間で安全性が不足しています。

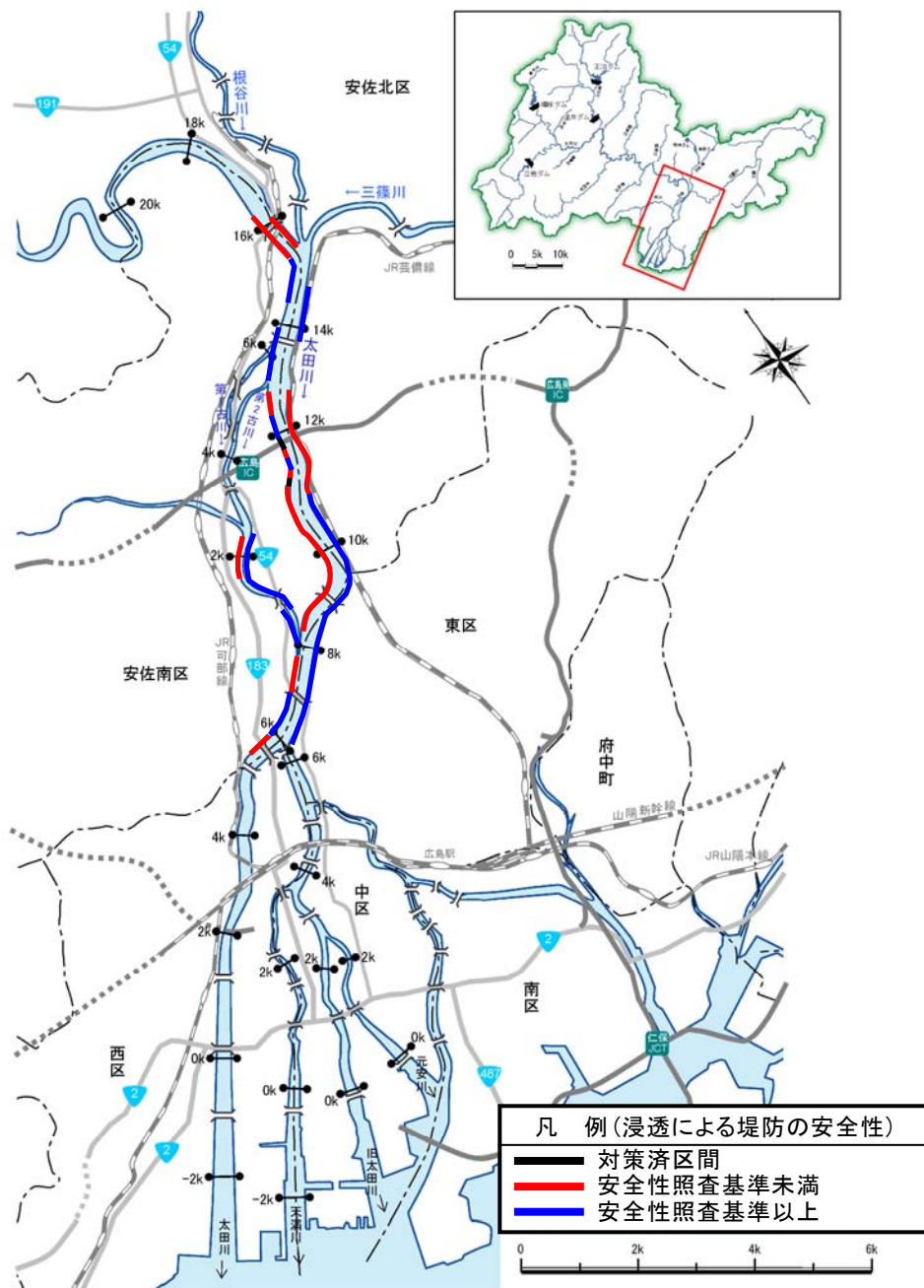


図 3.1.36 堤防の浸透に対する安全性の状況

※注:色のない箇所は、居住地側が計画高水位より高い場合や山などで、調査の必要がない区間

3) 内水被害

太田川下流部においては、堤防整備の進捗とともに沿川の宅地開発による市街化が進行しています。過去、内水被害が発生した地域では、排水ポンプ場の整備が行われてきましたが、近年内水¹⁾による被害が再び発生しています。

支川矢口川合流点付近（広島市安佐北区口田地先）等では、平成 17 年、平成 22 年と家屋浸水を伴う内水被害が発生しました。

これらの内水被害の発生状況等を踏まえ、平成 22 年 8 月に、平成 22 年 7 月に太田川流域において発生した内水はん濫に対し今後の対応方策について検討することを目的とし、関係機関から構成される「平成 22 年 7 月梅雨前線豪雨内水対策検討会」を設立し対策を検討しているところです。

表 3.1.4 太田川における主要な内水被害の一覧

洪水発生年月(発生原因)	被害状況
昭和 47 年 7 月洪水(梅雨前線)	・支川矢口川流域 浸水面積：約 2ha
平成 17 年 9 月洪水(台風 14 号)	・支川矢口川流域 浸水面積：約 3ha
平成 22 年 7 月洪水(梅雨前線)	・支川矢口川流域 浸水面積：約 4ha

¹⁾ 洪水時に本川水位が上昇し、堤防により守られている土地の排水が困難となり生じる湛水のこと。

3.1.3 中流部

(1)はん濫域の特性

広島市安佐北区可部町付近から安芸太田町戸河内本郷付近（柴木川合流点付近）までの中流部には、蛇行を繰り返す太田川と背後の山との間にある狭小な土地に集落が点在し、人口・資産等は安芸太田町加計の中心市街地と戸河内の中心市街地周辺に集中しています。

中流部は、河床勾配も急で洪水時の水位上昇も早く、集落の背後には山が迫っており、洪水時には河道のみならず太田川沿いにある道路や川沿いの低い土地にある田畑を含めて洪水が流下する状況です。



図 3. 1. 37 中流部対象区間(国管理区間)



図 3. 1. 38 中流部の蛇行の様子

1 (2)現状と課題

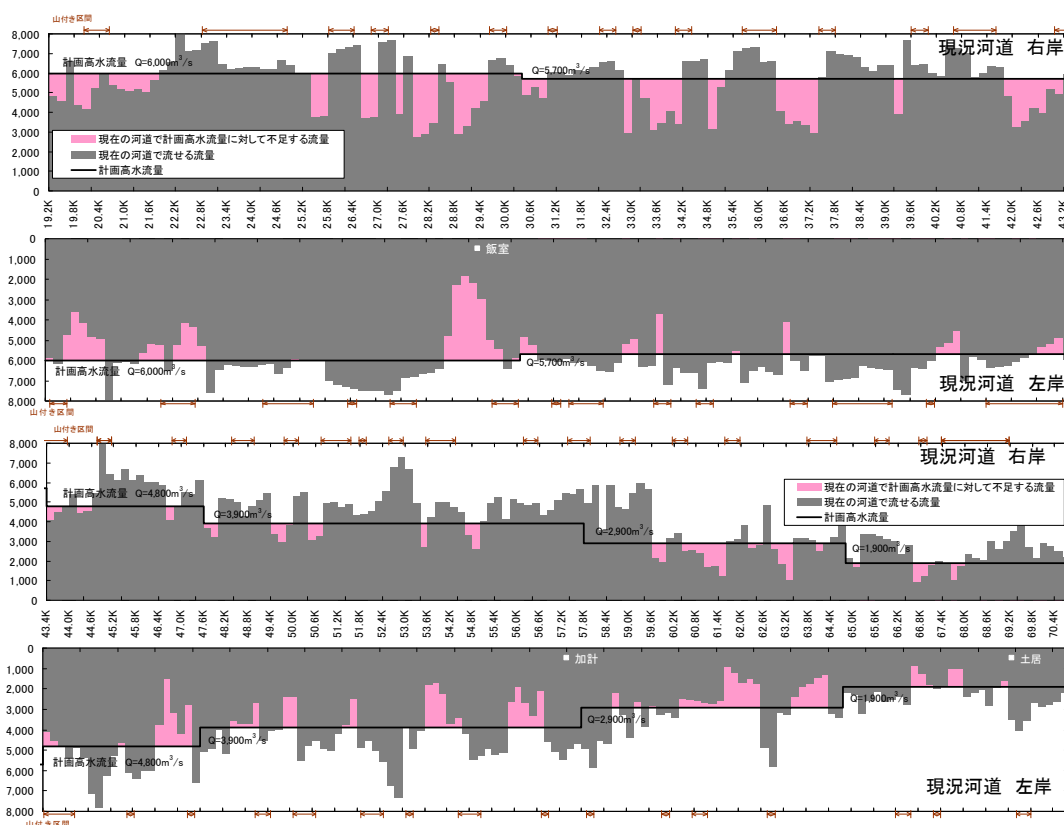
2 1)河道整備の状況

3 中流部においては堤防の無い箇所も多く、現在の河道の整備状況では溢
4 水・越水により多くの家屋浸水が発生するおそれがあります。

5 また、地形的特徴から洪水時には避難路となる道路等が冠水し、地域住民
6 の方々が安全に避難することが困難となり、川沿いに点在する集落が孤立化
7 するおそれがあります。

8 このため、地形的な制約がある中で、背後地の土地利用状況を踏まえた効
9 率的かつ効果的な治水対策が必要です。

10 現在は、平成 17 年 9 月洪水（飯室地点：6,100m³/s）により床上浸水被害
11 が発生した 18 地区において、平成 19 年度より再度災害防止対策とした河
12 川整備を集中的に実施しています。



32 図 3.1.39 現況流下能力図(中流部)



33 事業実施前 事業実施後

34 図 3.1.40 河川整備実施箇所

3. 太田川の現状と課題

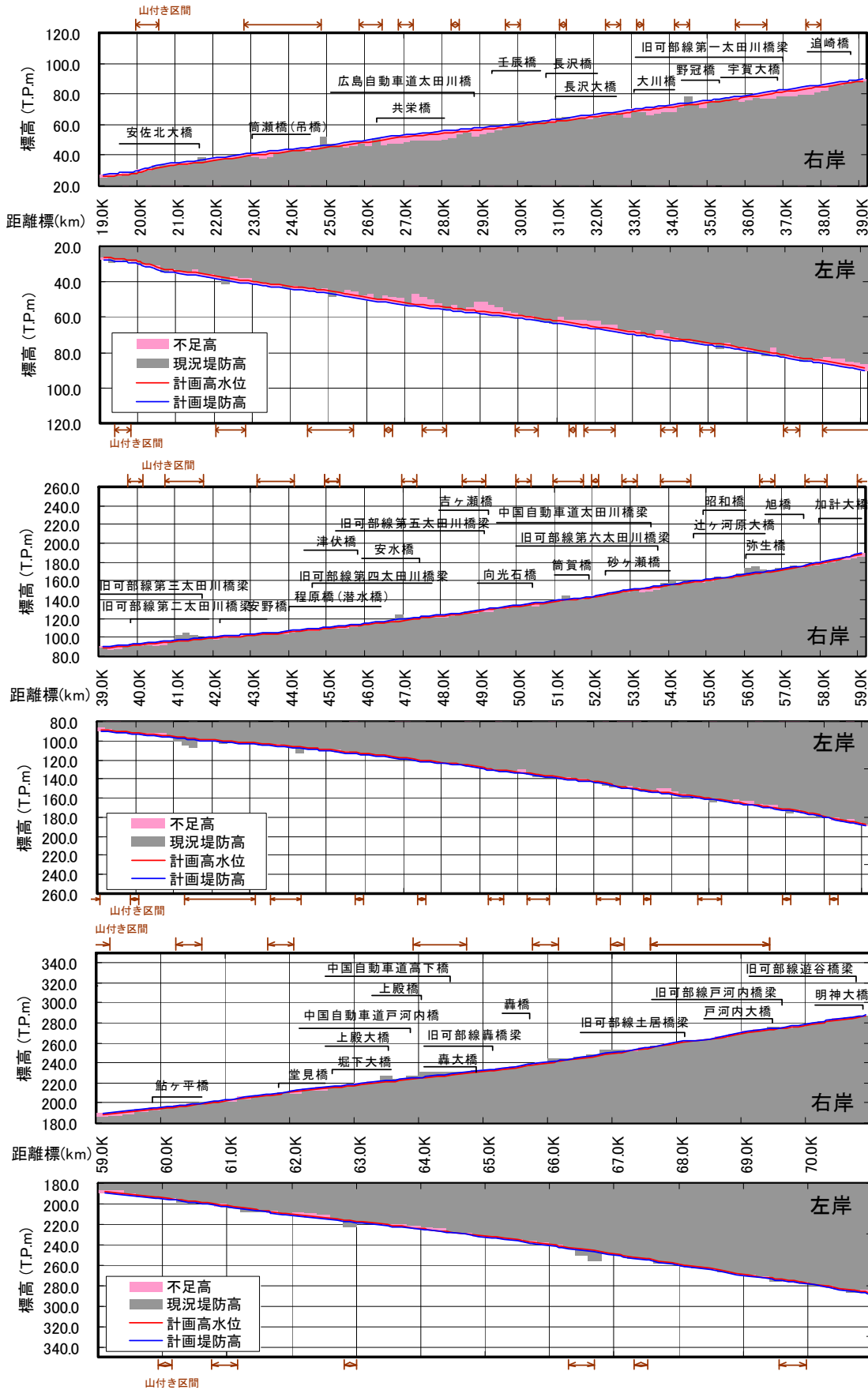


図 3.1.41 堤防高縦断面図(中流部)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

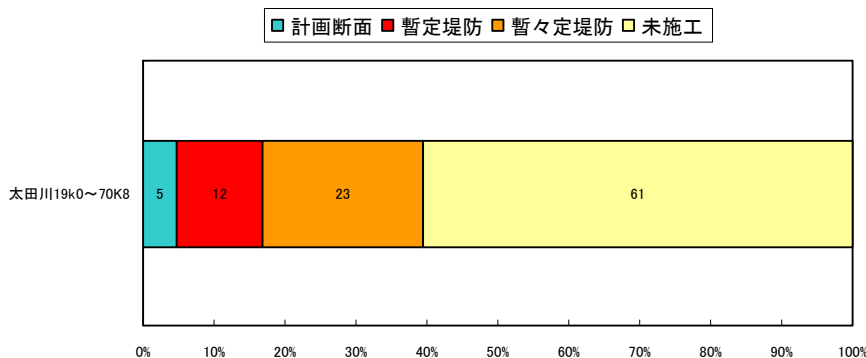


図 3.1.42 堤防整備率（中流部）

3.1.4 支川三篠川

(1)はん濫域の特性

太田川合流点から安佐北^{かるがやなせ}区狩留家柳瀬付近までの支川三篠川は、下深川井堰付近まで太田川の背水影響を受け、また、可部の市街地が近い下流区間に人口・資産が集中しています。

これより上流の河床は急勾配で、集落の背後には山が迫っており、堤防に囲まれた堤内地は、一度はん濫が生じると浸水深は深く、被害は甚大です。

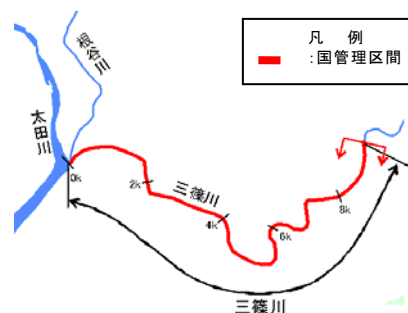


図 3.1.43 支川三篠川対象区間 (国管理区間)

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

支川三篠川は、昭和40年、47年等、幾度も浸水被害を受けてきました。

特に、昭和40年の洪水により大きな被害が発生し、これを契機に、下深川地区や中深川地区を中心に、堤防整備や河道掘削による河川整備が行われました。

しかしながら、現在の河道の整備状況では、戦後最大洪水である昭和47年7月（中深川地点：1,200m³/s）の洪水が再び生じた場合、堤防や河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができない箇所があり、浸水被害が発生するおそれがあります。



図 3.1.44 昭和40年洪水による浸水区域



3. 太田川の現状と課題

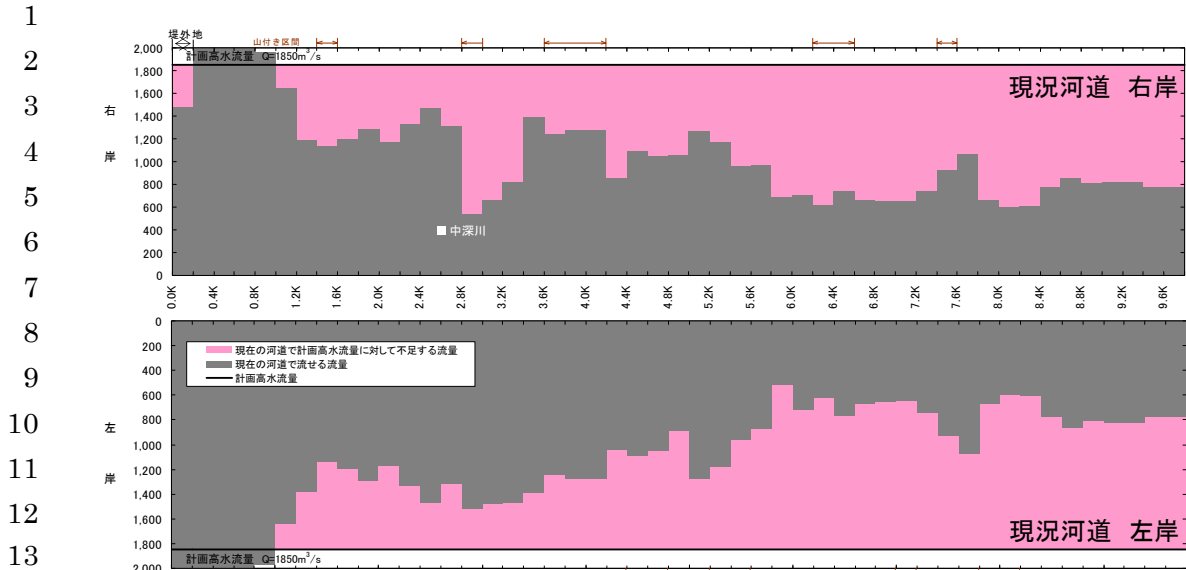


図 3.1.45 現況流下能力図(支川三篠川)

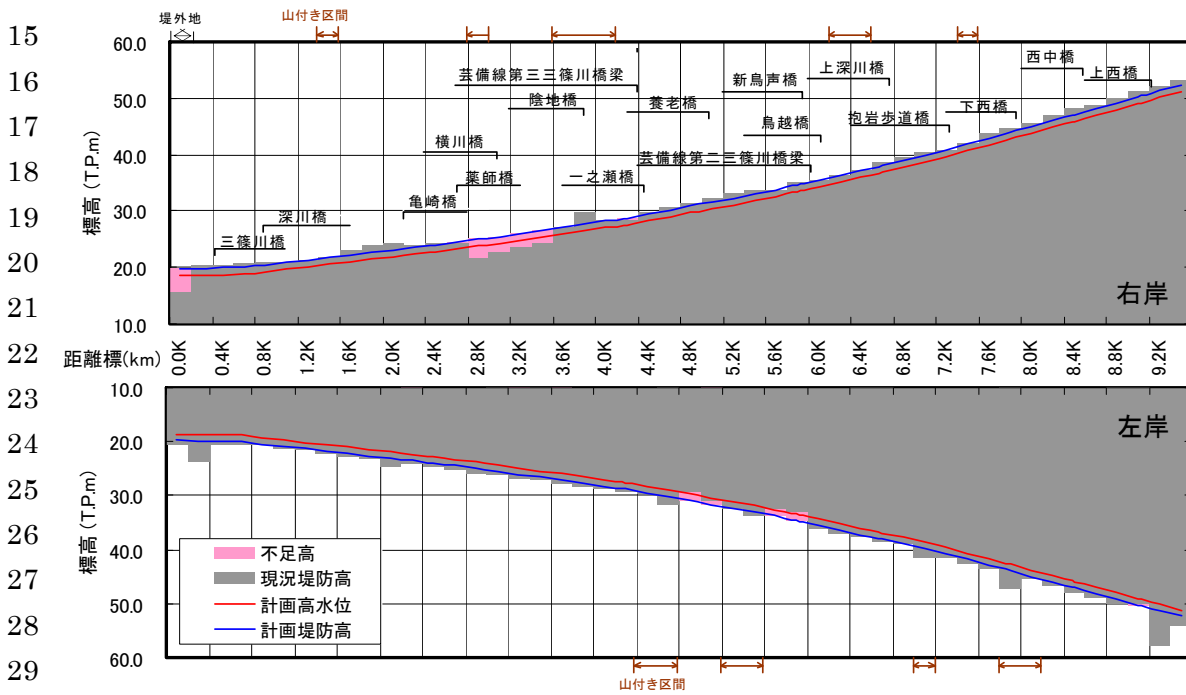


図 3.1.46 堤防高縦断図(支川三篠川)

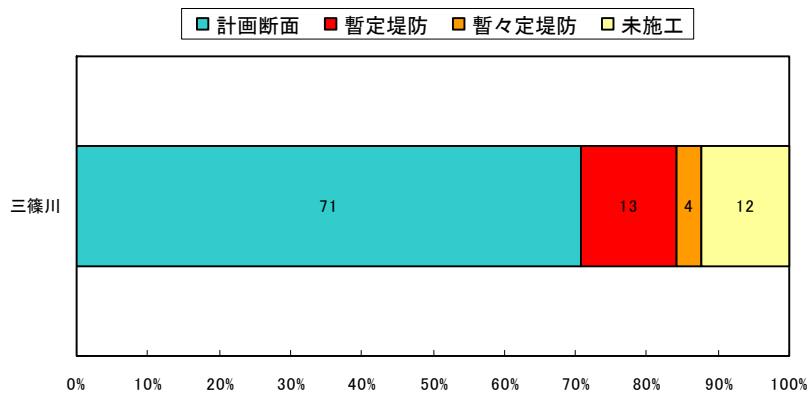


図 3.1.47 堤防整備率(支川三篠川)

2)堤防の浸透に対する安全性

支川三篠川においては、堤防の詳細点検結果より、約 5.6km の区間で安全性が不足しています。

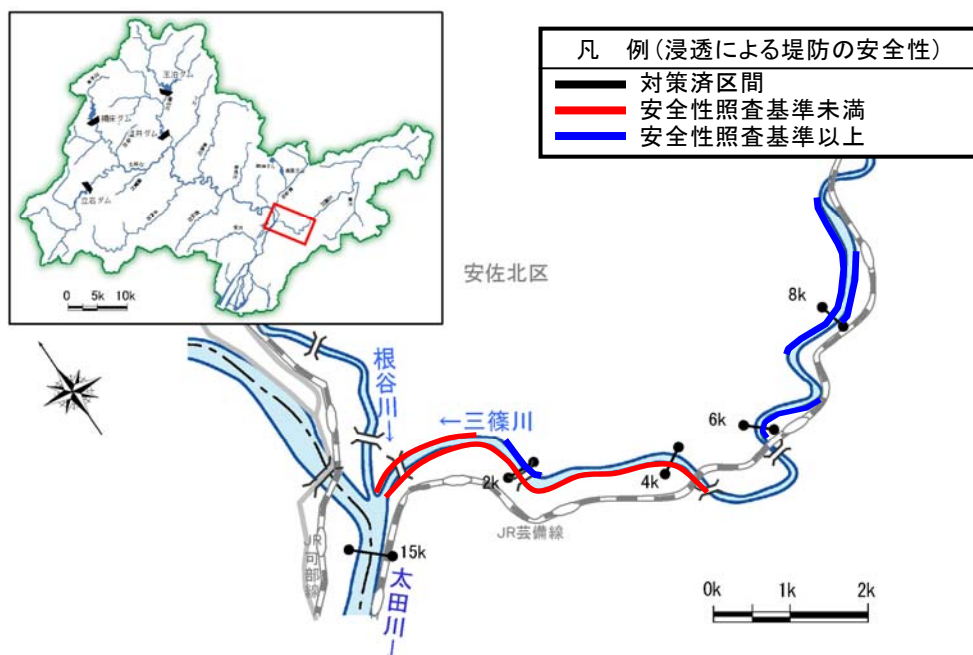


図 3. 1. 48 堤防の浸透に対する安全性の状況（支川三篠川）

※注:色のない箇所は、居住地側が計画高水位より高い場合や山などで、調査の必要がない区間

3.1.5 支川根谷川

(1)はん濫域の特性

太田川合流点から南原川合流点までの支川根谷川は、高松橋付近まで太田川の背水影響を受け、これより上流は河床勾配が急になります。また、右岸側の堤内地には可部の市街地を抱え、人口・資産が集積しています。堤防で囲まれた堤内地は一度はん濫が生じると、その浸水深は深く、被害は甚大です。



図 3. 1. 49 支川根谷川対象区間（国管理区間）

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

支川根谷川においては、国管理区間の現在の河道の整備状況では近年外水による浸水被害は発生していませんが、平成に入り、平成 11 年、17 年、18 年、22 年に計画高水位を上回る水位を 4 回も記録しています。

また、戦後最大洪水である平成 18 年 9 月洪水（新川橋地点：330m³/s）が再び発生した場合、川幅や河道断面等が不足しているため、洪水を安全に流下させることができ



3. 太田川の現状と課題

ない箇所があり、浸水被害が発生するおそれがあります。

これまでに、太田川合流点から 3.4km までの河道整備を進めてきました。上流の県管理区間においては、河川整備計画上の目標流量を計画高水流量の 400m³/s と定めています。そのため、上下流の流下能力のバランスを考慮する必要があります。

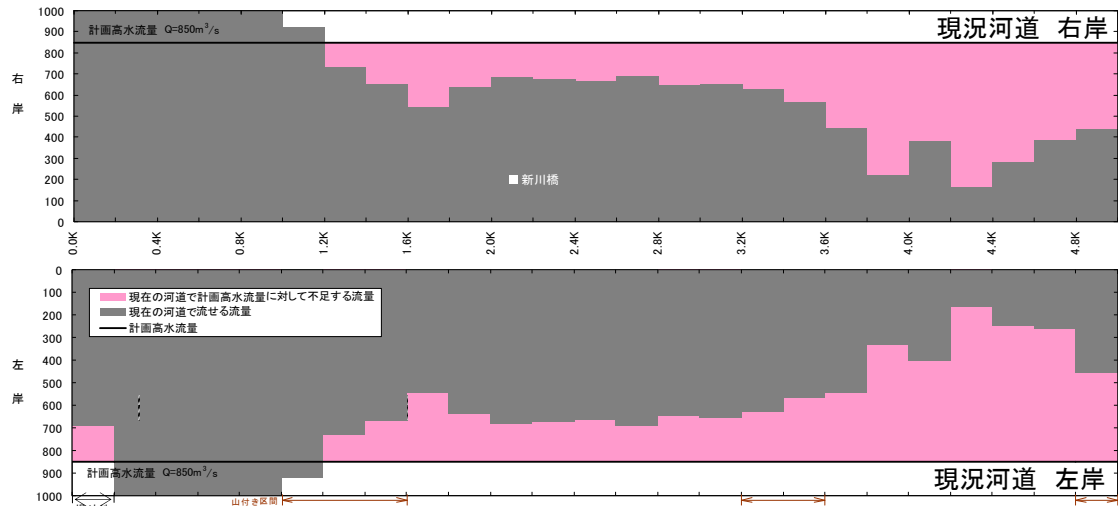


図 3.1.50 現況流下能力図(支川根谷川)

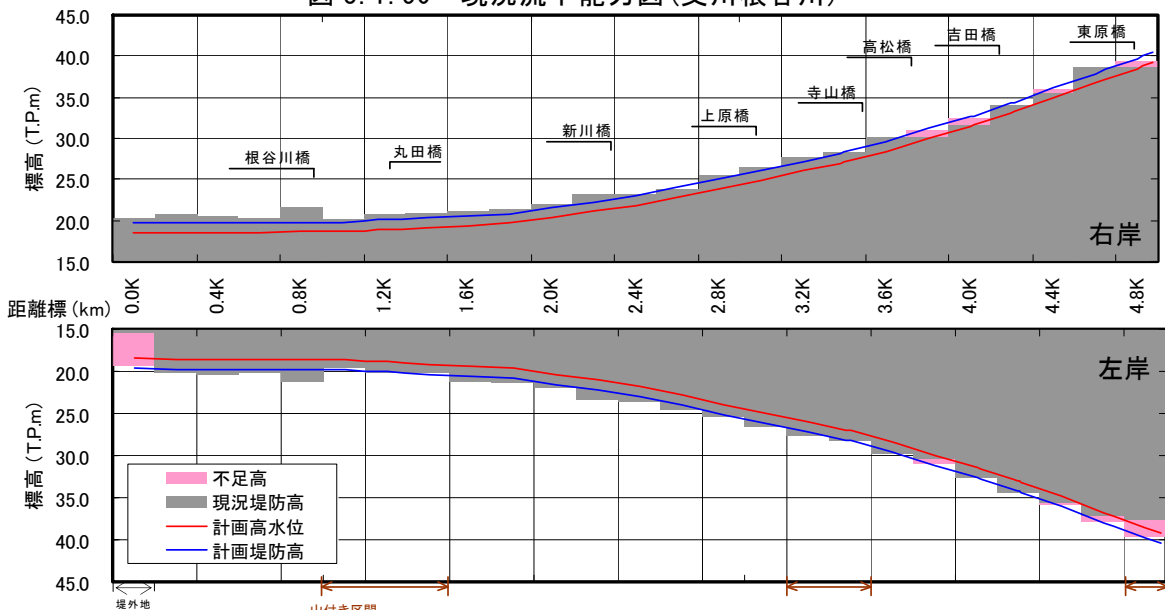


図 3.1.51 堤防高縦断図(支川根谷川)

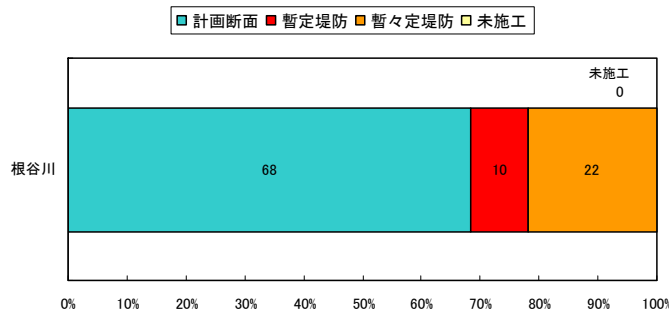


図 3.1.52 堤防整備率 (支川根谷川)

3.1.6 支川滝山川

(1)はん濫域の特性

太田川合流点から安芸太田町加計付近までの支川滝山川左岸側の堤内地には加計の中心市街地を抱え、人口・資産が集積しています。また、河床は急勾配で集落の背後には山が迫っています。



図 3.1.53 支川滝山川対象区間

(2)現状と課題

1)河道整備の状況

平成 14 年に加計の中心市街地から約 5km 上流に温井ダムが完成しました。支川滝山川においては、これまでの河川整備と温井ダムの洪水調節効果¹⁾により、戦後最大洪水である昭和 63 年 7 月洪水（滝山川：480m³/s）を安全に流下させることができます。

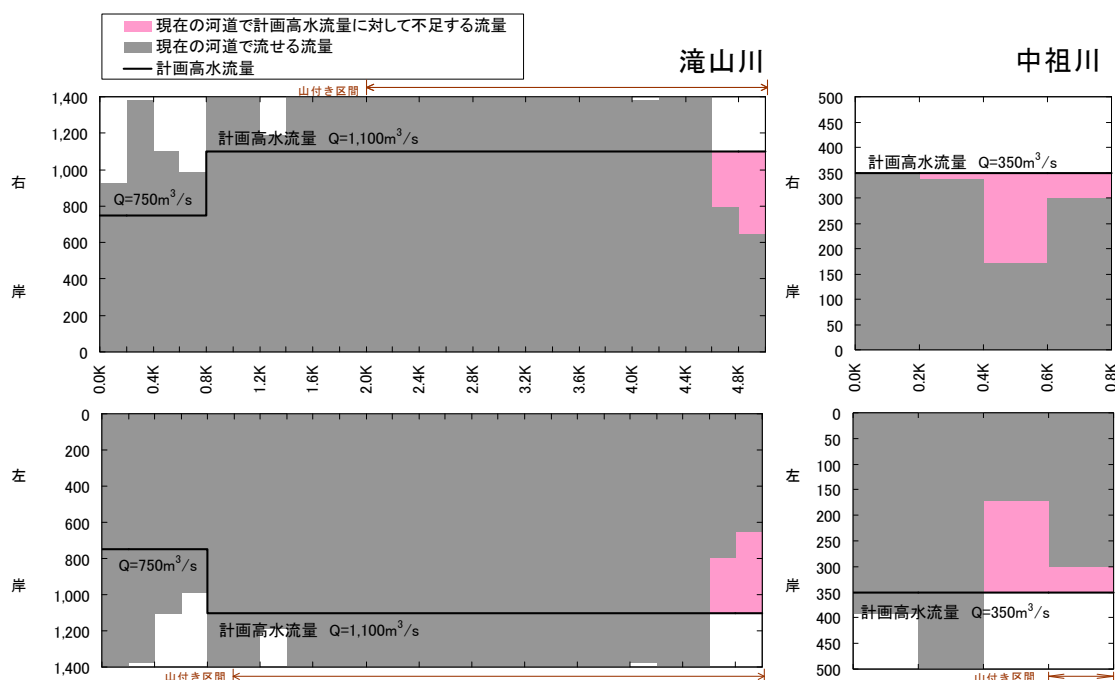


図 3.1.54 現況流下能力図（支川滝山川、中祖川）

¹⁾ ここでいう温井ダムの洪水調節効果とは、現在行っているゲート開度を一定にした操作で発揮される洪水調節効果のこと。

3. 太田川の現状と課題

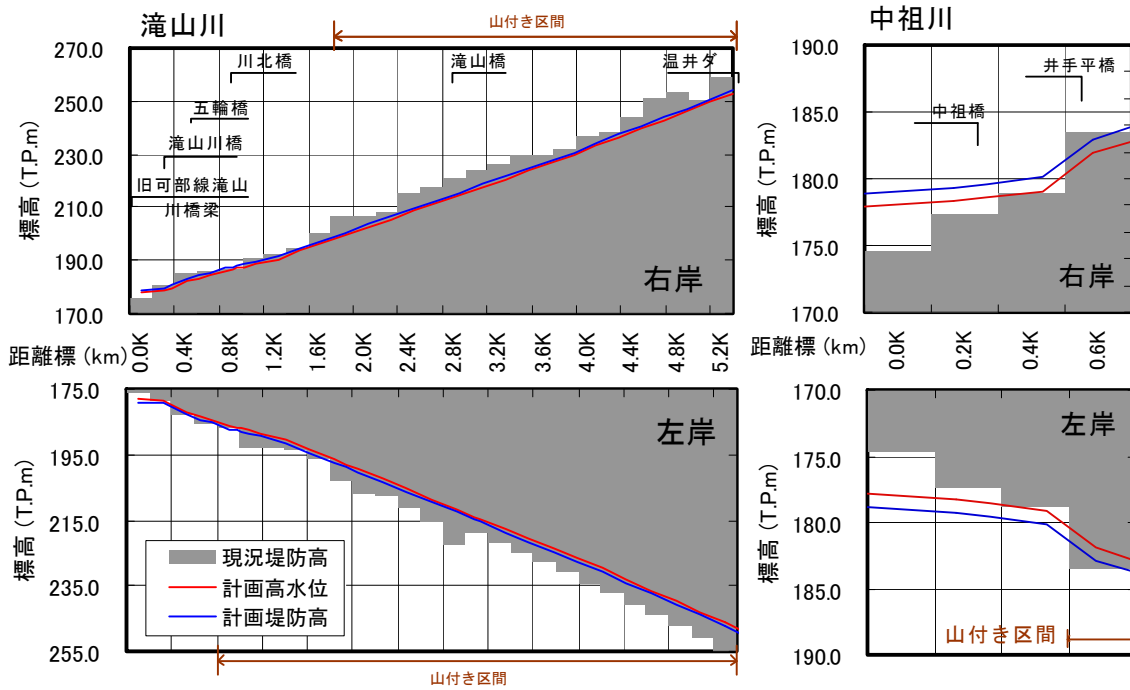


図 3.1.55 堤防高縦断図(支川滝山川、中祖川)

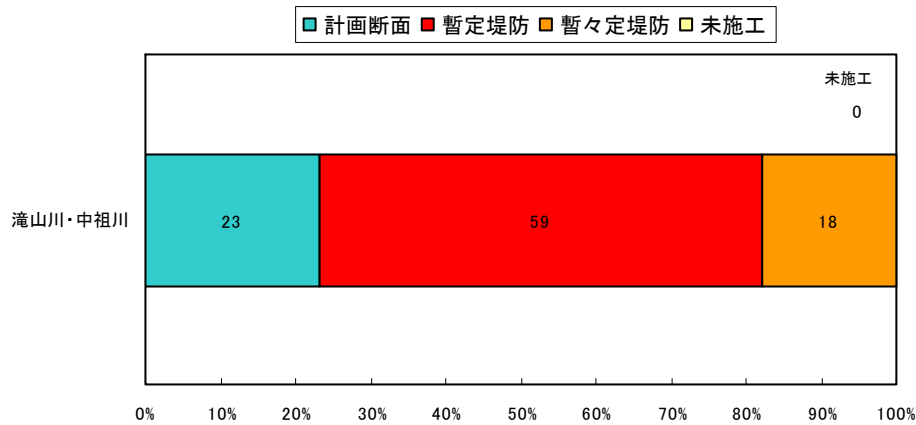


図 3.1.56 堤防整備率(支川滝山川、中祖川)

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境に関する現状と課題

3.2.1 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 水利用の現状

太田川では、江の川水系の土師ダムからの分水も合わせ、発電用水、工業用水、水道用水、農業用水等、広域のかつ多用途な水利用がなされています。

農業用水は、約 3,100ha の農地でかんがいに利用されており、許可水利権として最大約 4m³/s の取水が行われています。

また、水道用水は、広島市だけでなく流域外の呉市や瀬戸内海の島しょ部等へ広域的に配水されており、約 10m³/s の取水が行われています。太田川水系に存在する唯一の多目的ダムである温井ダムは、水道用水を供給する役割も担っています。

さらに、水力発電用水として、発電ダムに貯留された水が、小水力発電も含め 22 箇所の発電所で最大出力約 87 万 kW の発電に利用されています。



図3.2.1 太田川の流水の水道用水と工業用水供給される区域

表3.2.1 太田川水系における取水量の内訳 (単位: m³/s)

	取水量 (m ³ /s)
発電用水	548.6
水道用水	10.3
工業用水道	3.4
農業用水	3.6
その他	0.0
合計	565.9

※農業用水は許可水利権を基に作成
 ※水道用水・工業用水は土師ダムの分水を含む
 (平成 22 年 1 月現在)

表 3.2.2 太田川上流に設置されている主な発電専用ダムの諸元

ダム名	立岩ダム	樽床ダム	王泊ダム
完成年月	昭和 18 年 8 月	昭和 38 年 12 月	昭和 31 年 4 月
目的	発電	発電	発電
総貯水容量	15,100 千 m ³	17,500 千 m ³	26,100 千 m ³

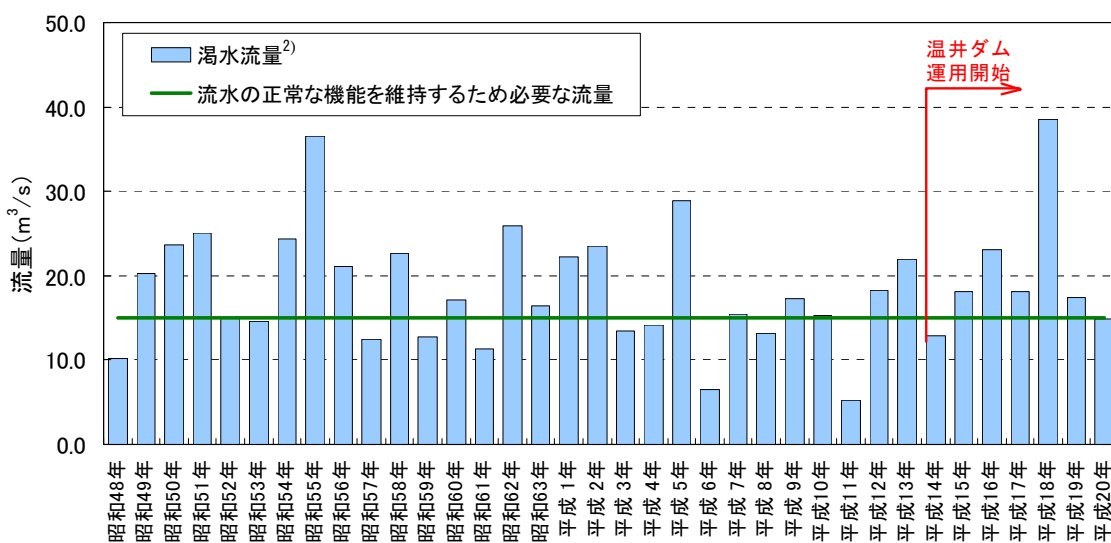
1 (2)流況

2 流域の降水量は全国平均より多く、上流部では冬季の積雪も多いことから、
3 年間を通じて比較的豊富な水量に恵まれています。

4 一方で、太田川水系河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能を維持
5 するため必要な流量¹⁾（矢口第1地点：概ね 15m³/s）に対して、現状では
6 流量を確保できていない年が発生しています。

7 また、平成6年の渇水では、広島市や島しょ部で生活する158万人もの人々が、
8 約100日にも及ぶ断水、減圧給水の影響を受けました。

9 近年では、多目的ダムである温井ダムが平成14年に完成し、流量は概ね安
10 定的に確保されています。



22 図 3.2.2 太田川 矢口第1地点における渇水流量の経年変化

23 1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量とは、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等
24 を総合的に考慮して定める維持流量及び水利流量からなっています。

25 2) 渇水流量とは、1年分の1日平均流量を多い順に並べて、355番目の流量のことを言います。

(3) 水利用の課題

太田川の水は広域的かつ多目的に利用されており、ひとたび渇水や水質事故等により太田川からの取水が制限されると、地域住民の方々の社会生活や企業活動に重大な影響を及ぼすことが想定されます。

現状では、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保できない年もあるため、必要な流量の確保に努める必要があります。

また、水力発電はCO₂を発生させないクリーンエネルギーですが、中上流部の約60km(太田川本川)の区間では、発電のために取水された川の水が導水管を通り利用されるため、その間、河川の流量が少なくなる「減水区間」が発生しています。

このため、関係機関との調整により河川環境に必要な河川流量の確保に努めています。

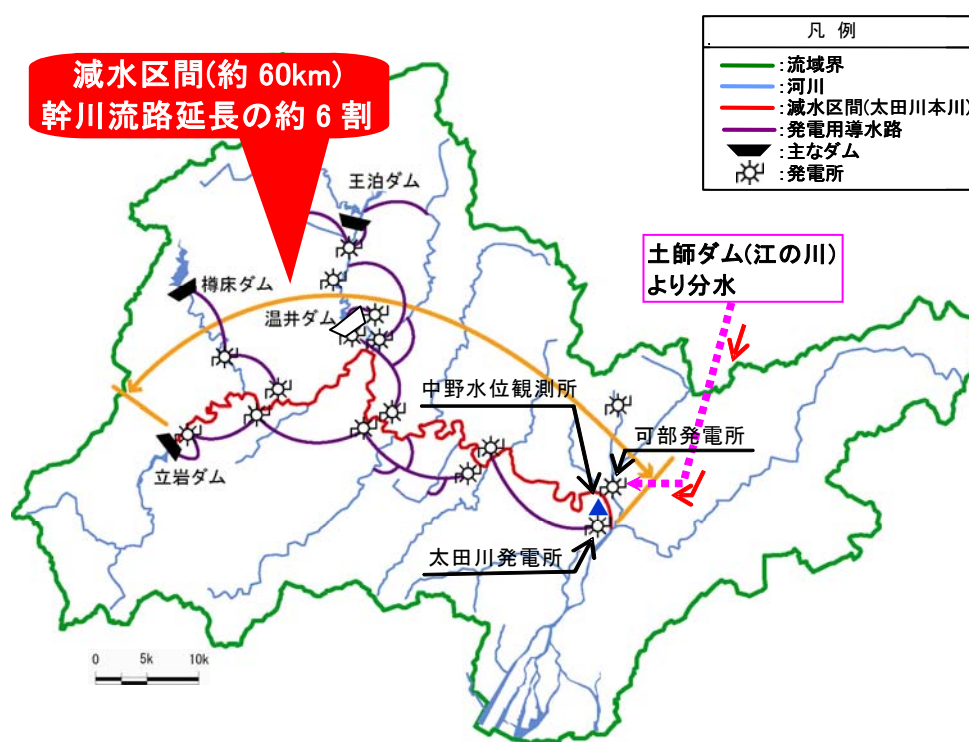


図 3. 2. 3 太田川本川における減水区間の範囲

3.2.2河川環境の現状と課題

(1)自然環境の現状と課題

太田川水系の河川空間は、多様な生物が生息・生育・繁殖する自然環境を有しています。

表 3.2.3 太田川水系の河川空間における重要な種¹⁾の確認種数

分類群	種数
魚類	20 種
鳥類	25 種
哺乳類	4 種
両生・爬虫類	6 種
昆虫類	44 種
底生動物	13 種
植物	31 種

(平成 16～21 年度 河川水辺の国勢調査 (現地調査及び文献調査) より)

1)下流デルタ域

河床勾配が 1/2,000 程度と非常に緩やかな扇状地が広がっており、大潮時には最大で 4m の干満差が発生します。

市内派川の沿川は稠密^{ちゆうみつ}に都市利用され、自然が非常に少ない状況にありますが、高潮堤防の整備に合わせ河岸緑地が整備されており、散策等の憩いの場として多くの市民に利用されています。

その一方で、干満差で現れる市内派川の河床は場所によっては有機泥が堆積し、においや見た目など水辺を利用する上での支障となっているため、環境の改善が必要です。

また、河口を含めた沿岸域は、江戸時代以降干拓や埋立てにより平地が造成されてきました。このため、かつて河口から沿岸域に広く形成されていた干潟や藻場の面積が減少しています。

このような状況の中で、太田川放水路は通水から 40 年が経過し、両岸に多様な干潟や塩生湿地環境が創出されています。

干潮時には河岸沿いに干潟が現れ、ハマサジ、フクド等の塩生植物の群落が広島湾域で唯一まとまって形成されています。また、汽水域の上流側にはヤマトシジミが、下流側にはアサリが生息しています。

太田川放水路では、河川空間を活用した緊急物資の輸送や負傷者の搬送を可能とするための経路の整備により、多様な干潟・塩生湿地環境に影響を与える可能性があります。

¹⁾ 「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」、「無脊椎動物 (昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等) のレッドリストの見直しについて」、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック広島」、「広島市の生物」掲載種を対象としている。

1 そのため、干潟の機能等を検証するとともに、干潟の再生等の有効な環境
2 保全措置の検討が必要です。



河口に広がる干潟



河口域に形成されたデルタ



塩生植物群落



シジミ採り

17 2)下流部

18 河床勾配は 1/400～1/1,000 程度で平野が広
19 がり、河口から約 15km の安芸大橋上流付近
20 ままでが感潮域となっています。

21 また、早瀬や淵等が形成されており、なだら
22 かな浮き石状の瀬にはアユの産卵場が存在し、
23 ワンド状の止水、緩流部には、メダカやスジ
24 シマドジョウ、スナヤツメが生息しています。

25 一方、治水上、掘削や樹木伐開を行う必要が
26 あり、特にアユの産卵場や魚類等の多様な生
27 息・生育環境への配慮が必要です。



多様な生息・生育環境が残る下流部

31 3)中流部

32 河床勾配は 1/100～1/400 程度で、谷底平野で蛇行を繰り返しています。
33 沿川には、安芸太田町の加計や戸河内の市街地を除くと小集落が点在する程
34 度で、今なお人の生活と自然が調和する自然が残っています。

35 大小の瀬・淵が多数存在する変化に富んだ河道が形成され、緩流域の水際
36 植生付近にはオヤニラミが生息しています。

37 また、砂礫河原にカワラハハコが、洪水時に冠水する岩場にはキシツツジ
38 が生育しています。

39 太田川本川では、平成5年から「魚ののぼりやすい川づくり推進モデル
事業」により、取水堰における魚道の改築等を進めてきました。その結果

2 サツキマスが河口から 76km の地
 4 点にある^{ますだまり}鱒溜ダム下流まで遡上
 6 していることが確認され、河道の
 8 連続性の高い河川となっています。

10 一方、治水上、掘削等を行う必要
 12 があり、植物、魚類等の多様な
 14 生息・生育・繁殖環境に与える影
 16 響への配慮が必要です。

18 また、滝山川においては、温井
 20 ダム下流においてアユ等の生息・
 22 生育環境の改善の取組が実施され
 24 ており、効果の検証が必要です。

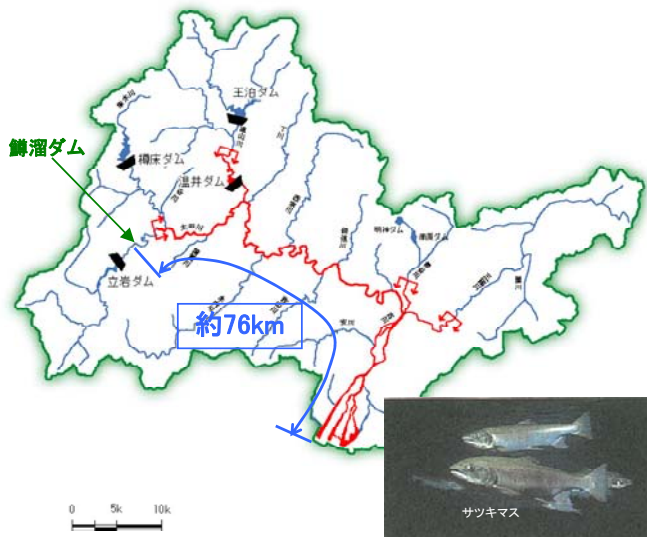


図 3.2.4 太田川本川のサツキマスの遡上可能区間

4)物質循環

27 生物のエネルギー源や構成体と
 28 して必要な栄養塩¹⁾は、森林地等か
 29 ら流出し河川を通じて海域へ流れ、
 30 下流デルタ域のシジミ、広島湾の
 31 カキをはじめとする生物を育て
 32 っており、森・川・海のそれぞれの機
 33 能の維持が求められています。



35 太田川河川事務所では、太田川から広島湾へ供給される栄養塩の量を把握
 36 するため、ケイ酸等の測定を行っています。

37 川は、森と海を結ぶ回廊という役割を有しており、流域の良好な環境を保
 38 つため、健全な物質循環を確保する必要があります。

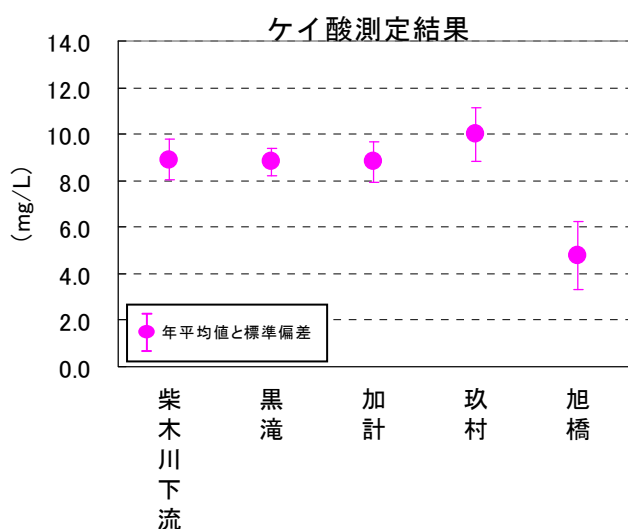


図 3.2.5 太田川水系におけるケイ酸の測定地点と測定結果(平成 21 年度)

1) 栄養塩とは、植物プランクトン等の栄養となるケイ酸塩、リン酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩などのこと。

(2)水質の現状と課題

1)環境基準類型指定状況

太田川水系の環境基準¹⁾の水域類型指定²⁾の状況を見ると、太田川放水路はB類型³⁾、太田川本川下流部と中流部はA類型、国管理区間の市内派川はA類型に指定されています。また、支川は、古川下流がB類型、三篠川はA類型、根谷川下流はB類型に指定されています。また、湖沼の指定状況では、温井ダム貯水池(龍姫湖)がA類型及びⅡ類型に指定されています。

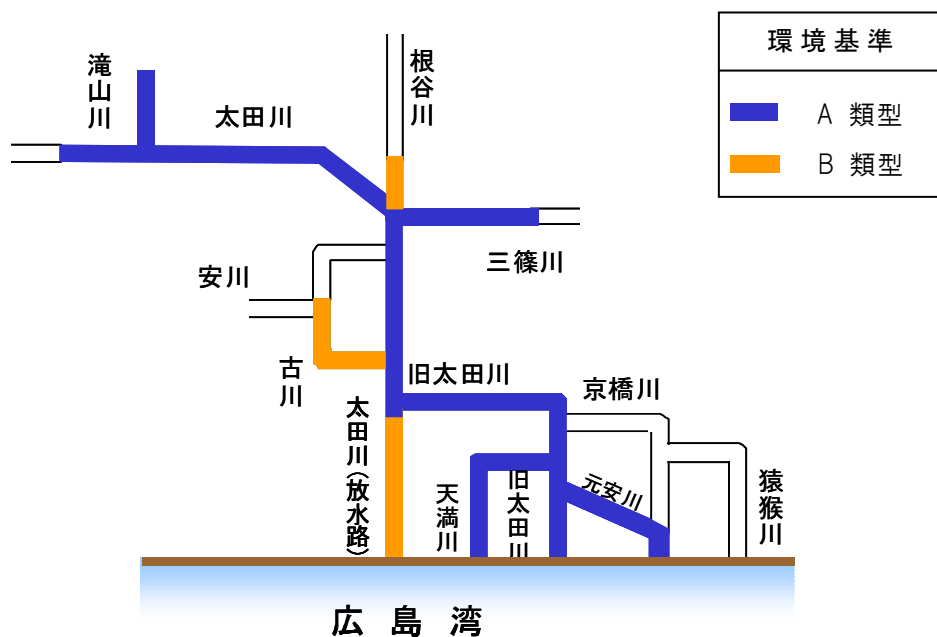


図 3.2.6 太田川水系の国管理区間における環境基準の水域類型指定
注)環境基準の水域類型指定については、太田川水系の国管理区間のみを記載しています。

- 1) 水質汚濁に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。
- 2) 水域類型指定とは、環境基準で定めた類型を水域で指定することです。二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。
- 3) 河川の類型指定では、AA 類型:BOD1.0mg/l 以下、A 類型:BOD2.0mg/l 以下、B 類型:BOD3.0mg/l 以下。湖沼の類型指定では、A 類型:COD3.0mg/l 以下、Ⅱ類型:全窒素 0.2mg/l 以下・全磷 0.01mg/l 以下。

表 3.2.4 太田川水系の国管理区間における環境基準の水域類型指定(河川)

水 域 名	水 域 の 範 囲	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 点	指 定 年 月 日
太田川下流	祇園水門より下流	B	イ	旭橋	昭和 45.9. 1 指定
太田川上流	行森川合流点より祇園水門まで	A	イ	戸坂上水道取水口	昭和 45.9. 1 指定
太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	A	イ	柴木川下流 加計 高山川下流 壬辰橋	昭和 50.6.13 指定
天満川	全域	A	イ	昭和大橋	昭和 45.9. 1 指定
旧太田川	全域	A	イ	舟入橋	昭和 45.9. 1 指定
元安川	全域	A	イ	南大橋	昭和 45.9. 1 指定
古川下流	安川合流点より下流	B	ハ	東原	昭和 50.6.13 指定
三篠川	全域	A	イ	深川橋	昭和 50.6.13 指定
根谷川下流	代田一合橋より下流	B	ロ	根の谷橋	昭和 50.6.13 指定
滝山川	温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域	A	イ	滝山川河口	昭和 50.6.13 指定 平成 18.3.2 変更

※) 達成期間の分類は次のとおりである。

イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的すみやかに達成、ハ:5年を越える期間で可及的すみやかに達成

表 3.2.5 太田川水系の国管理区間における環境基準の水域類型指定(湖沼)

水 域 名	類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日
温井ダム貯水池(龍姫湖)(全域)	A	イ	平成 18.3.2 指定
	II	イ	

※) 達成期間の「イ」は「直ちに達成」を示す。

2)水質の現状と課題

太田川国管理区間においては、公共用水域等の水質調査として16地点で水質観測を行っています。BOD 75%値¹⁾については、平成10年頃までは一部の地点で環境基準値を上回ることもありましたが、近年ではいずれの地点でも環境基準を満足し、概ね良好な水質が保持されています。

また、下流部の祇園水門から可部にかけての太田川本川の水は、「名水百選」に選定されています。今後も、現在の良好な水質を維持する必要があります。

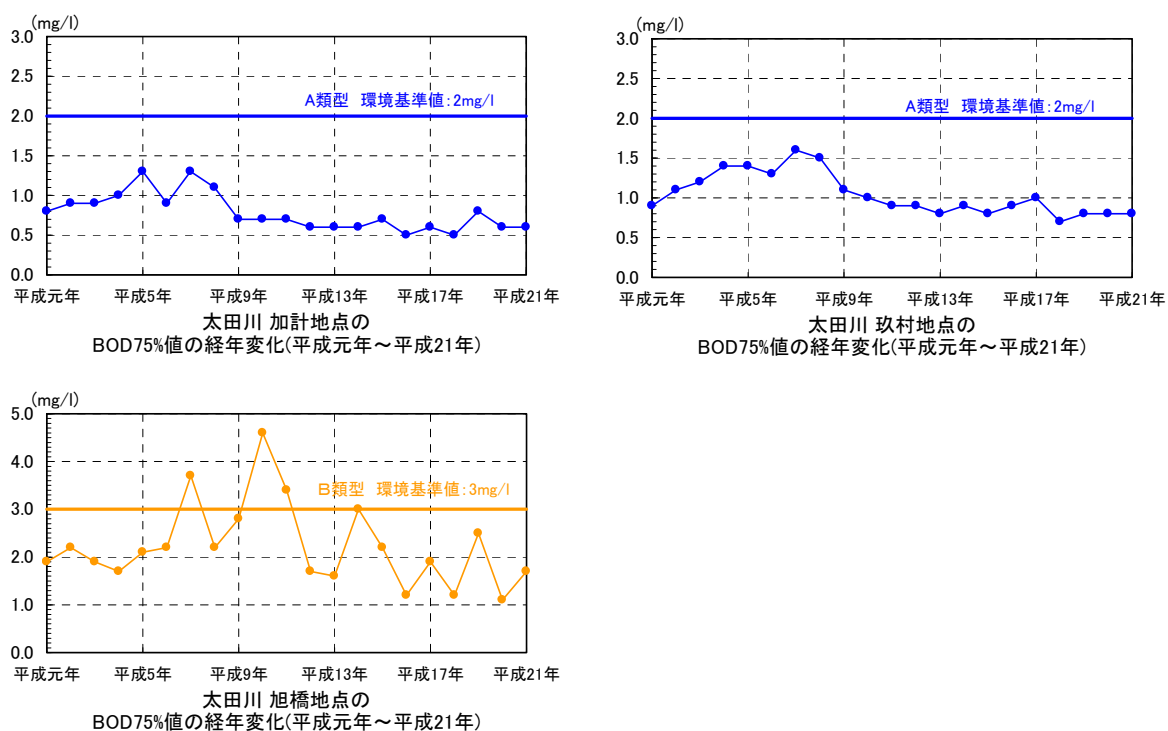


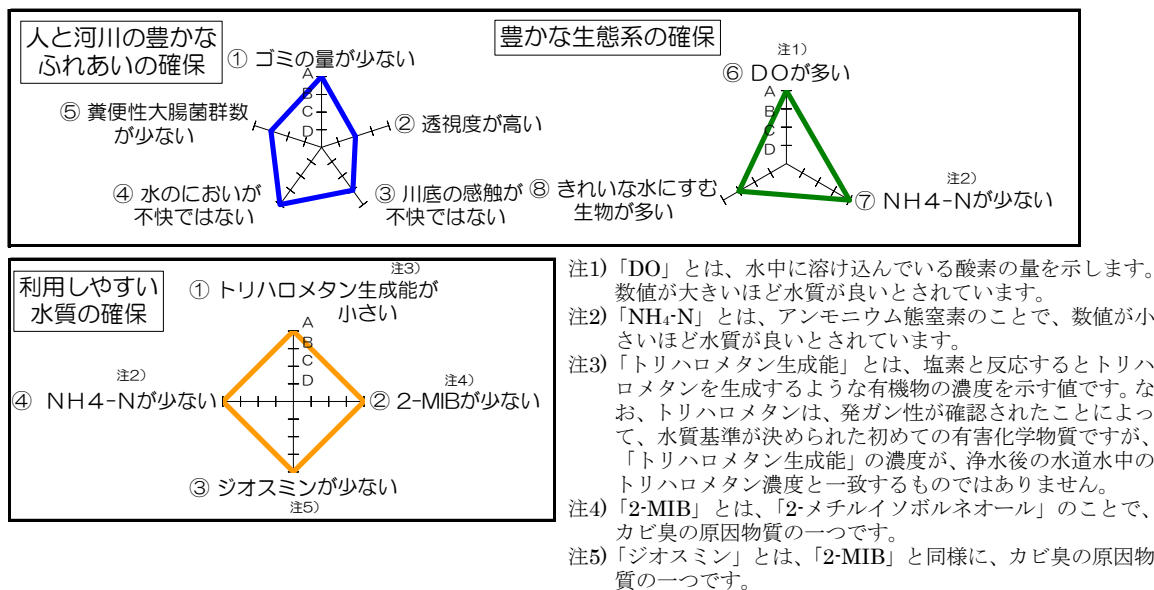
図 3.2.7 太田川水系における主な地点における水質の経年変化状況

¹⁾ BOD とは Biochemical Oxygen Demand の頭文字をとったもので、日本語では「生物化学的酸素要求量」といいます。これは、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質が良いとされています。また、75%値とは、年間観測データを良い方から並べて、上から 75%目の数字です。

また、河川の水質を多様な視点から総合的に評価するため「人と河川の豊かなふれあいの確保」や「豊かな生態系の確保」、「利用しやすい水質の確保」の視点から設けられた新しい水質指標について、地域の方々と協働で調査を実施しています。

この調査には、人の感覚による測定項目として、ゴミの量、透視度、川底の感触、水の臭いの調査が含まれており、現地で体感・評価できるものとなっています。

平成 20 年に太田川水系で実施した調査結果では、概ね良好な結果が得られています。



ランク	説明	ランクのイメージ	項目と評価レベル				
			ゴミの量	透視度 (m)	川底の感触	水におい	
A	顔を川の水につけやすい		川の中や水際にゴミは見当たらない。または、ゴミがあるが全く臭にならない。	100以上	不快感がない	不快でない	1000以下
B	川の中に入って遊びやすい		川の中や水際にゴミは目につくが、我慢できる。	70以上	とどこころヌルヌルしているが、不快ではない。		1000以下
C	川の中に入れないが川に近づくと臭い		川の中や水際にゴミがあっても不快である。	30以上	ヌルヌルしており、不快である。	水に鼻を近づけて不快な臭いを感じる。風下の水際に立つと不快な臭いを感じる。	1000を超えるもの
D	川の水に魅力がなく、川に近づかない		川の中や水際にゴミがあっても不快である。	30未満		風下の水際に立つと、とても不快な臭いを感じる。	

ランク	説明	項目と評価レベル		
		DO (mg/L)	NH4-N (mg/L)	水生生物の生態
A	生物の生態・生育・繁殖環境として非常に良好	7以上	0.2以下	I きれいな水 ・カワゲラ ・ナガレトビゲラ 等
B	生物の生態・生育・繁殖環境として良好	5以上	0.5以下	II 少し汚い水 ・コガタシマトビゲラ ・オオシマトビゲラ 等
C	生物の生態・生育・繁殖環境として良好とは言えない	3以上	2.0以下	III 汚い水 ・ミズカマキリ ・ミズカマキリ 等
D	生物の生態・生育・繁殖しにくい	3未満	2.0を超えるもの	IV 大変汚い水 ・セスジスリカ ・チョウバエ 等

図 3.2.9 調査項目と評価レベルの標記例

1 (3)河川利用の現状と課題

2 太田川の河川空間は、多様な自然環境や河川敷のオープンスペース、ダム
3 湖周辺を活用して、様々な目的で利用されています。

4 5 1)下流デルタ域

6 下流デルタ域は、市街地面積に占
7 める水面の比率が全国屈指の高さで
8 あり、そのため、広島市は「水の都」
9 と呼ばれています。

10 市内派川沿いにある原爆ドームや
11 平和記念公園周辺は、国際平和都市
12 「広島」を象徴する空間であり、原
13 爆ドームが世界遺産に、平和記念公
14 園が国の名勝に指定され、世界中か
15 ら多くの人々が訪れる場所となっ
16 ています。

17 また、市内派川は都市の中に貴重なオープンスペースを提供しており、一連
18 に整備された河岸緑地は散策や通勤、通学に利用され、市民の貴重な憩いの空
19 間となっています。

20 平成15年には、個性と魅力ある川を目指すべく、市民と行政(国・県・市)
21 の協働により「水の都ひろしま」構想が策定されました。

22 水の都ひろしまの実現に向けて、河川管理者(国・県)や広島市だけでな
23 く、利用者である市民や企業等が協働して取組を行うため、平成14年に市
24 民、企業・観光関係者、学識
25 経験者、行政(国・県・市)
26 で構成する「水の都ひろしま
27 推進協議会」が設立されまし
28 ました。取組の方針や社会実験の
29 枠組みを協議・決定しており、
30 河川管理者においてもこれに
31 基づき水辺の整備を推進実施
32 しています。

33 なかでも、快適な都市の水辺空間の創出を目的として元安川に整備された
34 河岸では、「水辺のコンサート」や「灯ろう流し」等が催され、多くの市民
35 に活用されています。

36 また、平和記念公園の来訪者の憩いの場、交流の場、さらに、潤いと安ら
37 ぎを感じる風景となるよう、質の高い水辺の空間を創出するため、河川敷占
38 用の規制緩和の特例措置を活用し、元安川「水辺のオープンカフェ(独立店
39 舗型)」の取組を平成20年度から行っています。



下流デルタ域中心部の様子

【「水の都ひろしま」構想の基本理念と基本方針】

～基本理念～

- ①水辺等における都市の楽しみ方の創出
- ②都市観光の主要な舞台づくり
- ③「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり

～基本方針～

- ★つかう(市民による水辺の活用)
- ★つくる(水辺空間整備とまちづくりの一体化)
- ★つなぐ(水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり)

その一方で、下流デルタ域は干満の影響を受けやすく、河川の流速が遅いことなどから、干満差で現れる市内派川の河床は場所によっては有機泥が堆積し、においや見た目など水辺を利用する上での支障となっています。

また、不法係留船による流水の阻害や景観阻害などの問題も懸念されます。

その他、汽水域や干潟では、ハゼ釣りやシジミやアサリ採りが盛んに行われています。



元安川の河岸利用

北大橋左岸のアンダーパス

元安川の河岸緑地のオープンカフェ

2)下流部

下流部は、河川敷がサッカー、野球、グランドゴルフ等のスポーツやレクリエーション空間として多くの人に利用されています。また、アユをはじめとする魚釣りも行われています。

3)中流部

中流部では、アユをはじめとする魚釣りや河原での水遊び等が行われています。

また、支川滝山川では平成 14 年に完成した温井ダムの「龍姫湖まつり」や夏期制限水位¹⁾への移行時における放流等が行われ、新たな観光資源として地域の活力向上等に寄与しています。



温井ダムの放流

また、中流部には、中国自動車道戸河内 IC 等が整備されており、多くの方が水辺を利用しています。

一方、水際部に雑草、樹木等が繁茂しており、利用にあたり危険性も高いため、河川利用の安全性を向上させる必要があります。

4)古川

支川古川では、昭和 49 年に全国に先駆け、多自然川づくりによって都市部における多様な自然河川空間が創出されました。

¹⁾ 夏期制限水位とは、洪水の発生する可能性が高い時期（主に夏期）において、ダムの貯水位を下げることによって洪水調節容量を増やす操作を行うが、その時に維持する水位のことを指す。

1 古川の河川整備にあたっては、「古川の川づくり」として、地域住民の方々と行政が意見交換をしながら空間整備を行っています。

3 ホタルの復活を合い言葉に、都市部において子ども達が自然の水辺にふれあえる河川空間を創出することを目的に整備された「古川せせらぎ公園」を中心に、地域住民の方々が主体となった清掃、イベント活動が行われるなど、河川愛護活動も盛んです。

7 このように河川利用が盛んな古川ですが、近年の局地的豪雨により急な増水が発生しており、急な増水による水難事故を防止するための取組が必要です。

10 また、散策等の利用者が多く、日常的な利用における利用者の安全を確保する必要があります。



せせらぎのタベ



地域住民による河川清掃



古川での川遊び

20 5)環境教育

21 川は、「感性・知識・行動力」を育む空間として子どもたちにとって魅力あるフィールドであり、貴重な自然体験の場です。

24 また、川は古くから人々の暮らしに密接に係わっており、地域の歴史、文化が学べる場でもあります。

27 太田川においては、「かこがわ水辺の楽校（三篠川）」（平成19年度完成）等の水辺の楽校が整備されています。

30 また、「町ぐるみで集い、ふれあい、育つ川」をテーマに「ふるさとの川整備事業」として、滝山川で水辺とのふれあい空間を整備し（平成19年度完成）、子どもたちが安心して活動できる自然体験の場を提供しています。



水生生物調査の様子



かこがわ水辺の楽校の様子



滝山川の整備状況

6) 舟運の適正利用

下流デルタ域を流れる市内派川は、江戸時代から舟運が盛んで、物資輸送が盛んに行われていました。

現在、モータリゼーションの発達により、舟による物資の輸送は行われていませんが、水上タクシーや水上バスの運行が行われており、水上交通のネットワークづくりが行われています。

地域や観光で訪れた多くの方々がこれらを利用しており、適正な利用により水上の安全を確保することが必要です。

(4) 景観の現状と課題

下流デルタ域を流れる市内派川は、江戸時代の舟運が盛んだった当時のしほせる^{がんぎ}雁木や常夜灯の土台石等、歴史的構造物が数多く存在しています。

市内中心部の基町地区(元安川)には、平和記念都市広島を象徴する原爆ドームや平和記念公園があり、これらの施設の上流には基町環境護岸整備されています。昭和54年から昭和58年にかけて整備された基町環境護岸は都市と河川の景観の調和を考慮した先駆的事例です。

また、可部市街地から上流の中流部では西中国山地の山あい^{きょうあい}を蛇行を繰り返しながら流れる太田川と、狭隘な谷底平野で静かにたたずむ集落と玉石による石垣の景観が豊かな自然景観や田園景観を形成しています。

太田川は多様な景観を有しており、地域特性に応じた景観を維持、形成していく必要があります。



基町環境護岸（下流デルタ域）



原爆ドームと
平和記念公園（下流デルタ域）



山間狭隘部に点在する集落(中上流部)



太田川中上流部で見られる玉石を用いた石垣

3.3維持管理に関する現状と課題

河川は日々その状態を変化させていることから、太田川水系においては巡視や点検、測量、様々な調査等により、日常から河川管理施設や河道状況の把握に努め、計画的な維持管理を実施しています。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるように河川や地域の特性を反映した維持管理に係る計画を定め、適切な維持管理を行う必要があります。

太田川においては、維持管理を行う上で以下の2つの事項が重要であるとともに、今後の大きな課題であると考えています。

①太田川は、昭和7年から直轄改修事業に着手し、それ以降、堤防整備等の事業を進めてきました。そのため、建設から長期間が経過し、老朽化した河川管理施設が数多く存在し、今後その維持補修費の増大が見込まれるため、予防的な維持補修の検討が必要であり、ライフサイクルコストの縮減を含めた施設の長寿命化が重要な課題です。

②今後の河川管理は、「治水と環境の調和」を基本とし、川の営みを活かした河道管理が重要であり、太田川においても、河川整備実施後に土砂の再堆積や樹木伐開後の再繁茂が生じにくい河道を形成することが必要です。このため、必要なモニタリング等を実施し、そこで得られた知見を今後の河川整備に活かしていくことが重要な課題です。

(1)長期間が経過した河川管理施設の老朽化

太田川においては、設置から長期間を経過した水門や堰等が多く存在し、今後、これらの施設数の増加が見込まれているため、構造物の老朽化対策が大きな課題となってきます。

構造物については、その機能を適切に発揮させるため、日常から各施設の状況を的確に把握し効果的・効率的な維持補修に努め、施設の長寿命化を図るとともに、その機能を適切に維持する必要があります。

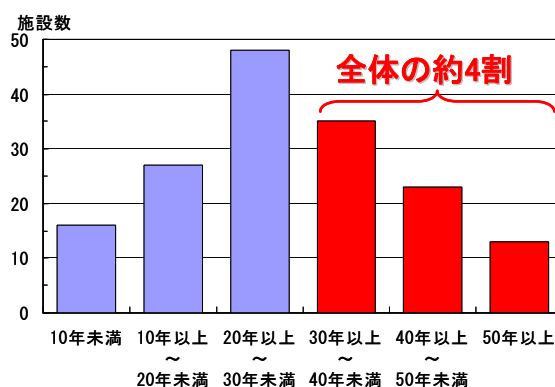


図 3.3.1 河川管理施設(水門、樋門等)設置後の経過年数(太田川：国管理区間)

表 3.3.1 高瀬堰・祇園水門・大芝水門・温井ダムの諸元

施設名	管理者	目的	諸元				
			堰上高 (m)	固定部 (m)	可動部	敷高 (TPm)	ゲート 形式
高瀬堰	国	洪水の安全な流下・利水・発電放流水の逆調整	5.50	なし	43m×6門 10m×1門	8.15	鋼製ローラーゲート
祇園水門	国	分水	3.10	143.70	32m×3門	0.00	鋼製ローラーゲート
大芝水門	国	分水	3.60	92.80	13.33m ×3門	-0.50	鋼製ローラーゲート

施設名	管理者	目的	諸元				
			形式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m ³)	非越流部 標高 (ELm)
温井ダム	国	洪水調節・上水道用水の供給・河川環境の保全・発電	アーチ式コンクリートダム	156.0	382.0	約810,000	385.0

表 3.3.2 国管理区間における河川管理施設の施設数(平成 22 年 3 月現在)

施設名	堰	排水ポンプ場	水門	排水門 取水門	その他	ダム
箇所数	3	3	3	194	2	1

*)堰(祇園水門、大芝水門、高瀬堰)、排水ポンプ場(戸坂、矢口川救急内水、奥迫救急内水)、水門(八幡川、矢口川、友竹川)、その他(江波1号陸開門、江波2号陸開門)、ダム(温井ダム)、排水門・取水門の数は「太田川維持管理計画」による

1)大芝水門、祇園水門等の大規模構造物の老朽化

大芝水門、祇園水門は完成から 40 年以上が経過し老朽化が進むとともに、潮位変動の影響をうける祇園水門では、扉体内部の発錆や腐食の拡大が確認されています。

これらの状態に対して、施設の機能を適切に発揮させるために、日常の点検による適切な施設の状態の監視と、点検結果による装置・設備等の信頼性の評価を実施し、予防的かつ計画的な維持補修を行っていく必要があります。

一方で大芝水門、祇園水門は、適切な分派機能の確保、大規模地震(レベル2地震動)発生時における施設機能の維持を目的とした施設の改築も必要となります。

現状の大芝水門、祇園水門の施設機能の維持を図るための維持補修にあたっては、これらの改築時期との調整を図りつつ、維持補修が必要な装置・機器等が設備全体機能に及ぼす影響度等の特性を把握し、必要最小限の対策によって、ライフサイクルコストの縮減及び施設の長寿命化を図っていくことが必要です。

2)太田川放水路及び市内派川の堤防の空洞化

太田川放水路の堤防・護岸は、昭和 30 年代に施工され、すでに 40 年以上が経過しています。

これらの堤防等は、常時潮位変動の影響を受け、護岸裏の盛土材の吸い出し等により護岸の空洞化が確認されています。

また、市内派川の高潮堤防についても、同様に空洞化が確認されています。

このため、堤防や護岸に変状が確認された場合には、早期に必要な維持、補修を行っています。また、経年的な劣化が生じる可能性がある施設の増大にともなう維持管理コストを軽減させるため、平成 12 年度より、施設の健全度を評価する照査（平成 21 年度末の照査済延長：24km、残照査延長：27km）を実施しています。

照査の結果、約 1 割にあたる 2.0km で、空洞化に対する対策が必要なことが判明し、平成 21 年度末時点で、1.1km の対策を実施しましたが、未だ 0.9km において未対策となっております。

今後は、引き続き照査を行うとともに、照査結果に基づく効率的かつ計画的な維持、補修を行うことが必要です。



空洞化により歪みが生じている護岸(放水路)



空洞化による天端の陥没(市内派川)

(2)川の営みを活かした持続可能な河道管理

太田川は、過去砂礫を主体とした河原の河川環境及び景観を有していましたが、流況の平準化やみお筋の固定化等により、河道内に多くの樹木群が繁茂しています。これらの河道内の樹木群は、現在、鳥類をはじめとした様々な生物の生息・生育・繁殖環境も提供していますが、河川内にその生活環境を求めなくても生活史を支えることが可能だと考えられる生物も確認されています。

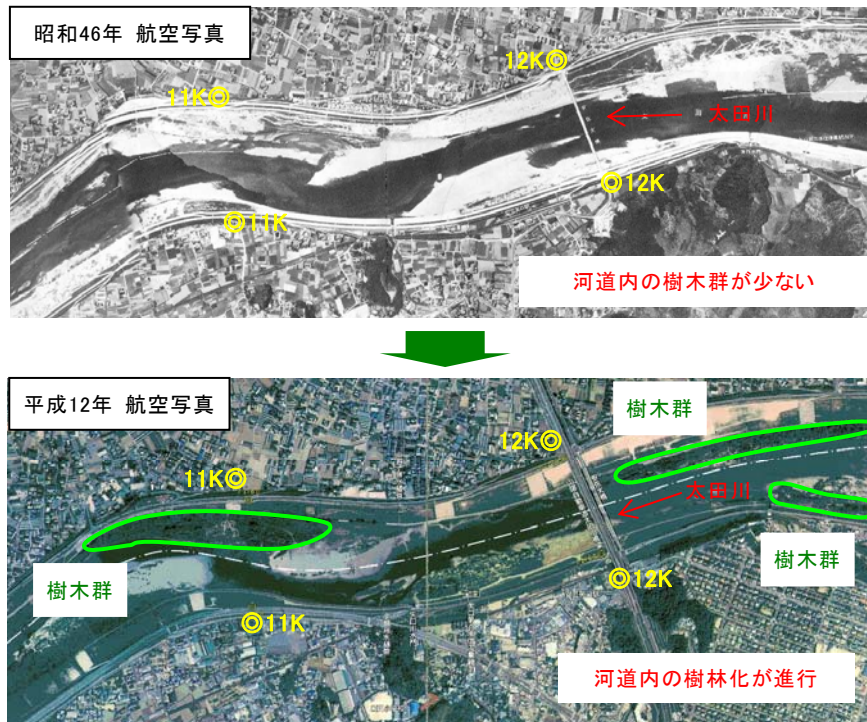
また、河道内の樹木は、洪水時の水位伝播を遅らせることで洪水のピーク流量を低減させる効果や、河岸の流速を弱め堤防や河岸の防護に寄与することがありますが、その一方で、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となります。

3. 太田川の現状と課題

特に、高瀬堰の下流では、繁茂した樹木が洪水の抵抗となり、流速が低減することで土砂の堆積、みお筋の固定化が進み、樹林化が一層進行し、流下能力を低下させています。

さらに、河道内に繁茂した樹木は洪水時に流出し、橋脚等に集積することで水位上昇を生じさせ、浸水被害を拡大させるおそれがあります。

そのため、樹木の繁茂と伐採を繰り返すこれまでの河道管理を見直し、「治水と環境の調和」を図り、川の営みを活かした持続可能な河道管理を行う必要があります。



河道内樹木の変化

(3)河川管理施設等の維持管理

1)河川管理施設の点検、モニタリング、維持補修

堤防は、過去から洪水等の度に拡築、嵩上げ等を繰り返し築造された内部が不明確な構造物です。

下流部の堤防は、過去に堤体や基礎地盤等からの漏水やのり滑り等が発生しています。

また、中流部では、河床勾配が急なため出水時の流速が速いことから、洗堀により護岸の崩壊が生じやすい状況にあります。

このようなことから、適切な頻度で堤防除草を実施するとともに、洪水時はもとより日常の河川巡視の実施や出水期前及び出水後の堤防点検等により堤防の変状を的確に把握し、必要の応じて適切な維持修繕を行うことが重要です。

2)水質事故対策

事故やテロ等による河川や貯水池への汚濁物質の混入等、突発的に発生する水質事故に対処するため、日常の河川や貯水池の巡視等により水質事故に係わる汚濁源情報の迅速な把握に努めるとともに、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」による情報連絡体制の徹底に努める必要があります。

3)河川環境に関する調査

太田川水系の多様な河川環境を保全するため、日常からの巡視や河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」に加えて、水生生物調査や高瀬堰等での魚道調査の実施等により生物の生息・生育・繁殖状況や河川空間の利用状況を調査し、河川管理に活用しています。

今後も太田川の特성에応じた維持管理を行うため、環境を調査し、調査結果を有効に活用する必要があります。

(4)土砂動態の把握

広島市中心市街地を流れる市内派川の流量は、大芝水門及び祇園水門により制御されていますが、分派地点では複雑な流れによる河床変動が洪水時の分派量に影響を与えると同時に、局所的な洗掘により河川管理施設の損壊が発生するおそれがあります。

また、現状では支障はないものの、今後の洪水等により、ダム・堰の貯水池内への異常な土砂流入が発生した場合には、土砂の堆積により貯水容量の減少等が生じるおそれもあることから、河道内や貯水池内の土砂動態を継続的に把握しておく必要があります。



分派地点の土砂堆積状況



大芝水門



祇園水門

(5)河川空間の適正な利活用のための管理

1)不法係留船

洪水時に船舶が流出して橋梁に塞き止められた場合には、水位上昇を引き起こし氾濫被害をもたらすおそれがあるとともに、船舶が橋梁や護岸等に衝突した場合には、これらの施設が損傷するおそれがあります。

3. 太田川の現状と課題

また、船舶の沈没、破損等が油流出による水質事故の原因となり、河川の水面清掃の妨げや水上交通の航行上の支障となるなど、多くの問題が生じます。さらに、無秩序な係留による景観阻害が懸念されています。

そのため、治水上の問題や水辺を含む周辺景観等に配慮し、必要性の高い区域から順次「重点的撤去区域」に指定して、不法係留の防止に取り組んでいます。

係留船の数が減少しているものの、現在でも不法係留船が河川内に係留されており、引き続き、不法係留の抑制、撤去等の対応が必要です。



橋脚に引っ掛かったプレジャーボート



昇降梯子による河川護岸の損傷(元安川)

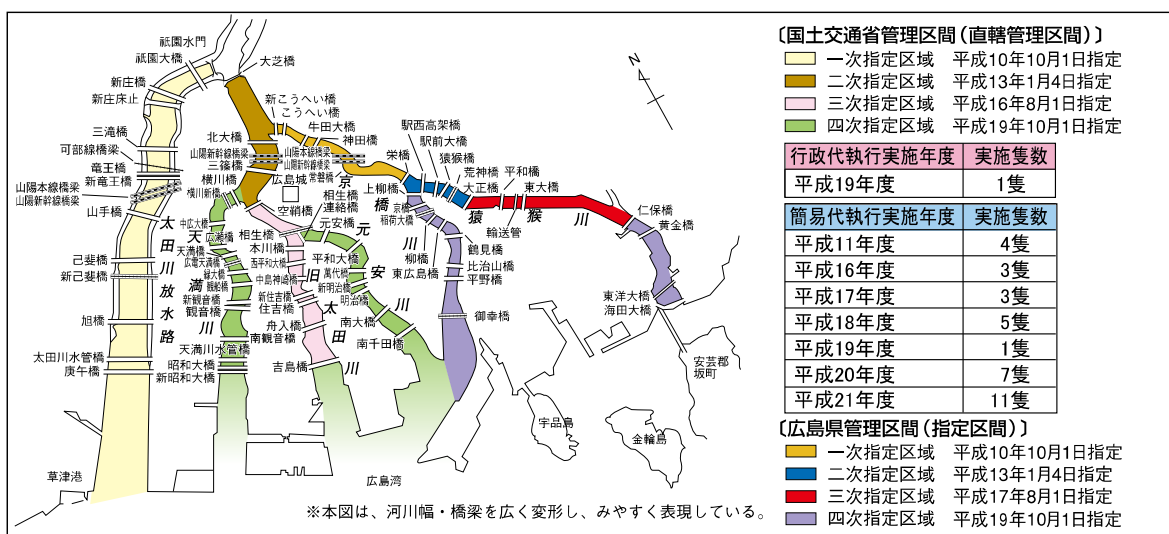


図 3.3.2 不法係留の重点的撤去区域

2)不法投棄

廃棄物の不法投棄は、河川の自然破壊や景観悪化にもつながるほか、洪水時に下流へ流出し、海浜環境にも影響を及ぼす可能性があります。

毎年、7月の「河川愛護月間」には、多数の地域住民の方々が参加する河川清掃イベント「クリーン太田川」が開催され、多くのごみが収集されています。

1 しかし、人目に付きにくい橋梁の下等において、廃棄物の不法投棄が絶え
2 ないため、引き続き清掃や啓発活動を行う必要があります。

4 **(6)地域との連携**

5 太田川は、地域のかげがえのない財産として今後もより多くの人々に親し
6 まれるために、河川管理者、関係機関、市民団体、地域住民の方々等が、そ
7 れぞれの役割を十分理解しつつ互いに連携し、さらには協働しながら、安全・
8 安心で魅力あふれる川づくりが行えるよう取り組む必要があります。

9 連携と協働を実現するためには、治水、利水、環境に関する情報を地域と
10 共有化することが重要です。

11 河川の持つ治水、利水、環境それぞれの機能は、河川管理者のみによって
12 提供されるものではなく、地域住民の方々の行動が加わることではじめて十
13 分な機能が発揮されるものです。

14 治水については、被害を最小限に食い止めるためには堤防等の施設整備を
15 行うだけでは十分ではなく、災害を未然に防ぐための円滑な水防活動、住民
16 の方々の安全な避難行動が執られるよう、地域と連携したソフト対策が必要
17 です。

18 利水については、地域の方々に太田川の水利用について関心を持っていた
19 だくことが必要です。

20 河川環境については、太田川水系の歴史や
21 文化、自然の豊かさを、将来を担う子どもた
22 ちに伝える必要があります。

23 また、「水の都」と証される良好な水辺景
24 観を有している下流デルタ域においては、国、
25 広島県、広島市、市民が主体となり「水の都
26 ひろしま」構想が平成15年10月に策定され
27 ており、この推進計画（平成21年3月策定）
28 に基づき、近年では水辺の賑わい創出のため、
29 規制緩和の特例措置による水辺のオープン
30 カフェの取組を行っています。また、市内派川では、かつての「泳げ遊べる
31 太田川の復活」をテーマとして、産学官連携による太田川の底質改善に関す
32 る取組を行っています。



元安川オープンカフェ

33 「水の都ひろしま」にふさわしい川づくりのため、より一層、水とふれあ
34 い、賑わいをもたらすべく、地域住民の方々等の活動を行政が側面から支援
35 することが期待されています。

36 また、支川古川では、地元住民の方々により古川せせらぎ公園の清掃活動
37 等が実施されています。さらに、毎年7月の「河川愛護月間」には、太田川
38 流域一円で多くの地域住民の方々が参加して河川清掃を行う「クリーン太田
39 川」も実施されるとともに、樹木管理においては、公募による樹木伐開等が
40 行われています。

3. 太田川の現状と課題

1 このような、水とふれあい、賑わいをもたらす活動や河川愛護の輪を広げ、
2 今後も、さらに地域との連携と協働の体制強化を推進し、地域住民の方々の
3 要望や意見を踏まえながら河川整備等に取り組み、積極的な対応に努める必
4 要があります。

5 また、太田川水系では、これまで幾度も水害が発生し、近年にも大きな被
6 害を受けています。

7 本計画に基づき河川整備を着実に進め、治水安全度の向上を図ることとし
8 ていますが、河川整備には長い年月を要するため、その間に整備水準を超え
9 る規模の洪水が発生する可能性があります。

10 また、地球温暖化による気候変動の影響で洪水外力の増大も懸念されます。

11 さらに、高齢化の進行に伴い災害時要援護者の増加、避難に要する時間の
12 長期化も懸念されています。

13 今後、河川整備とあわせ、洪水被害の最小化に向け、地域づくりと一体と
14 なった治水対策に取り組む必要があります。

15

4.河川整備の目標に関する事項

4.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

太田川水系では、これまで度重なる洪水に悩まされてきました。

なかでも、平成 17 年 9 月洪水は、下流デルタ域や下流部においては外水による氾濫被害は無かったものの、下流デルタ域の堤防未整備箇所である天満川観音地区では洪水時のピーク水位が現況河岸高まで迫り、土のう積みによる水防活動により浸水被害を防止しました。

また、下流部では計画高水流量の約 9 割程度の洪水流量にも関わらず、計画高水位相当の水位を記録し、堤防の決壊のおそれが生じる危険な状態となりました。

さらに、中流部では、温井ダムによる洪水調節により水位低減を図ったものの、計画高水位を越える水位を記録し、家屋の床上・床下浸水による多くの被害が発生しました。

太田川水系河川整備基本方針では、広島市街地が形成される可部地区より下流においては基準地点玖村で基本高水のピーク流量を $12,000\text{m}^3/\text{s}$ （計画規模 1/200）と定め、計画高水流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、残りの $4,000\text{m}^3/\text{s}$ については温井ダムや既存施設の有効活用等を含めた洪水調節施設の整備によって対応することで、洪水・高潮等による災害の発生を防止又は軽減し、地域の安全・安心を確保することを目標にしています。

この目標に対し、現状の治水施設の整備状況は十分とは言えません。

戦後最大の洪水である平成 17 年 9 月洪水は、矢口第 1 地点における観測史上最大流量 $7,200\text{m}^3/\text{s}$ を記録しました。この時、矢口第 1 より上流では利水ダムによる洪水貯留や中流部でははん濫があったため、これらを考慮すると $7,200\text{m}^3/\text{s}$ 以上の洪水が発生していたものと考えられます。そのため、高度な都市機能が集積する広島市街地をはん濫原に抱える下流部、下流デルタ域においては、戦後最大の平成 17 年 9 月洪水が再び発生した場合には、本計画に位置づけた河道改修等による下流への流量増加等を考慮すると、河道における流下能力が不足することとなり、甚大な被害が発生するおそれがあります。

また、中流部においても、現在の整備状況では再び甚大な床上浸水被害が発生するおそれがあります。

支川の三篠川や根谷川、古川においては、それぞれの支川の戦後最大洪水（三篠川：昭和 47 年 7 月洪水、根谷川：平成 18 年 9 月洪水、古川：昭和 20 年 9 月洪水）が再び発生した場合には、浸水被害が発生するおそれがあります。

また、ゼロメートル地帯である下流デルタ域では、平成 3 年、11 年、16 年と度々高潮被害に見舞われており、これらの再度災害防止を目的とした堤防高 T.P.+3.4m が不足している箇所があり、再び浸水被害が発生するおそれがあります。

4. 河川整備の目標に関する事項

さらに、地球温暖化による気候変化がもたらす海面上昇も懸念されており、堤防高が計画高潮位（T.P.+4.4m）に満たない区間も多く存在するため、高潮による浸水被害の防止が急務です。

放水路と市内派川の分派を制御する大芝水門及び祇園水門は、過去の治水計画に基づき洪水を分派させるよう整備されており、平成 17 年 9 月洪水の分派特性を考慮すると、現況施設では計画高水流量 8,000m³/s 流下時の分派比（放水路 4,500m³/s：市内派川 3,500 m³/s）通りに分派させることができないことが懸念されます。また、完成から 40 年以上が経過し機械設備をはじめとして老朽化が進んでいます。

さらに、大規模地震（レベル 2 地震動）発生時には、その機能に支障をきたすことが予測され、広島中心市街地に甚大な被害が発生するおそれがあります。

このため、太田川水系の「安全・安心な暮らしを守る」ためには、現在進めている下流デルタ域での高潮対策や、中流部の床上浸水対策等の再度災害防止対策を早期に完成させるとともに、大芝水門及び祇園水門の適切な洪水分派機能の確保、支川の河道整備の促進等、河川整備基本方針に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水や高潮による災害の発生防止又は軽減を図ることが重要です。

4.1.2 整備の目標

(1)安全性の確保

河川整備基本方針に定めた目標を達成するには多大な時間を要することから、上下流・本支川バランス等を踏まえつつ、段階的かつ着実な河川整備を実施することで、洪水・高潮等による災害の発生防止及び軽減を図ることを目標とします。

本計画に定めた河川整備等の実施後には、洪水に対しては、戦後最大の平成 17 年 9 月規模の洪水が発生した場合でも、下流デルタ域及び下流部では浸水被害の防止が図られるとともに、中流部では浸水被害の軽減が図られます。

支川では、戦後最大洪水（三篠川：昭和 47 年 7 月洪水、根谷川：平成 18 年 9 月洪水、古川：昭和 20 年 9 月洪水）が再び発生した場合でも、浸水被害の防止又は軽減が図られます。

高潮に対しては、下流デルタ域では、伊勢湾台風規模の台風が台風期の朔望平均満潮時に広島湾に最も危険なコース（昭和 26 年 10 月ルース台風）を通過した場合でも、越水による浸水被害（越波による浸水被害は除く）の防止が図られます。

大芝水門及び祇園水門における洪水の分派については、計画規模の洪水ピーク流量や計画高水位と同等の水位となる洪水が発生した場合においても、太田川放水路及び市内派川へ計画どおりの分派比で洪水を安全に流下させ広島中心市街地における甚大な浸水被害の防止が図られます。

1 地震に対しては、下流デルタ域では、大規模地震により被る河川管理施設
2 への被害を軽減し、はん濫域への二次被害の軽減が図られます。

3 また、大規模地震の発生により交通が途絶した場合でも、河川空間を活用
4 した緊急物資の輸送や負傷者の搬送を可能とするための経路の確保が図られ
5 ます。

6 7 **(2)地域との協働**

8 本計画に定めた河川整備等のハード整備を着実に推進するとともに、災害
9 時に備え、「自助・共助・公助」の考え方をもとに、地域住民の方々、自治
10 会や水防団等の地域社会、水防管理団体等の関係機関と一体となって減災対
11 策の強化に努めるとともに、防災意識の向上に対する取組みへの支援や、的
12 確な河川に関する諸情報の提供等のソフト対策の推進を図り、ハード・ソフ
13 ト対策の連携強化を図ります。

1 **4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標**

2 **4.2.1 目標設定の背景**

3 太田川の流水は、広島市等の流域内だけでなく流域外の呉市や瀬戸内海の島
4 しょ部等、広域的に利用されています。

5 特に、平成6年の渇水では、広島市や島しょ部で生活する約158万人もの人々
6 が、約100日にも及ぶ断水、減圧給水の影響を受けました。近年は、平成14
7 年に完成した温井ダムの効果もあり流水は概ね安定的に確保されています。

8 また、太田川では古くから水力発電が盛んで、水力発電による電力が戦後の
9 復興から現在の都市及び産業の活動を支え続けています。

10 しかし、クリーンエネルギーである水力発電は、市民活動、経済活動を支え
11 る一方、発電のために川の水をバイパスするため、バイパス区間となっている
12 中上流部の約60kmの区間で減水区間が発生しています。

13 様々な河川水の利用の中で、人々の生活はもとより、多様な動植物の生息・
14 生育環境の維持、保全に加え、良好な水質の維持に努め、「川の恵みを楽しむ
15 **豊かな暮らしを支える**」ためには、必要な流量を確保し、限りある水資源を有
16 効に活用するとともに、より多くの地域住民の方々に太田川の水利用について
17 関心を持っていただくことが必要です。

18
19 **4.2.2 整備の目標**

20 水道用水、工業用水、農業用水の取水など利水の現況、動植物の保護、漁業、
21 景観、流水の清潔の保持に支障が生じないように、渇水時の情報提供、情報伝達
22 体制を整備するとともに、関係機関等との調整を図り、適正な水利用を推進し
23 ます。

24 また、発電等によって減水区間が発生している中流部においては、流況への
25 影響把握に努めます。

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 目標設定の背景

中流部は、玉石による石垣の景観に代表されるように川と人々の暮らしに密接な繋がりのある河川空間が存在します。

下流部は、河川愛護の活動が盛んな古川や、広い河川敷が市民にとって貴重なオープンスペースとなっています。

下流デルタ域は、都市域にありながら干潟が残るとともに、「原爆ドーム」周辺をシンボルとして、「水の都ひろしま」にふさわしい「かわづくり・まちづくり」が行われています。

このように、太田川は多様な自然に恵まれるとともに、それぞれの地域の生活や歴史・文化を育んできました。

また、水質については良好な状態を維持しており、太田川の流水は「名水百選」にも選定されています。

今後も、『**『水の都ひろしま』の顔を次世代に引き継ぐ**』ため、河川環境の整備と保全を適切に行い、地域住民の方々や関係機関と連携しつつ地域づくりにも資する川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

中・下流部は、多様な自然環境が残るとともに、身近に自然を感じることもできる場でもあります。河道の改修においては、太田川の多様な自然環境に配慮しながら、生物の生息・生育・繁殖場所の保全に努めます。

下流デルタ域については、太田川放水路を中心に干潟が残っており塩生植物群落等がみられます。太田川の多様な河川環境を十分に把握できる評価指標の確立に向け、生態学の専門家等と協働し、調査検討を行うとともに、河川改修や護岸工事等においては、多様な生物の生息環境となっている干潟や砂質河床の保全に努めます。

さらに、川は森と海を結ぶ回廊という役割を有しており、流域の良好な環境を保つためには、森、川、海の良好な繋がりが不可欠であることから、広島湾の恵みを支える太田川の役割を再認識し、関係機関や地域住民の方々と連携しながら流域の物質循環の調査・把握に努めます。

また、自然環境に対しては、市民等と連携したモニタリングを実施し、日頃からの保全に努めます。

(2) 河川の利活用

下流部の広い高水敷を利用したオープンスペース、古川での身近に川にふれることのできる場、中流部のアユ釣りや涼を求める場など、身近に水を感じることができ、安心して安全に利用できる河川空間を地域と一体となって維持できるよう努めます。

1 さらに、下流デルタ域の水辺においては、「水の都ひろしま」構想に基づき、
2 市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力のある水辺の創出、賑わい
3 のある水辺の創出を目指します。

4 また「泳げ遊べる川づくり」を目標に、水辺環境の改善を図るとともに、
5 人と川の関係の再構築に努めます。

6 7 **(3)景 観**

8 中流部の山間狭あい部に点在する集落と太田川の河床に堆積した玉石を用
9 いた石垣等は、その地域特有の河川景観を形成しています。

10 また、世界遺産に登録されている「原爆ドーム」周辺は太田川のシンボル
11 的な空間を形成しています。

12 地域の特徴を踏まえ「個性と魅力ある風景づくり」を念頭に、地域の象徴
13 となっている水辺景観の維持、形成に努めるとともに、秩序ある水面利用を
14 促し、「水の都ひろしま」のシンボルとなる都市景観と調和した河川景観の保
15 全に努めます。

16 17 **(4)水 質**

18 関係機関、地域住民の方々等との連携、調整を図り、現状の良好な水質の
19 保全に引き続き努めます。

20

4.4 河川維持管理の目標

4.4.1 目標設定の背景

太田川では、設置から長期間を経過した河川管理施設が多く存在し、今後、これらの施設数の増加が見込まれており、構造物の老朽化対策が大きな課題となっています。大芝水門、祇園水門は完成から40年以上経過し老朽化が進むとともに、潮位変動の影響をうける祇園水門では、扉体内部の発錆や腐食の拡大が確認されています。また、太田川放水路及び市内派川の堤防は、常時潮位変動の影響を受け、護岸裏の盛土材の吸い出し等により護岸の空洞化が確認されています。このため、河川管理施設が本来の機能を発揮できるよう状態に応じた対策を講じ、良好な状態を維持することが重要です。

河道内の状況をみると多くの樹木群が存在しており、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となっています。

また、土砂堆積により流下断面の減少や河床の深掘れによる河川管理施設の破損が発生するおそれがあります。

下流デルタ域においては、洪水時に流出するおそれや水質事故等の問題を有している不法係留船や、河川の自然破壊や景観悪化につながる不法投棄の問題は解決されていません。

さらに、水質事故対策や河川環境に関する調査やモニタリングの実施、安全な河川利用等、きめ細やかな河川の維持管理を実施するためには、地域住民の方々や関係機関等との連携が重要です。

このように、河川の維持管理は災害発生の防止及び軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能、河川環境の整備と保全、河川の利用等多岐にわたっており、河川の有する多面的な機能を十分に発揮できるよう、日々の維持管理を確実に実施することが必要です。

4.4.2 河川維持管理の目標

(1)河川管理施設等の維持管理

河川管理施設が本来の機能を発揮し、良好な状態を維持できるよう、状態に応じた対策を講じるとともに、ライフサイクルコストの縮減も検討し、長寿命化に努めます。

水質事故に対しては、迅速に対応し被害拡大防止に努めます。

(2)河道内の樹林化対策及び土砂動態の把握

生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、河道内の樹木や土砂堆積が治水上支障とならないよう計画的に管理することに努めます。

(3)河川空間の適正な利活用

河川敷や水面の良好な環境を保つため、占用地や占有者に対する適切な維持管理に努めます。

4. 河川整備の目標に関する事項

1 また、不法係留船や不法投棄に対しては、関係機関等と連携を図りつつ是
2 正指導等を行い、治水上の問題の解消や景観阻害の回復に努めます。

3

4 **(4)地域との連携**

5 地域住民の方々の意見を踏まえながら河川管理に取り組むとともに、地域
6 と一体となった洪水被害の最小化に努めます。

5.河川整備の実施に関する事項

5.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

5.1.1 河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

太田川水系（国管理区間）においては、はん濫域の特性や河川整備の状況等を踏まえ、前章に定めたブロックごとの治水目標を達成するため、以下のとおり河川整備等を実施します。

(1)下流部・下流デルタ域

1)洪水対策

①河道整備

下流部・下流デルタ域においては、流下能力が不足している箇所において河道掘削や堤防整備等を実施します。

また、大芝水門、祇園水門については、太田川放水路及び市内派川に計画どおりの分派比で洪水を分派させるために、平成17年9月の実績洪水等の検証を踏まえつつ、計画高水流量を超える洪水や計画高水位を上回る洪水が発生しても、広島中心市街地に甚大な浸水被害が発生しないよう、水門の構造・操作方法等を含め必要な調査・検討を行い、改築を実施します。

また、改築までの期間、老朽化にともなう操作障害等を防止するため点検等を実施し、その結果を踏まえ適切な補修を行います。

なお、太田川、三篠川、根谷川が合流する三川合流部周辺を中心として、アユの産卵場やモクズガニの生活史を支える貴重な移動環境を有する下流部では、太田川の中でも特に多様な生物の生息・生育・繁殖環境が存在するため、極力平水位以下の河道形状の改変回避に努め、水際から凹凸を付けたなだらかな形状で河川整備等を実施します。

特に、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段階的河川工事の実施に努めます。

また、下流デルタ域では、ヤマトシジミ等が生息する汽水域環境の保全を図るため、それらの生息・生育・繁殖が確認される場の規模や希少性に着目し、必要なモニタリングを実施します。

5. 河川整備の実施に関する事項

表 5.1.1 下流部・下流デルタ域の洪水対策の整備内容と整備箇所

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防整備	太田川	広島市安佐北区可部南～亀山南	左岸	18.2K ～ 19.1K	900m	河積確保による 流下能力向上
		広島市安佐南区八木～八木町	右岸	17.2K ～ 19.2K	2,100m	
	天満川	広島市中区舟入町～広瀬北町	左岸	1.6K ～ 3.4K	1,800m	
		広島市西区東観音町～中広町	右岸	1.6K ～ 3.4K	1,800m	
	旧太田川	広島市中区中島町	左岸	2.2K ～ 2.5K	300m	
		広島市中区土橋町～本川町	右岸	2.2K ～ 2.7K	500m	
	元安川	広島市中区大手町	左岸	2.4K ～ 2.6K	200m	
広島市中区中島町		右岸	2.4K ～ 2.6K	200m		
河道掘削	太田川	広島市安佐北区落合～可部南	左岸	15.1K ～ 15.3K	3,300m	
		広島市安佐南区八木	右岸			
		広島市安佐北区可部南～亀山南 広島市安佐南区八木～八木町	左岸 右岸	15.6K ～ 18.9K		
	天満川	広島市中区榎町～広瀬町	左岸	2.0K ～ 2.3K	300m	
		広島市西区天満町～中広町	右岸			
		広島市中区西十日市町～広瀬町 広島市西区上天満町～中広町	左岸 右岸	2.5K ～ 2.8K		
祇園水門改築	太田川	広島市西区大芝	左岸	5.6K	-	
大芝水門改築		広島市安佐南区長束	右岸			
大芝水門改築	旧太田川	広島市東区牛田新町	左岸	6.2K	-	
		広島市西区大芝	右岸			

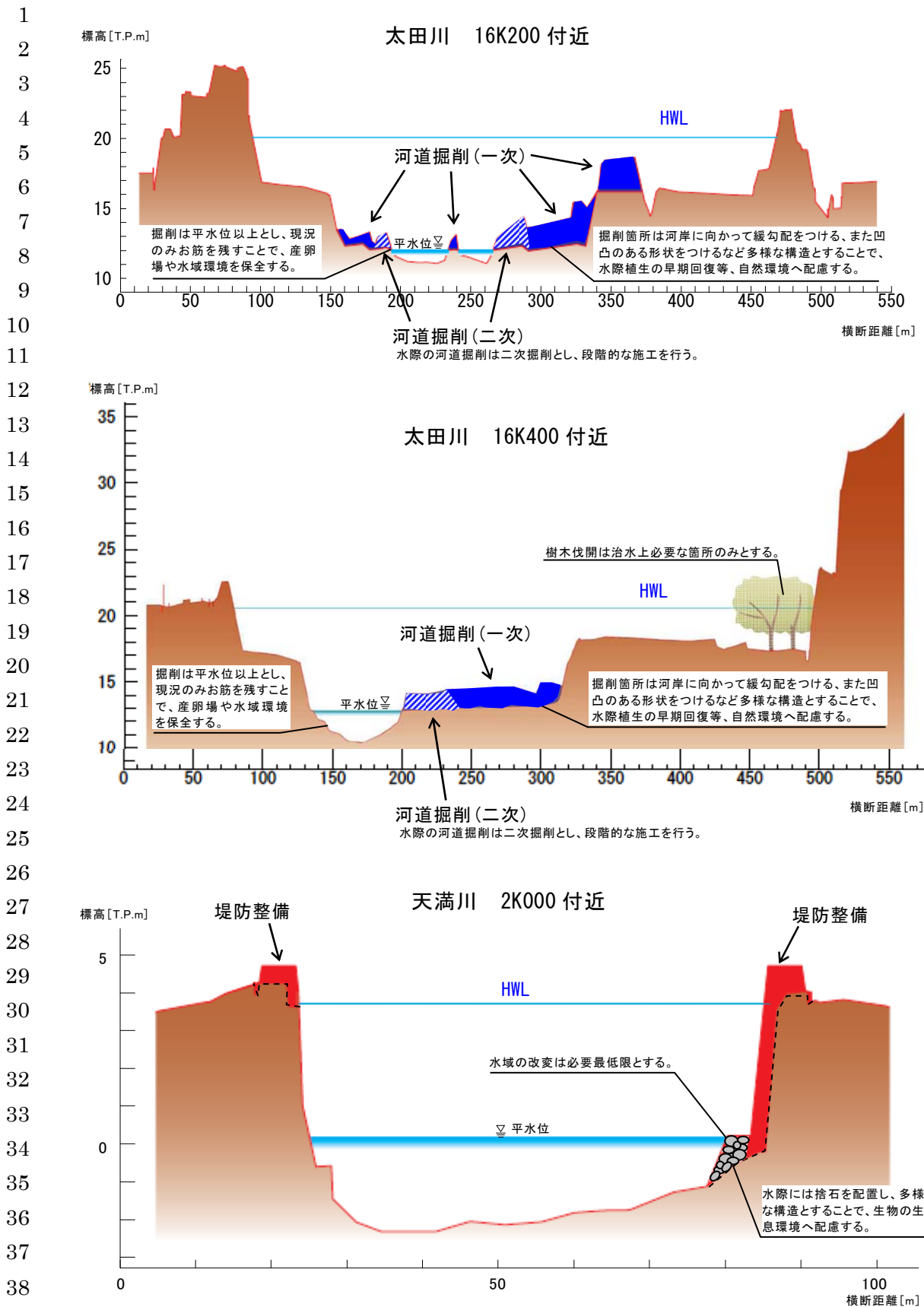
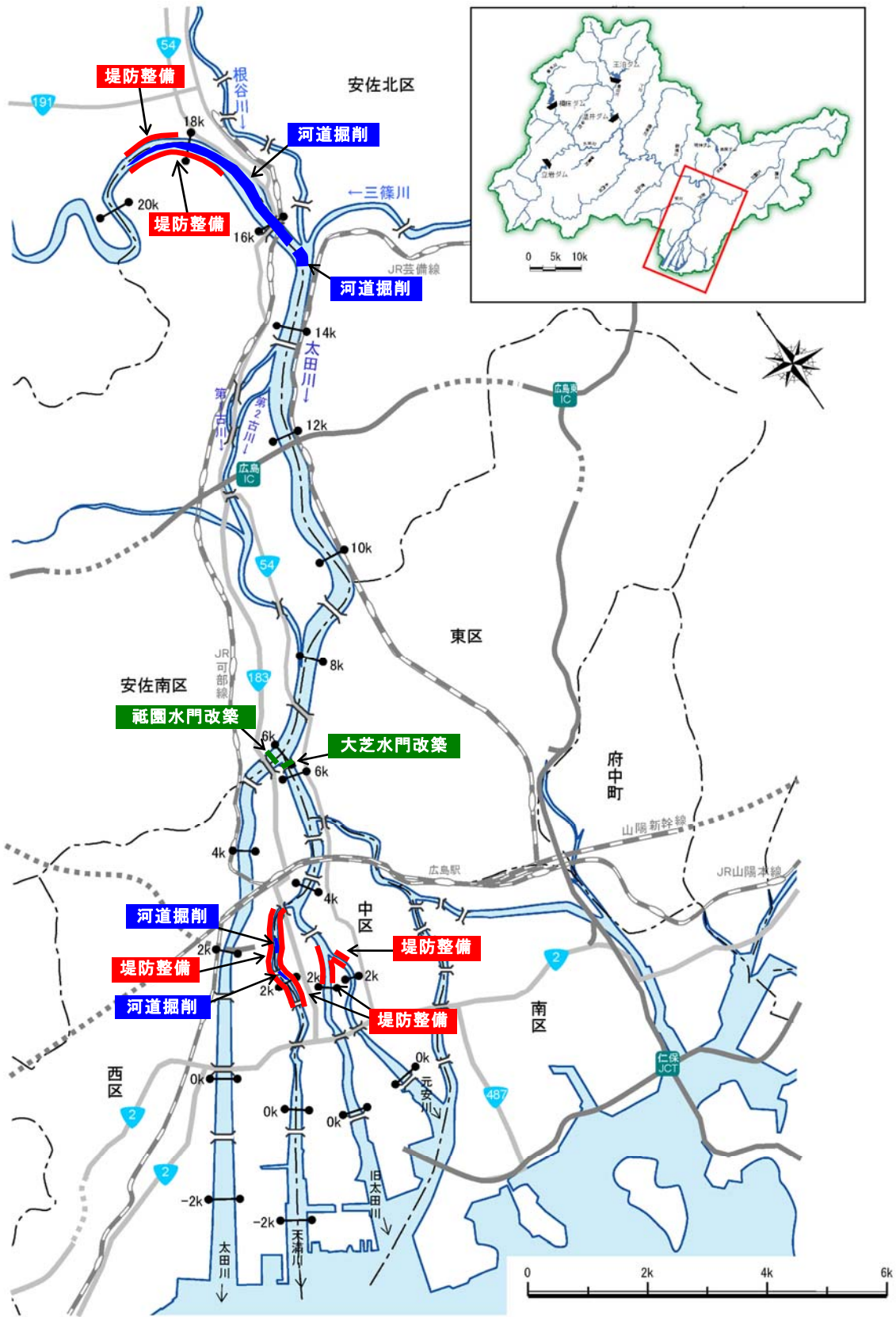


図 5.1.1 下流部・下流デルタ域における施工断面のイメージ図

注) 今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38



39 図 5.1.2 下流部・下流デルタ域の整備箇所位置図

注)河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。また、実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

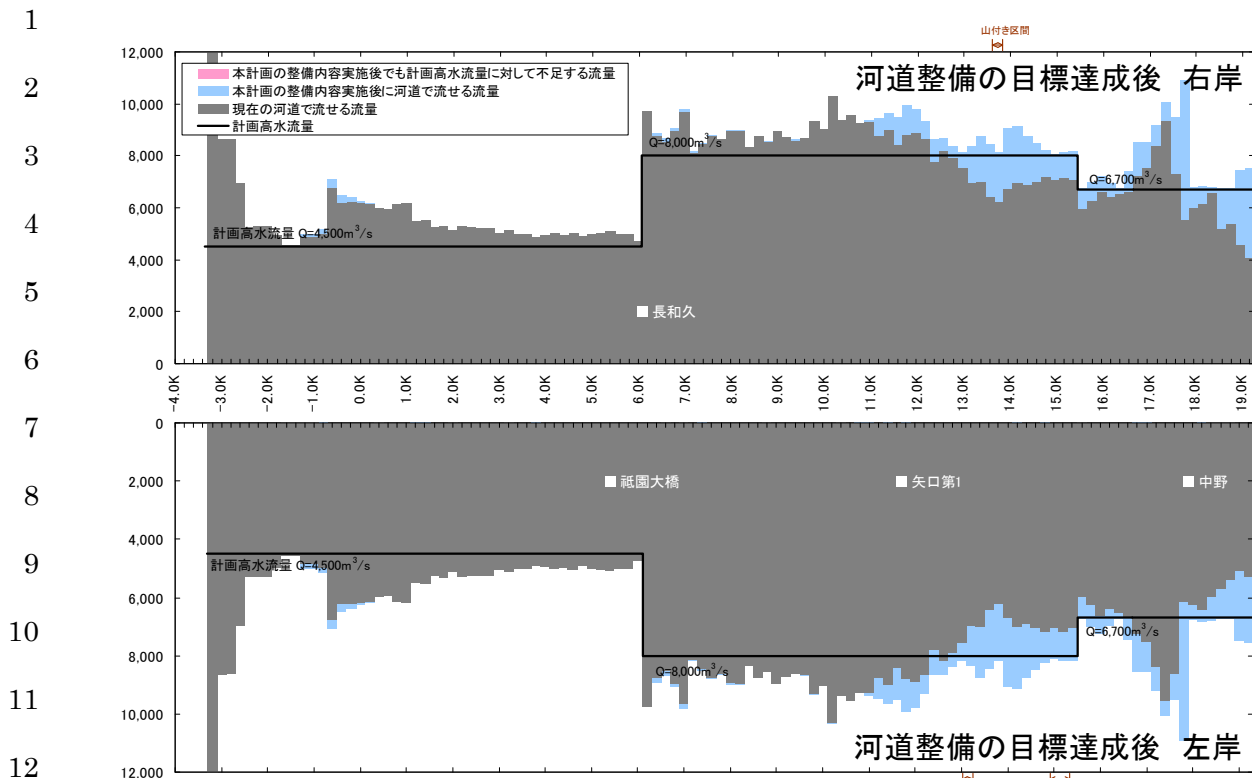


図 5.1.3(1) 流下能力図 (太田川放水路・下流部)

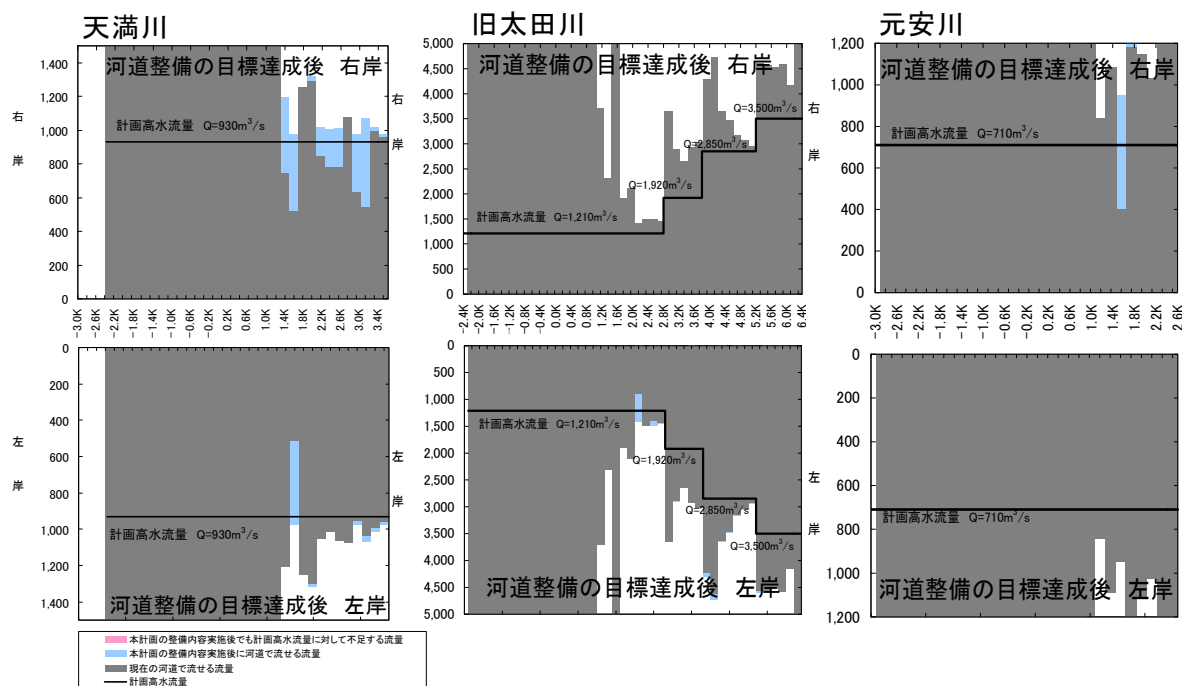


図 5.1.3(2) 流下能力図(市内派川)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

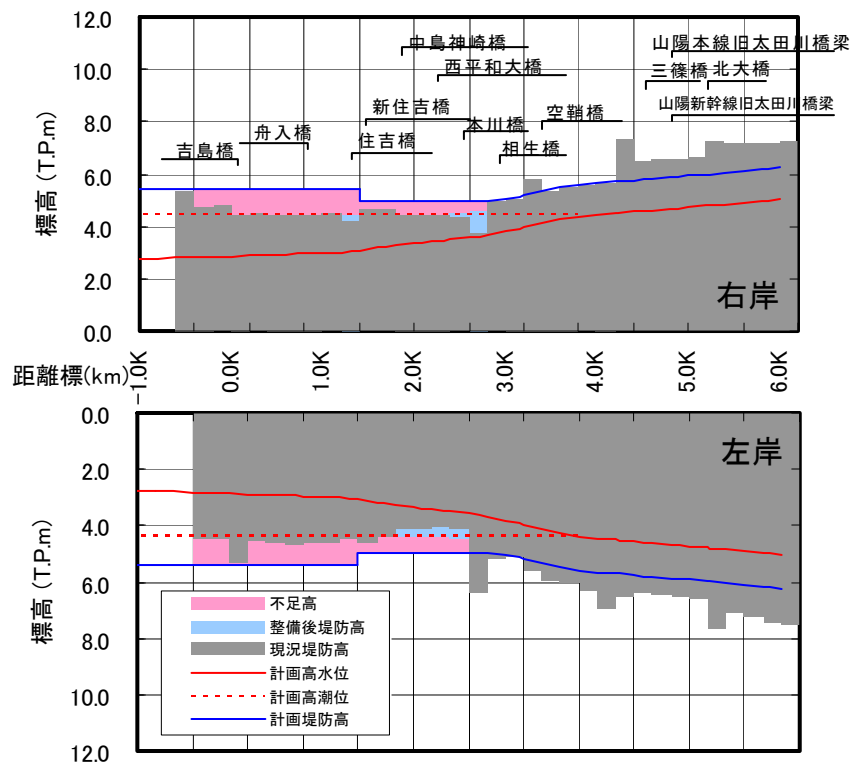


図 5. 1. 4 (3) 堤防高縦断図 (旧太田川)

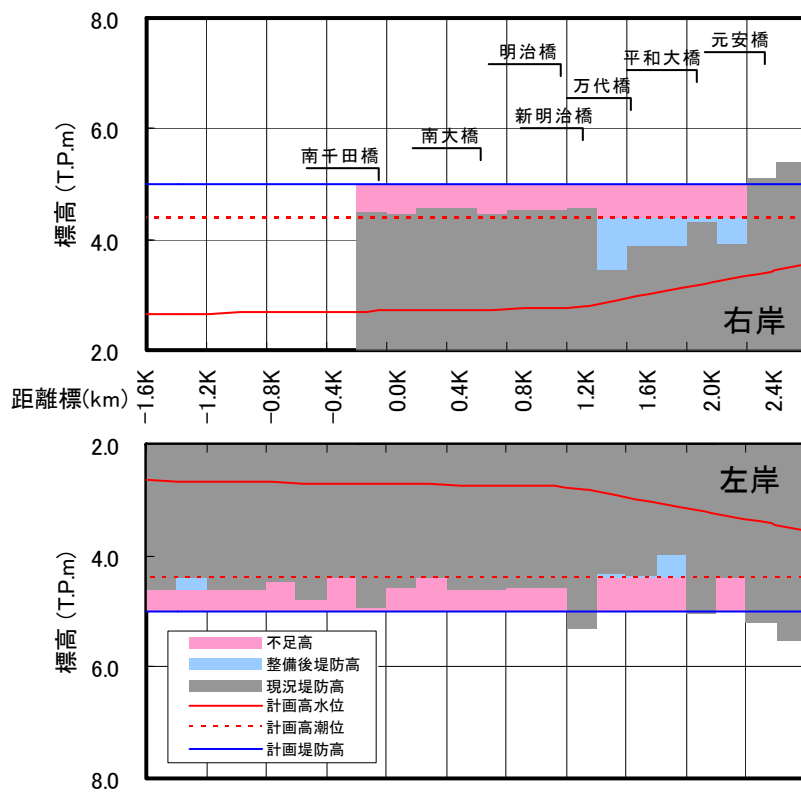


図 5. 1. 4 (4) 堤防高縦断図 (元安川)

2)高潮対策

下流デルタ域においては、盛土施工後の圧密沈下を考慮し段階的な高潮堤防の整備を実施します。

過去の高潮被害の再度災害防止対策として、第2段階施工高の T.P.+3.4m までの整備を優先的に実施します。

その後、河川整備基本方針で定めた計画高潮位 T.P.+4.4m（第3段階）までの高潮堤防の整備を実施します。

高潮堤防の整備にあたっては、ヤマトシジミ等が生息する汽水域環境の保全を図るため、それらの生息・生育・繁殖が確認される場の規模や希少性に着目し、必要なモニタリングを実施します。

表 5.1.2 高潮対策の整備内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
高潮対策	太田川	広島市西区観音新町	左岸	-3.4K ~ -1.5K	1,900m	越水による 浸水被害の防止
		広島市中区舟入中町	左岸	1.0K ~ 1.1K	100m	
	天満川	広島市中区舟入町～榎町		1.5K ~ 2.4K	900m	
		広島市西区観音新町	右岸	-0.8K ~ -0.3K	500m	
	旧太田川	広島市西区観音本町～中広町	左岸	1.0K ~ 3.4K	2,400m	
		広島市中区加古町～中島町		1.7K ~ 2.5K	800m	
	元安川	広島市中区土橋町～本川町	右岸	2.1K ~ 2.7K	600m	
		広島市中区大手町	左岸	1.2K ~ 2.6K	1,400m	
		広島市中区加古町～中島町	右岸	1.2K ~ 2.6K	1,400m	

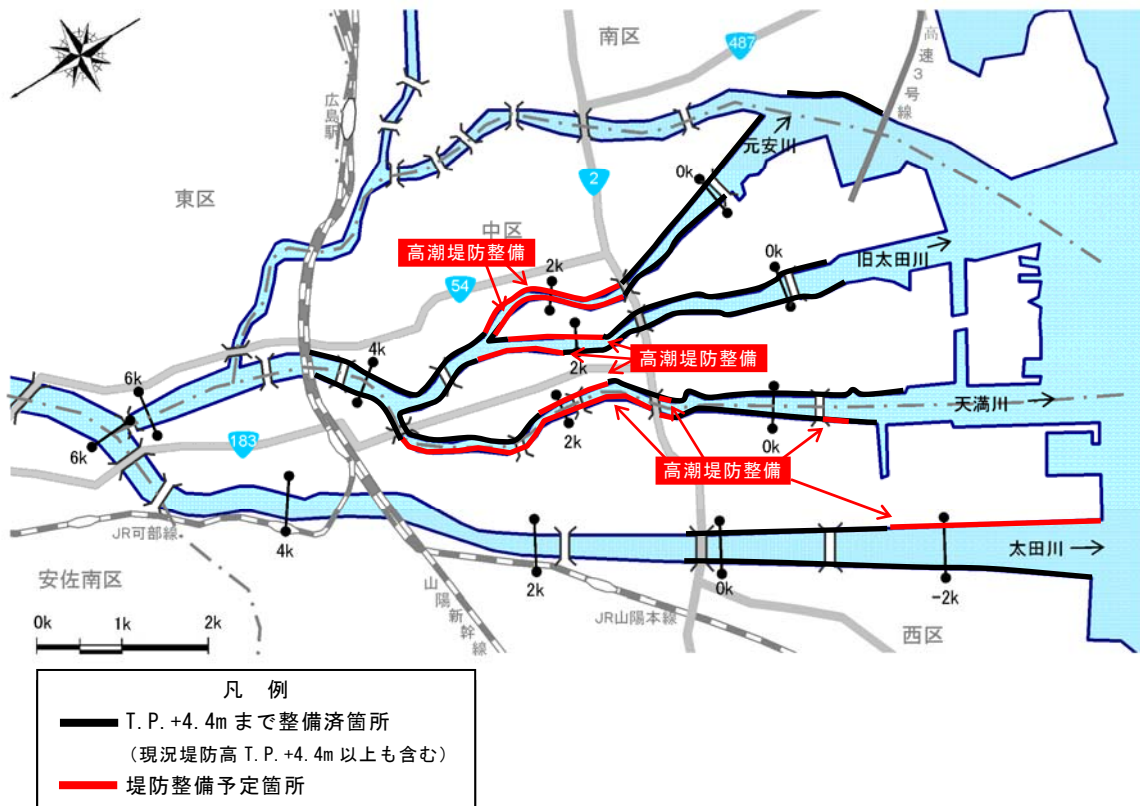


図 5.1.5 高潮堤防を整備する箇所の位置図

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

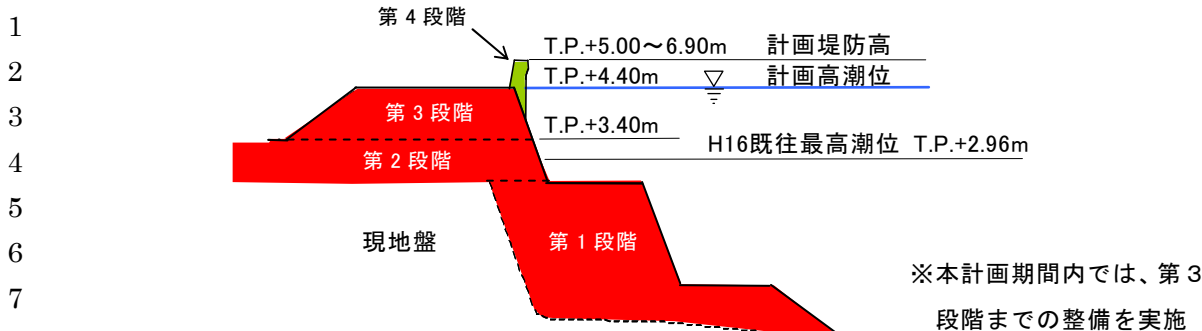


図 5.1.6 高潮堤防の整備イメージ図

注) 今後の調査や測量結果等により、築堤形状を変更する可能性があります。

3)地震対策

①耐震対策

下流デルタ域においては、想定される地震動（レベル1地震動）による耐震対策を実施します。

なお、高潮堤防を整備する箇所においては、堤防整備に合わせ実施します。

また、陸地近傍に発生する大規模なプレート境界型地震や1995年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のような内陸直下地震による、最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対しては、排水樋門・堰等の構造物や堤防の被害に関する調査・検討・照査を行います。

表 5.1.3 レベル1地震動に対する耐震対策の整備内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
耐震対策	太田川	広島市西区観音新町	左岸	-3.0K ~ -1.5K	1,500m	想定される地振動（レベル1地震動）による被害防止
		広島市西区庚午	右岸	-1.4K ~ -0.9K	500m	
	天満川	広島市西区観音新町	右岸	-0.4K ~ -0.3K	100m	
		広島市西区観音本町		1.4K ~ 1.6K	200m	
	旧太田川	広島市中区江波東	右岸	-0.6K ~ -0.4K	200m	
	元安川	広島市中区大手町	左岸	1.1K ~ 1.8K	700m	
広島市中区加古町		右岸	1.1K ~ 1.7K	600m		

5. 河川整備の実施に関する事項

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

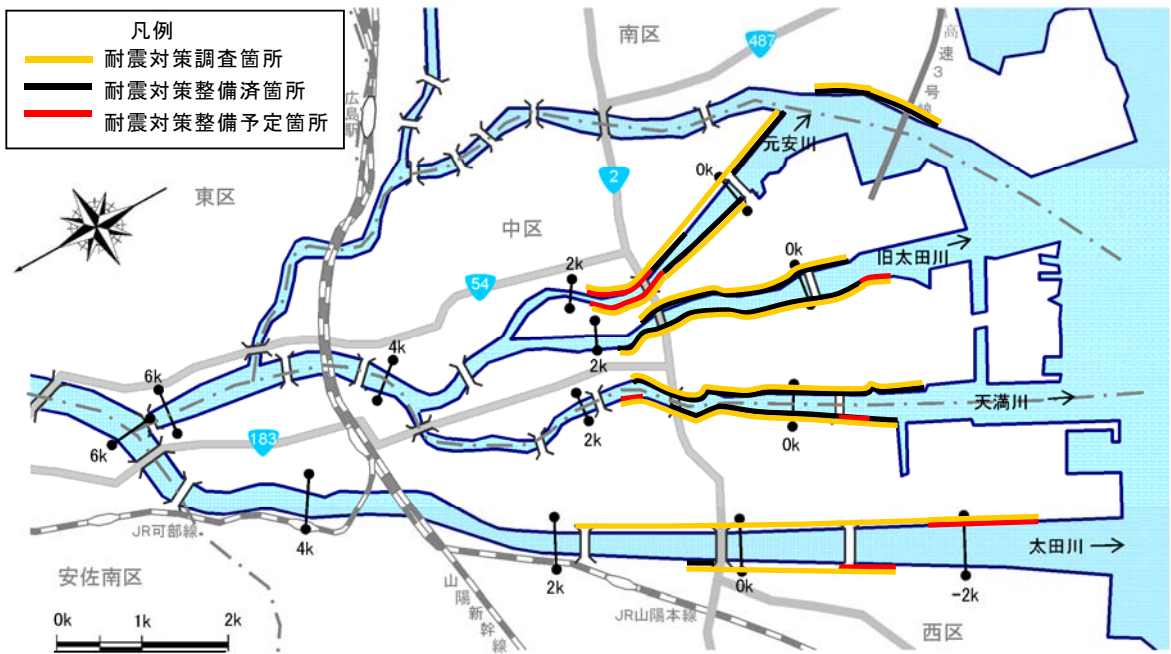


図 5.1.7 耐震対策を実施する箇所の位置図

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

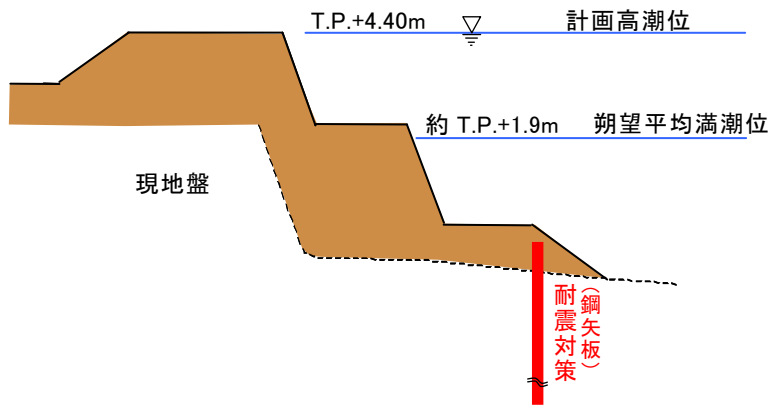


図 5.1.8 耐震対策のイメージ図

注)今後の調査や検討結果により、工法等を変更する可能性があります。

②緊急用河川敷道路

太田川放水路において、既存の河川敷等を活用して引き続き緊急用河川敷道路及び緊急船着き場の整備を行います。

緊急用河川敷道路の整備にあたっては、学識経験者から構成される「太田川生態工学研究会」と連携しながら、貴重な干潟環境の物理的特性の把握・検証に努め、必要な環境保全措置を検討・実施します。



図 5.1.9 整備済みの緊急用河川敷道路の前に広がる干潟

表 5.1.4 地震対策(緊急用河川敷道路)の整備内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
緊急用河川敷道路	太田川放水路	広島市西区観音新町	左岸	-1.5K ~ 0.2K	1,700m	大規模地震時の経路の確保
		広島市西区己斐本町～安佐南区長束	右岸	樋門等 11箇所		

5. 河川整備の実施に関する事項

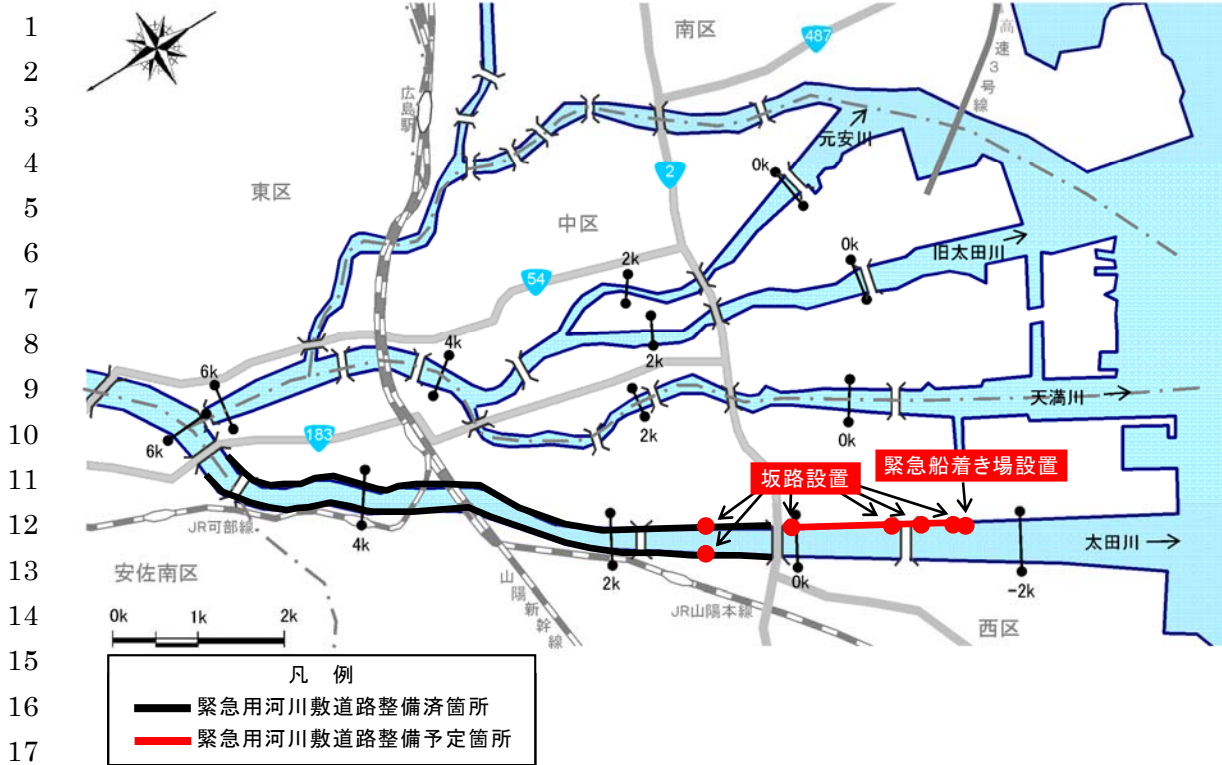


図 5.1.10 緊急用河川敷道路を整備する区間の位置図

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

4)河川堤防の浸透対策

下流部においては、過去の被災履歴等を含め浸透に対する安全性が相対的に低い箇所より、河川堤防の浸透対策を実施します。

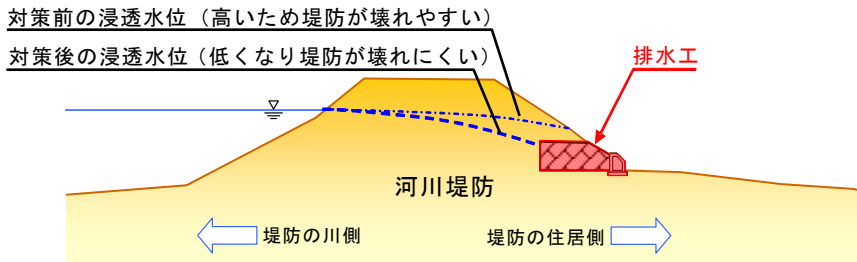


図 5.1.11 堤防の浸透対策を実施する箇所の横断イメージ図

注)今後の調査や検討結果により、工法等を変更する可能性があります。

表 5.1.5 堤防の浸透対策の整備内容（下流部）

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防の浸透対策	太田川	広島市安佐北区矢口～口田	左岸	11.4K ～ 12.9K	1,500m	浸透に対する堤防の安全性向上
		広島市安佐北区可部南		15.3K ～ 16.0K	700m	
		広島市安佐南区長束	右岸	5.0K ～ 6.0K	1,000m	
		広島市安佐南区西原		7.1K ～ 8.0K	900m	
		広島市安佐南区東原～川内		8.3K ～ 11.0K	2,700m	
		広島市安佐南区川内		11.1K ～ 11.2K	100m	
		広島市安佐南区川内		11.5K ～ 11.7K	200m	
		広島市安佐南区川内		12.3K ～ 13.0K	700m	
広島市安佐南区八木	15.4K ～ 16.1K	700m				

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

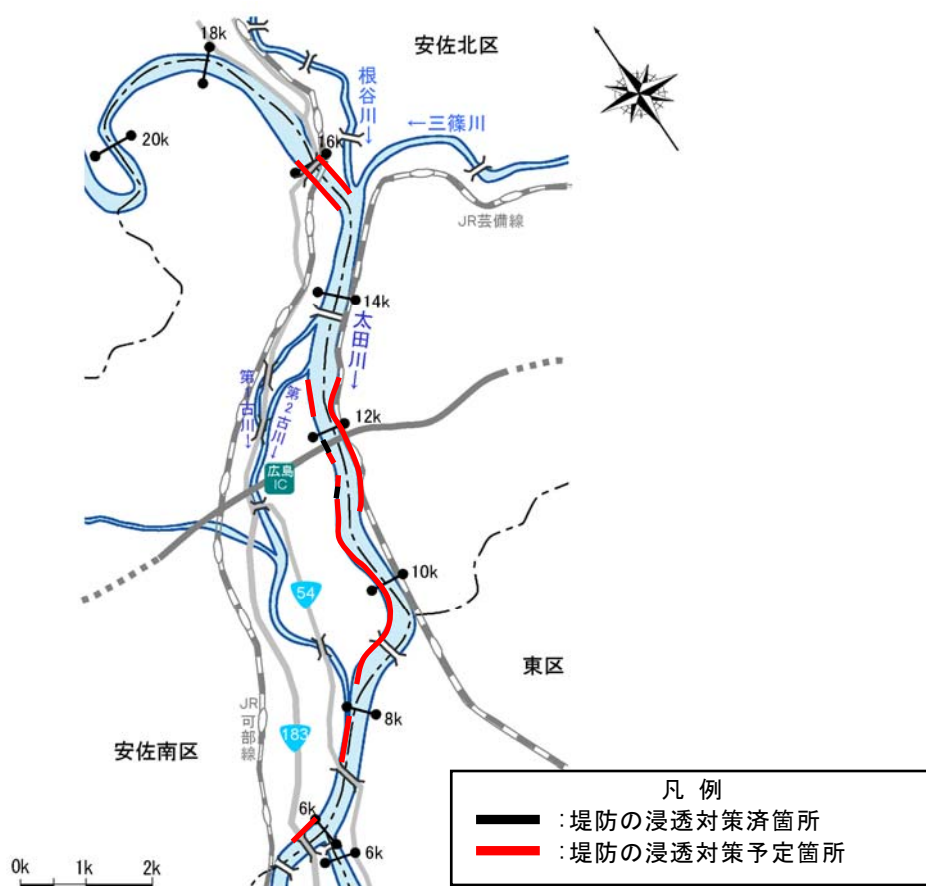


図 5.1.12 堤防の浸透対策の実施箇所位置図（下流部）

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

1 (2)中流部

2 1)洪水対策

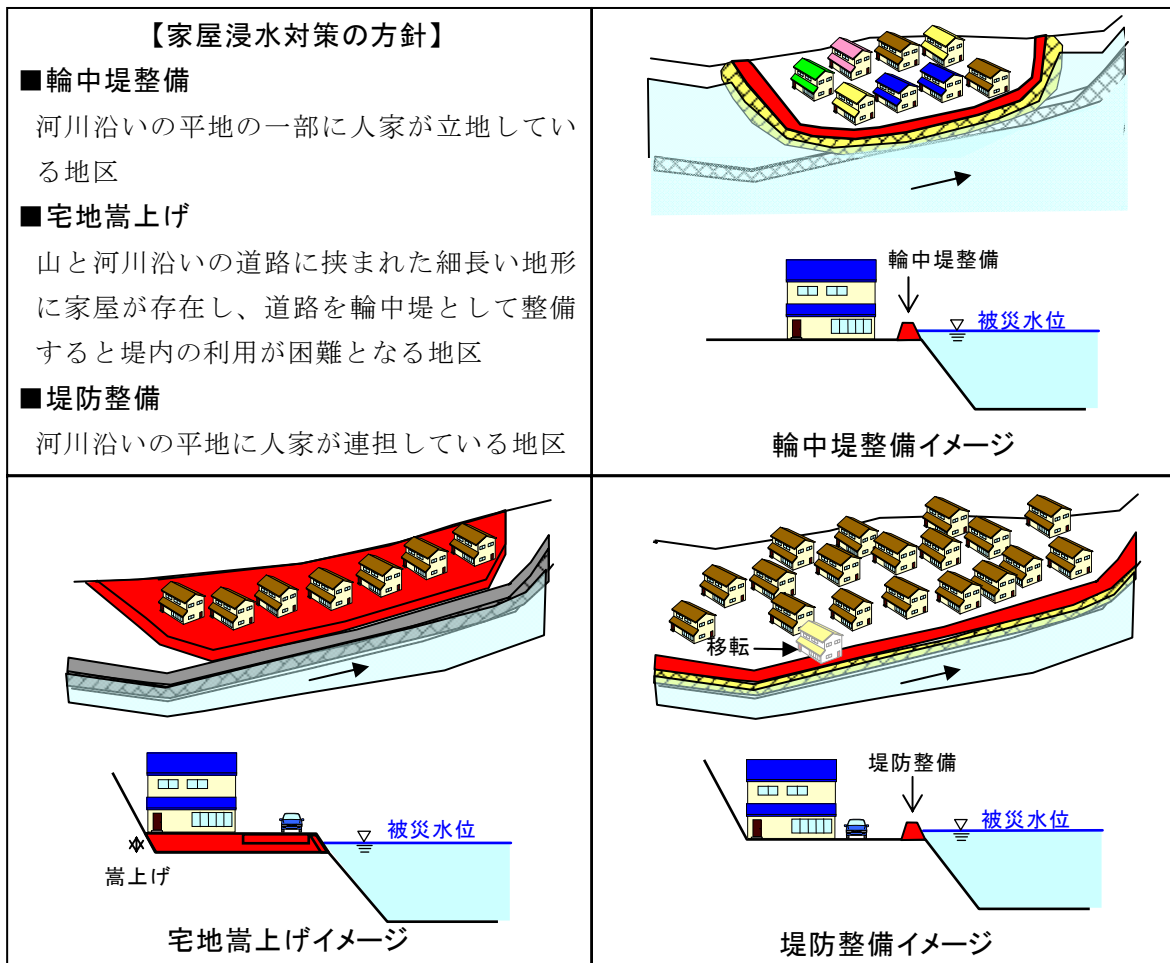
3 ①河道整備

4 中流部においては、河道掘削や連続堤としての堤防整備といった、一般
5 的な流下能力向上対策に合わせ、沿川の土地利用等を考慮し、輪中堤整備、
6 宅地嵩上げ等による治水対策を実施します。

7 なお、河川整備の実施にあたっては、中流部の特徴である連続した大小
8 の瀬・淵の形状を保全しながら河川整備等を実施します。

9 特に、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」
10 等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施
11 予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺
12 環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境
13 への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段
14 階的河川工事の実施に努めます。

15 また、太田川本川の河道掘削による支川の河道の安定性への影響の把握
16 に努めるとともに、生物の生息環境に関する本・支川の連続性にも配慮し、
17 必要に応じて適切な対策を検討・実施します。



31 図 5.1.13 家屋浸水対策のイメージ図

表 5.1.6 中流部の洪水対策の整備箇所

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防整備	太田川	広島市安佐南区八木町	右岸	19.2K ~ 19.8K	600m	河積確保による 流下能力向上
		広島市安佐北区可部町大字勝木~安佐町大字飯室	左岸	28.2K ~ 29.9K	1,600m	
輪中堤整備		広島市安佐北区安佐町大字宮野	右岸	26.4K ~ 26.8K	400m	
		広島市安佐北区安佐町大字後山		27.3K ~ 27.5K	200m	
		広島市安佐北区安佐町大字毛木		27.7K ~ 28.3K	600m	
		広島市安佐北区安佐町大字久地		28.7K ~ 28.9K	200m	
		広島市安佐北区安佐町大字久地		32.7K ~ 32.9K	200m	
		広島市安佐北区安佐町大字久地		33.2K ~ 34.1K	900m	
		広島市安佐北区安佐町大字久地		36.5K ~ 36.8K	300m	
宅地嵩上げ		広島市安佐北区安佐町大字小河内	左岸	35.3K ~ 35.7K	400m	
		山県郡安芸太田町大字下殿河内	左岸	61.6K ~ 62.3K	700m	
		広島市佐伯区湯来町大字下	中州	47.5K ~ 47.9K	400m	
河道掘削		広島市安佐北区安佐町大字宮野	右岸	26.5K ~ 26.7K	200m	
		広島市安佐北区安佐町大字久地		33.2K ~ 34.1K	900m	
	広島市安佐北区安佐町大字久地	36.5K ~ 36.7K		200m		
堂見橋架替	広島市安佐北区安佐町大字小河内	左岸	35.4K ~ 35.6K	200m		
	広島市安佐南区八木町	右岸	19.2K ~ 19.8K	600m		
	山県郡安芸太田町大字下殿河内 山県郡安芸太田町大字下筒賀	左岸 右岸	61.8K	-		

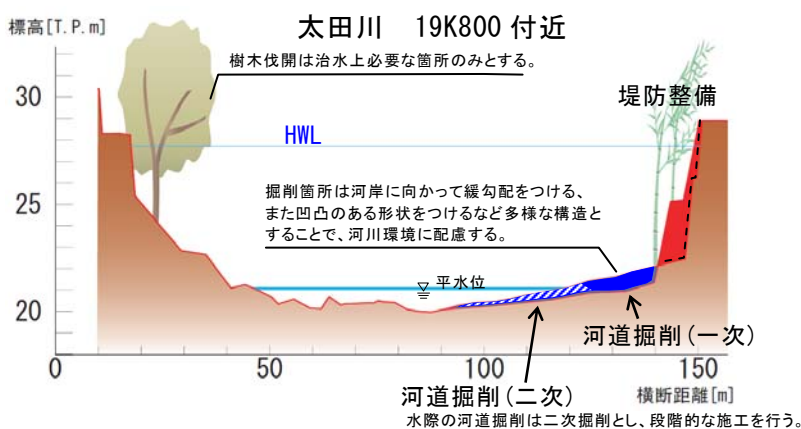
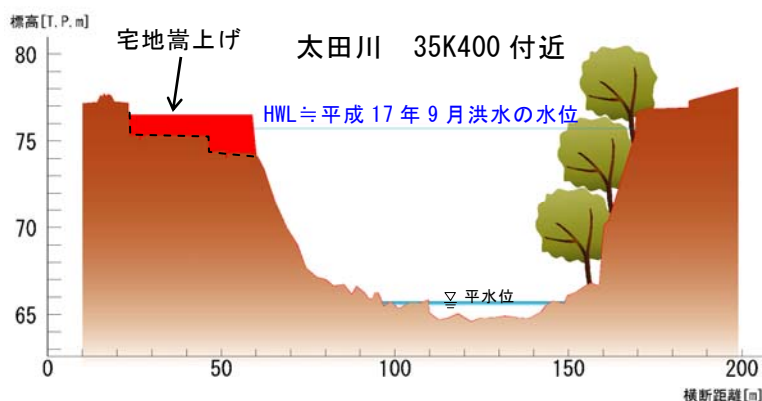


図 5.1.14 中流部の施工断面のイメージ図

注) これはイメージ図であり、今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

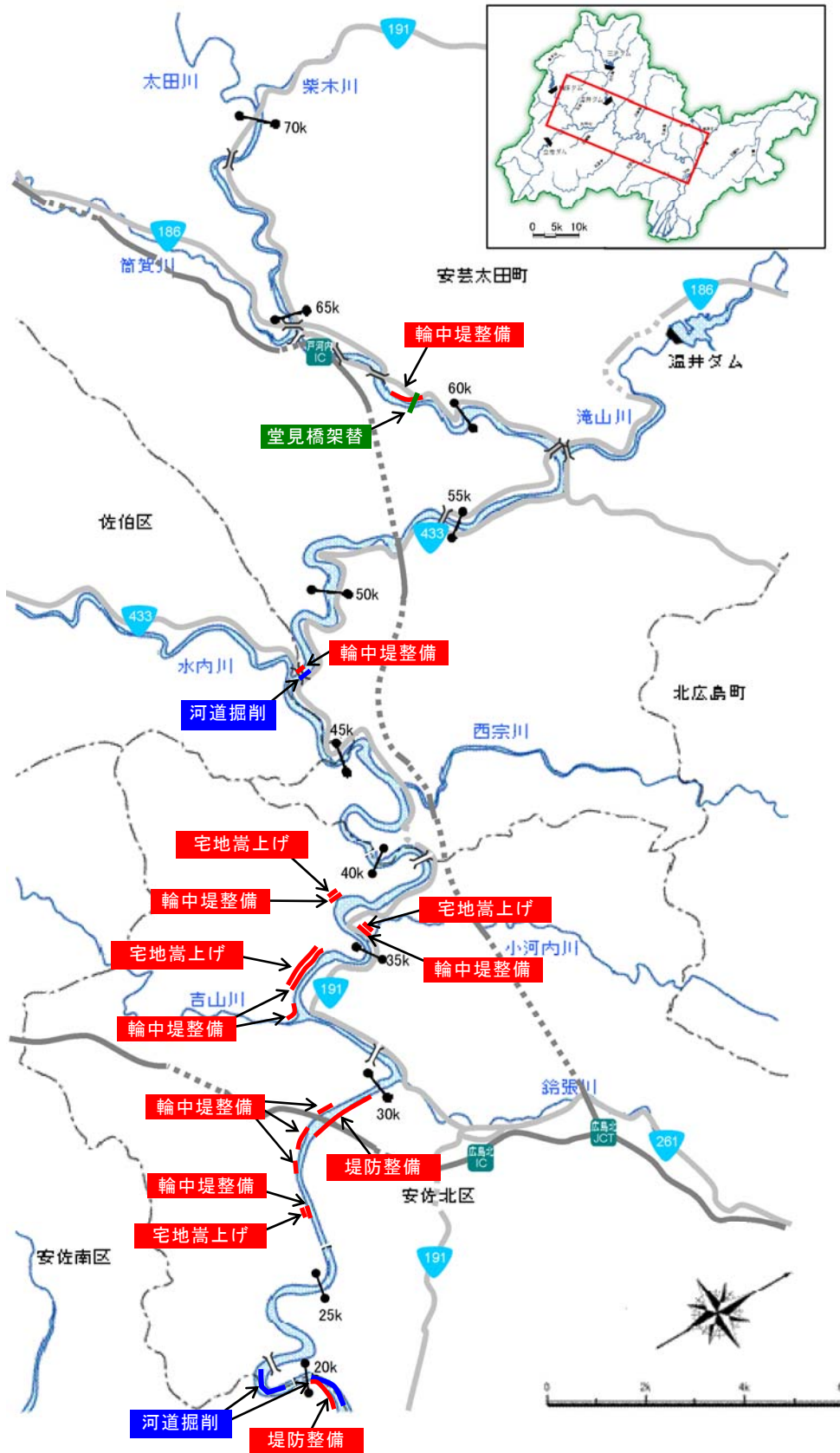


図 5.1.15 中流部の整備箇所位置図

注) 河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。今後の調査や測量結果等により、整備位置、整備内容を見直す可能性があります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

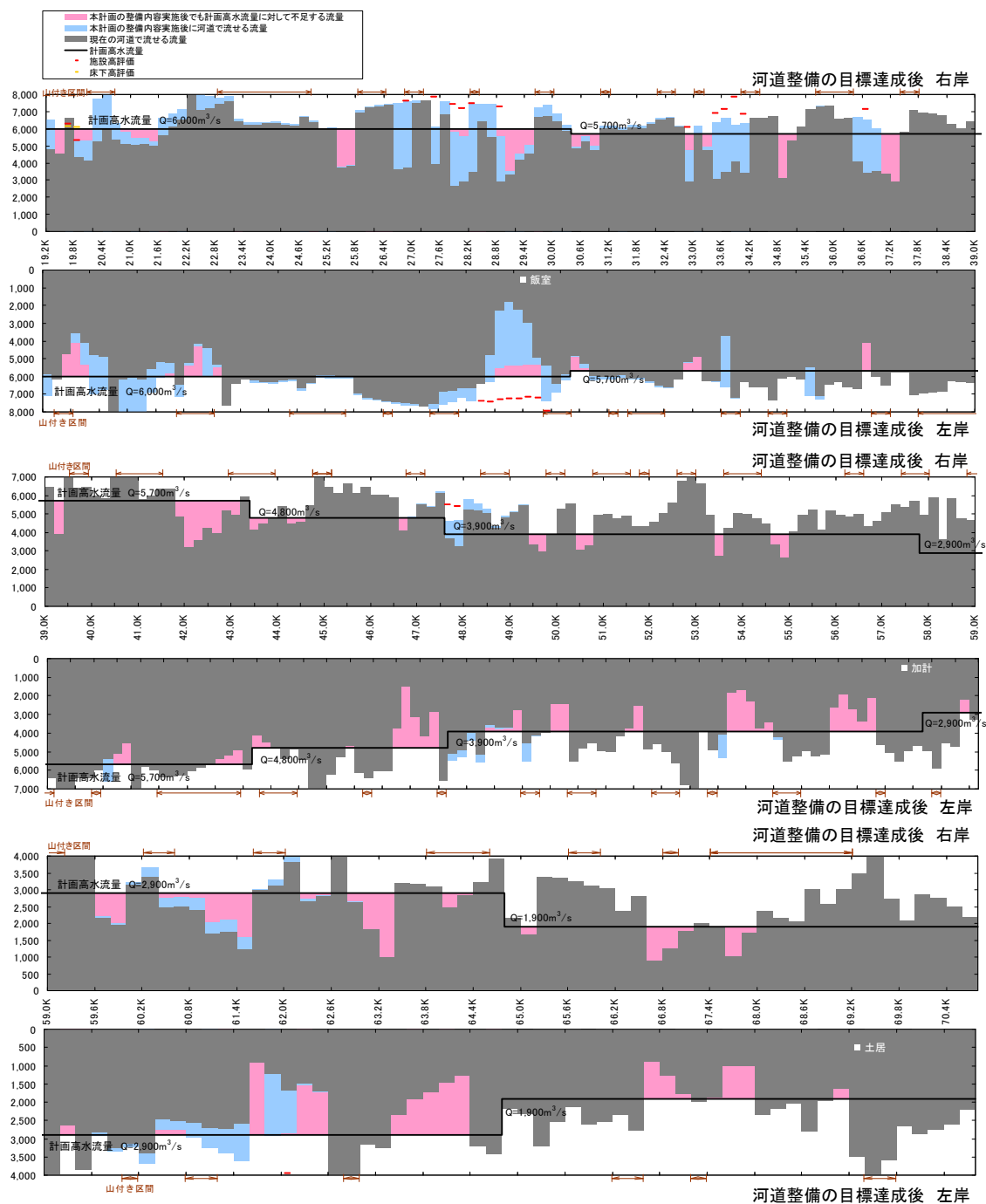


図 5.1.16 流下能力図 (中流部)

5. 河川整備の実施に関する事項

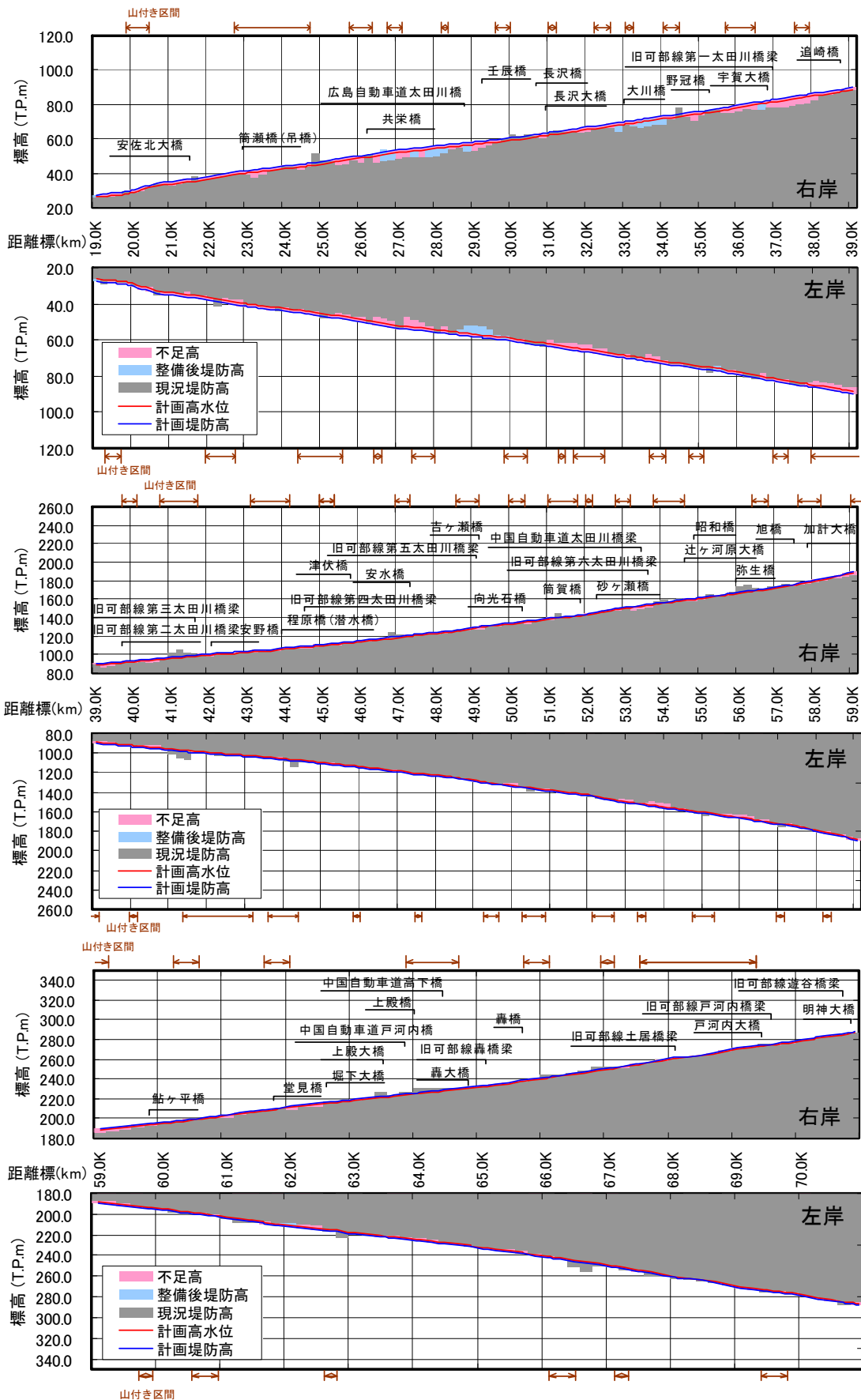


図 5.1.17 堤防高縦断面図 (中流部)

(3)支川三篠川

1)洪水対策

①河道整備

支川三篠川においては、流下能力が不足している箇所において河道掘削や堰改築、橋梁の架替、堤防整備等を実施します。

なお、河川整備の実施にあたっては、魚付き林となっている山際の樹林を存置するとともに、ワンドや瀬・淵の形状の維持に努め河川整備等を行います。

特に、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段階的河川工事の実施に努めます。

また、三篠川の河道掘削による支川の河道の安定性への影響の把握に努めるとともに、生物の生息環境に関する本・支川の連続性にも配慮し、必要に応じて適切な対策を検討・実施します。

表 5.1.7 支川三篠川の洪水対策の整備箇所と内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防整備	三篠川	広島市安佐北区上深川町	左岸	5.4K ~ 5.9K	500m	河積確保による流下能力向上
		広島市安佐北区深川	右岸	4.1K ~ 4.3K	200m	
堤防整備等※		広島市安佐北区上深川町	左岸	4.8K ~ 4.9K	100m	
		広島市安佐北区深川	右岸	3.0K ~ 3.3K	300m	
河道掘削		広島市安佐北区深川町	左岸	3.9K ~ 4.2K	300m	
		広島市安佐北区上深川町	左岸	4.3K ~ 4.7K	400m	
		広島市安佐北区上深川町	右岸			
		広島市安佐北区上深川町～狩留家町	左岸	5.1K ~ 9.4K	4,300m	
庄原堰堤改築		広島市安佐北区上深川町	左岸	6.1K	-	阻害物除去による流下能力向上
		広島市安佐北区上深川町	右岸			
友光井堰改築	広島市安佐北区狩留家町	左岸	8.1K	-		
	広島市安佐北区狩留家町	右岸				
抱岩歩道橋架替	広島市安佐北区上深川町	左岸	7.1K	-		
	広島市安佐北区上深川町	右岸				

※堤防整備等・連続堤、輪中堤、宅地嵩上げ等の方法については今後検討

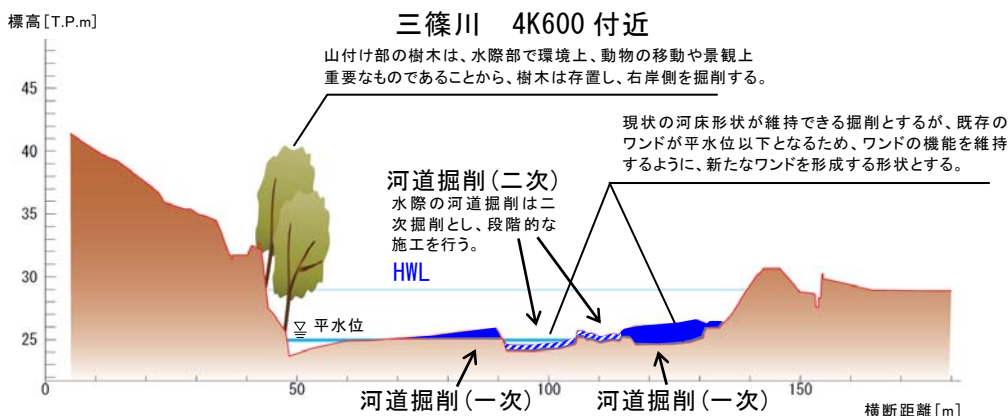
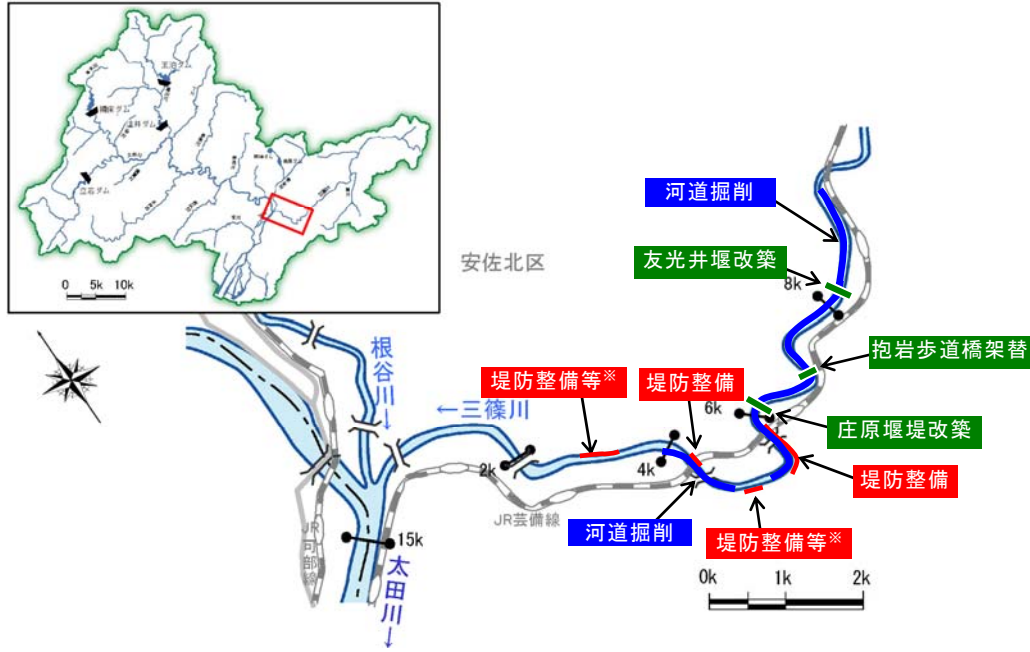


図 5.1.18 支川三篠川の施工断面のイメージ図

注) これはイメージ図であり、今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

5. 河川整備の実施に関する事項



※堤防整備等：連続堤、輪中堤、宅地嵩上げ等の方法については今後検討

図 5.1.19 支川三篠川の整備箇所位置図

注)河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。また、実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

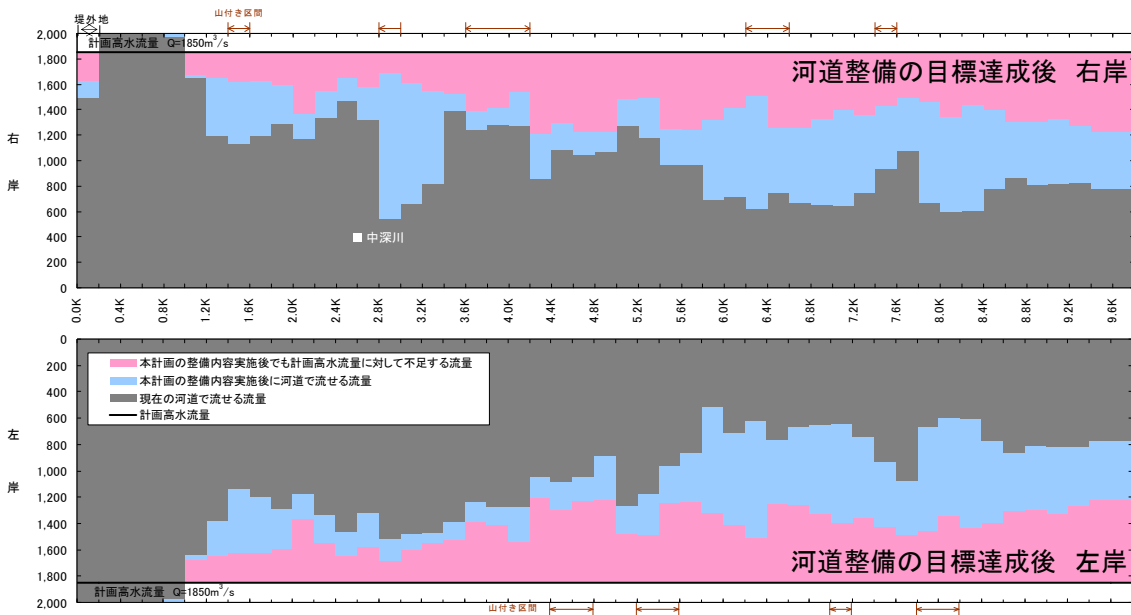


図 5.1.20 流下能力図（支川三篠川）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

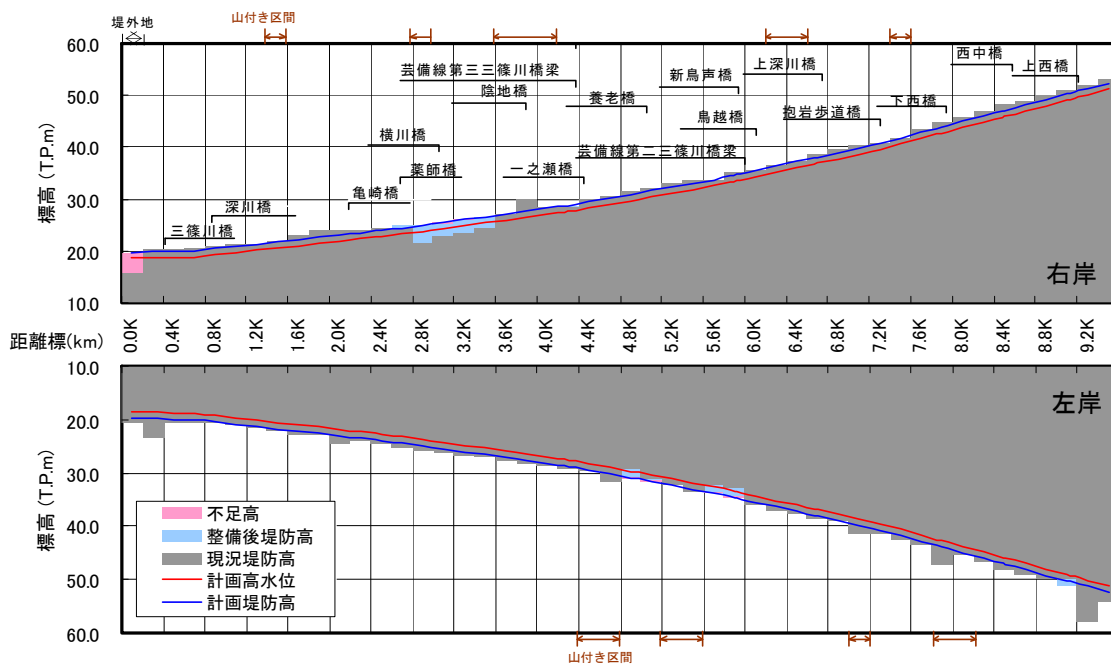


図 5.1.21 堤防高縦断面図（支川三篠川）

2)河川堤防の浸透対策

支川三篠川においては、太田川下流部と同様に、過去の被災履歴等を含め浸透に対する安全性が相対的に低い箇所より、河川堤防の浸透対策を実施します。

表 5.1.8 堤防の浸透対策の整備内容（支川三篠川）

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防の質的整備	三篠川	広島市安佐北区深川～深川町	左岸	0.0K ～ 4.3K	4,300m	浸透に対する堤防の安全性向上
		広島市安佐北区深川	右岸	0.0K ～ 1.3K	1,300m	

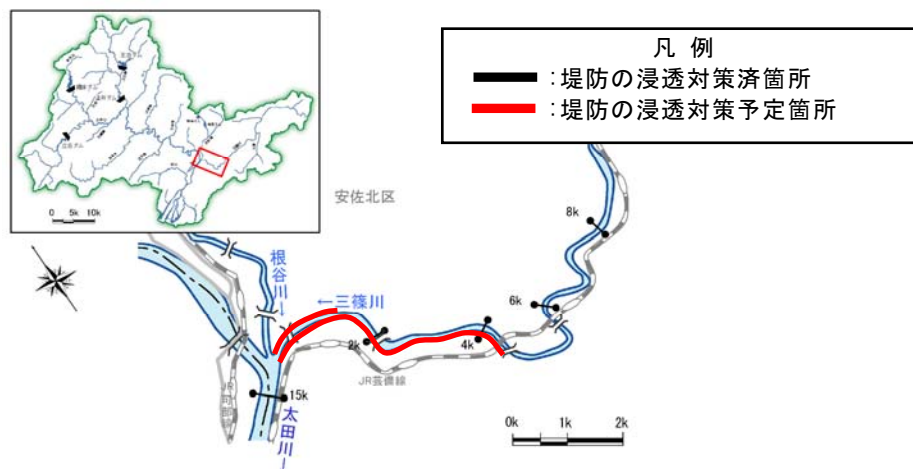


図 5.1.22 堤防の浸透対策の実施箇所位置図（支川三篠川）

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

(4)支川根谷川

1)洪水対策

①河道整備

支川根谷川においては、流下能力が不足している箇所において河道拡幅や河道掘削、堰の改築、橋梁の架替、堤防整備等を実施します。

なお、河川整備の実施にあたっては、メダカやオヤニラミが好む水際植生や緩流域の改変が予測されることから、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段階的河川工事の実施に努めます。

表 5.1.9 支川根谷川の洪水対策の整備内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防整備	根谷川	広島市安佐北区可部	右岸	3.6K ~ 4.2K	600m	河積確保による 流下能力向上
		広島市安佐北区可部東	左岸	3.6K ~ 4.7K	1,100m	
		広島市安佐北区可部	右岸	4.6K ~ 4.9K	300m	
河道掘削		広島市安佐北区可部東	左岸	3.4K ~ 4.9K	1,500m	障害物除去による 流下能力向上
		広島市安佐北区可部	右岸			
吉田橋架替		広島市安佐北区可部東	左岸	4.0K	-	
	広島市安佐北区可部	右岸				
東原橋架替	広島市安佐北区可部東	左岸	4.7K	-		
	広島市安佐北区可部	右岸				
上市堰堤改築	広島市安佐北区可部東	左岸	4.2K	-		
	広島市安佐北区可部	右岸				

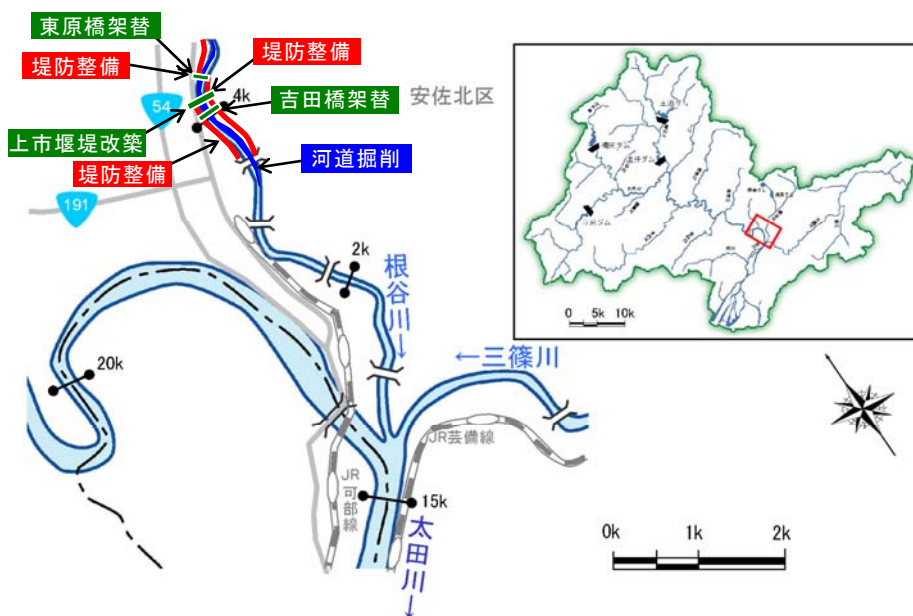


図 5.1.23 支川根谷川の整備箇所位置図

注)河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。また、実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

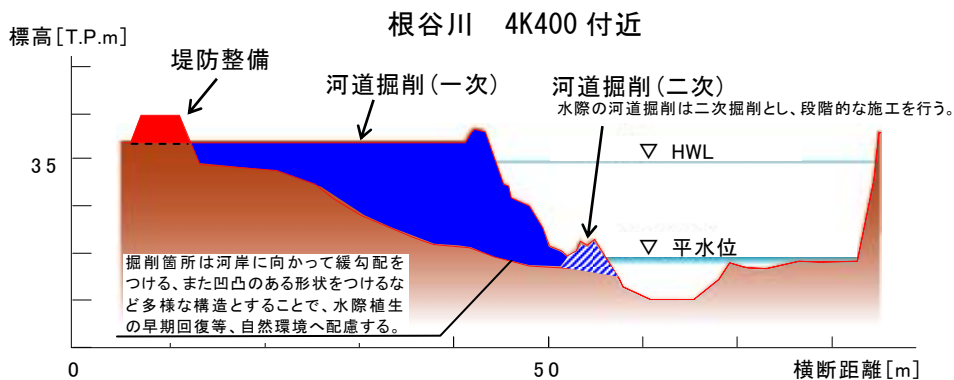


図 5.1.24 支川根谷川の施工断面のイメージ図

注) これはイメージ図であり、今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

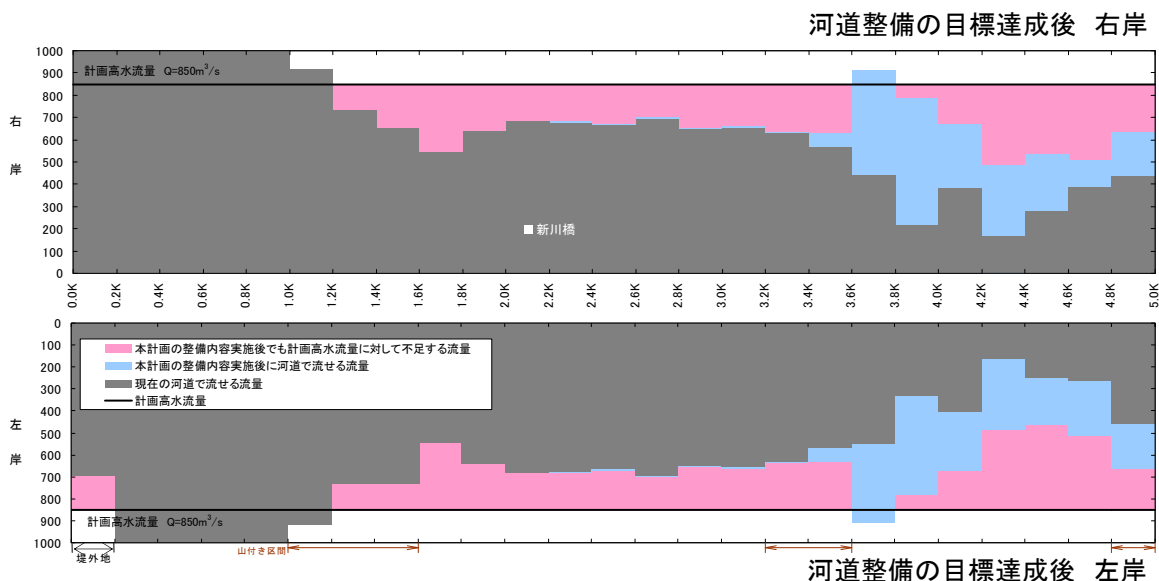


図 5.1.25 流下能力図 (支川根谷川)

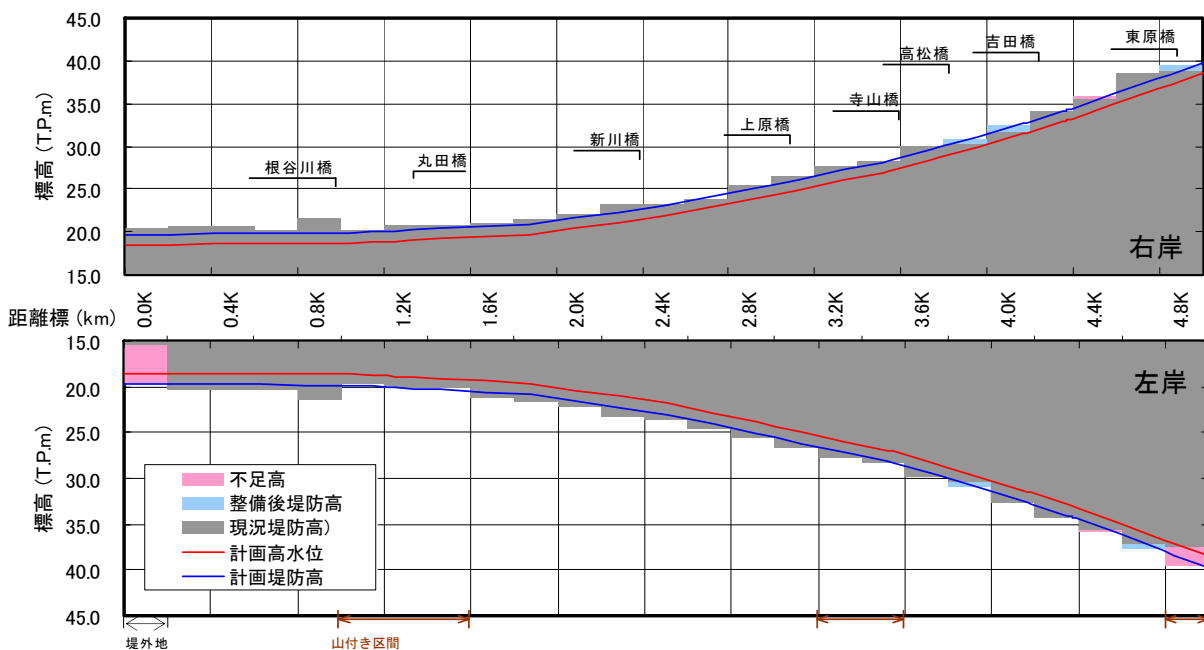


図 5.1.26 堤防高縦断図 (支川根谷川)

1 (5)支川古川

2 1)洪水対策

3 ①河道整備

4 支川古川においては、本川の背水影響があり堤防整備が未実施の箇所において、堤防整備等を実施します。

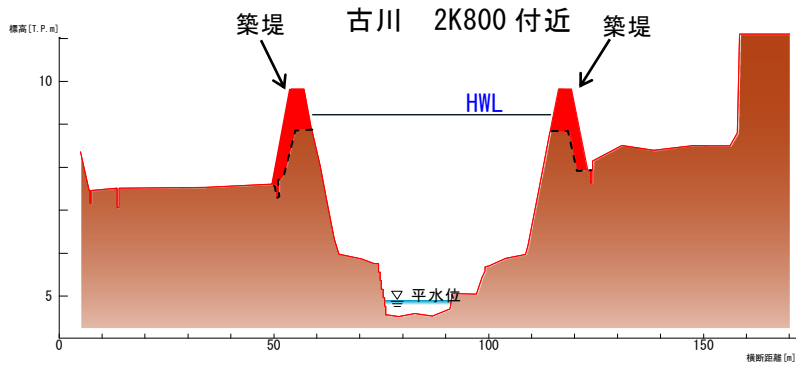
7 表 5.1.10 支川古川の洪水対策の整備内容

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防整備	古川	広島市安佐南区中筋～川内	左岸	2.7K ~ 3.1K	400m	河積確保による 流下能力向上
		広島市安佐南区中須	右岸	2.7K ~ 3.0K	300m	



28 図 5.1.27 支川古川の整備箇所位置図

29 注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。



39 図 5.1.28 支川古川の施工断面のイメージ図

40 注) これはイメージ図であり、今後の調査や測量結果等により、築堤形状は変更される可能性があります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

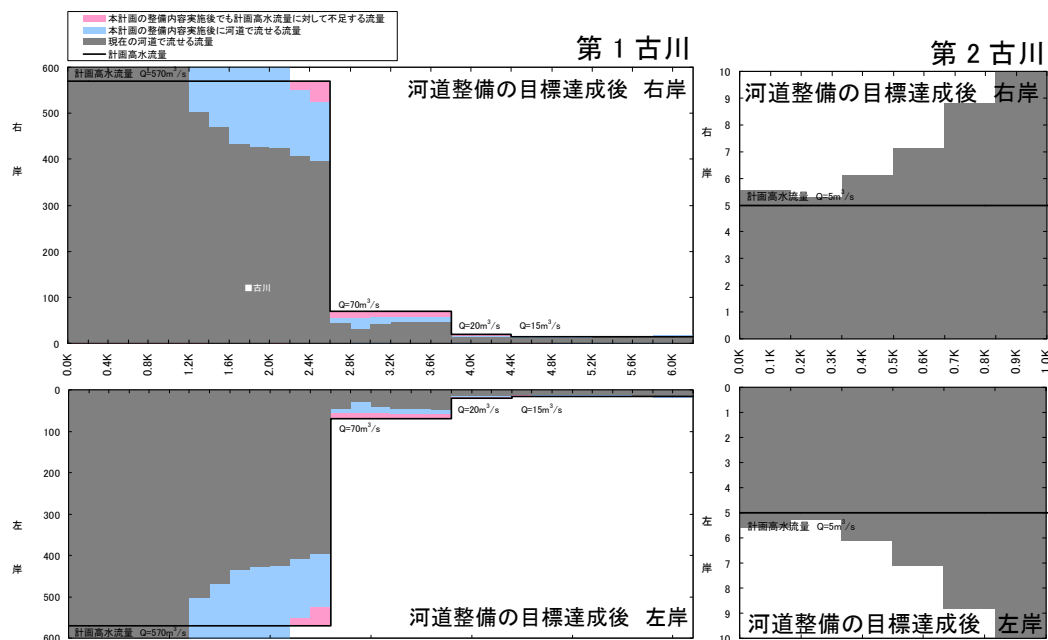


図 5.1.29 流下能力図 (第1古川、第2古川)

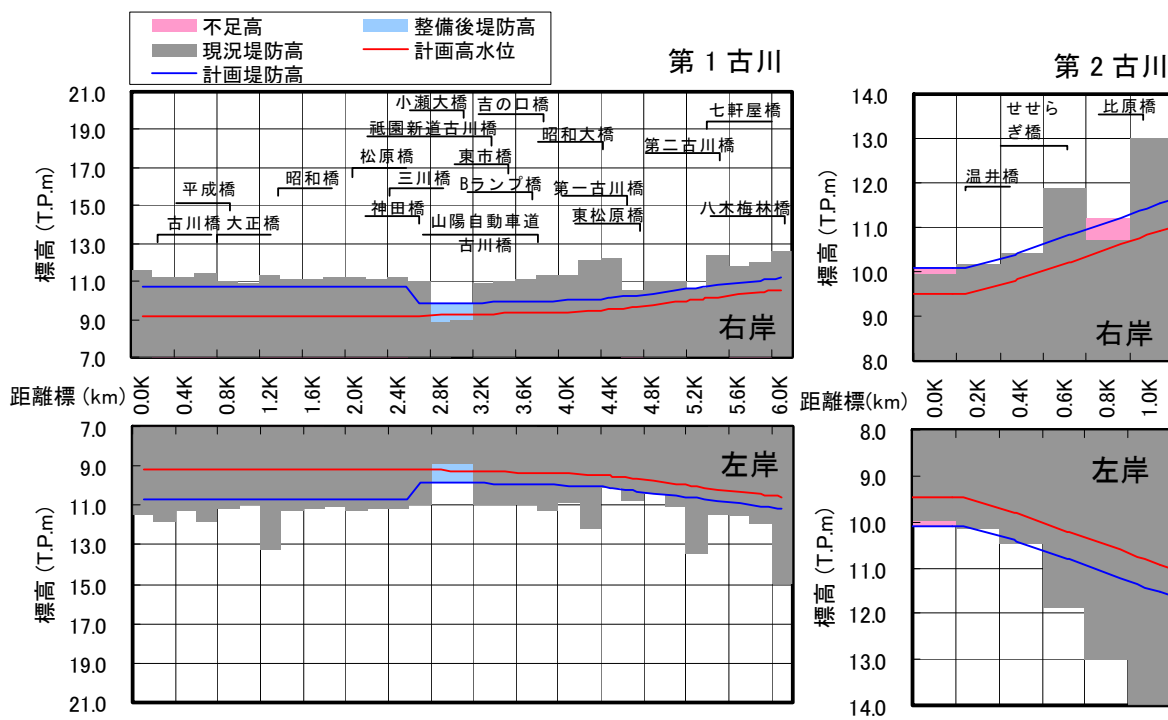


図 5.1.30 堤防高縦断図 (第1古川、第2古川)

2)堤防の浸透対策

支川古川においては、太田川本川同様に、過去の被災履歴等を含め浸透に対する安全性が相対的に低い箇所より、河川堤防の浸透対策を実施します。

表 5.1.11 堤防の浸透対策の整備内容対策（支川古川）

内容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地先	左右岸区分	区間		
堤防の浸透対策	古川	広島市安佐南区古市	右岸	1.9K ~ 2.5K	600m	浸透に対する堤防の安全性向上

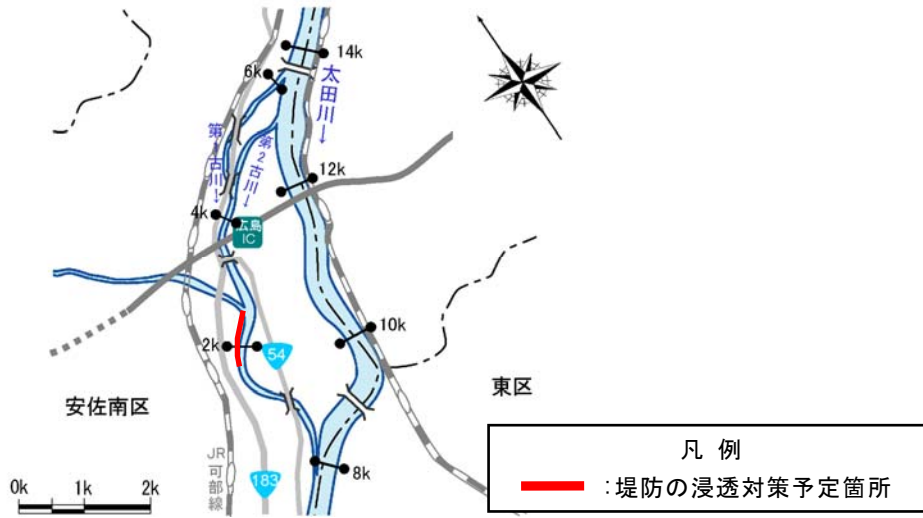


図 5.1.31 堤防の浸透対策の実施箇所位置図（支川古川）

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果等により整備位置を見直す可能性があります。

(6)さらなる治水安全度の向上に資するための調査・検討

本計画期間内に実施される河川整備が完了した場合、その後の河川整備の主な実施内容は、水系全体で不足している洪水調節機能の増強となることに鑑み、本計画期間内においては、これらの施設整備等の実現性を含め必要な調査・検討を行います。

太田川水系全体の治水安全度を、段階的かつ効率よく向上させるためには、河川整備や洪水調節施設の整備など太田川水系での従来の治水対策手法にとどまらず、既存施設の有効活用等を含めた洪水調節機能の増強や流域における流出抑制施設による対策など、様々な手法について調査・検討を行うことが重要であり、関係機関等と連携・調整を図りつつ、様々な治水対策について幅広く調査・検討を行います。

なお、調査・検討にあたっては、経済性・実現性・確保できる地域の安全度・地域社会への影響・環境への影響等を考慮し、手法の組合せも含めた総合的な視点に立って実施します。

(7)地域との協働

過去、経験したことのないような大きな規模の洪水・高潮等による災害の発生を防止又は軽減するためには、河川管理者が実施する堤防や洪水調節施設等の整備や、自治体等が実施する雨水貯留・浸透施設等の流出抑制施設の整備等のハード対策の推進に合わせ、災害時における避難活動支援のための迅速かつ正確な情報提供や、水防管理団体や関係機関との協力による水防活動等の減災対策強化などのソフト対策の充実を図り、行政機関や関係団体等とのハード・ソフト対策のさらなる連携・推進や、「自助・共助・公助」の観点を含め、地域住民の方々や地域社会との協力・連携が、危機管理体制の強化を図るうえで重要であると考えています。

このような考え方のもと、太田川においては、地域の安全・安心の確保に向けたさらなる取組として、ホームページ等による気象・水文・画像等のリアルタイム情報の提供、水防管理団体等への情報連絡体制の強化、洪水ハザードマップの作成・普及に対する支援、出前講座等を活用した太田川に関する情報提供など、災害時のみならず日常から双方向の情報交換を行うことで、地域住民の方々や地域社会と、より一層の協力・連携が図られるよう努めます。

1 **5.1.2 段階的な河川整備の考え方**

2 前章の目標達成に向け、太田川においては、事業進捗状況（事業間の工程調
3 整）、事業効果の早期発現（一連区間の早期効果発現）、上下流や本支川の治水
4 バランス、過去の被災状況等を踏まえ、以下の事項に配慮して河川整備を実施
5 します。

6
7 **(1)下流デルタ域の堤防の整備（近年災害の再度災害防止）**

8 高潮堤防の整備は、他機関が実施する高潮堤防の整備と事業進捗の調整を
9 図りつつ、再度災害防止を目的とした堤防高 T.P.+3.4m までの高潮堤防の整
10 備を早期に実施します。

11 その後、計画高潮位 T.P.+4.4m に対して堤防高が不足する箇所において計
12 画高潮位までの高潮堤防の整備を実施します。

13
14 **(2)中流部の床上浸水対策（近年災害の再度災害防止）**

15 中流部の治水対策の実施にあたっては、下流部への流量負荷量の増大を軽
16 減するため、輪中堤や宅地嵩上げ等、周辺の土地利用状況に応じた治水対策
17 を早期に実施します。

18
19 **(3)支川根谷川の河道整備（支川の上下流の治水バランスの早期確保）**

20 支川根谷川は上流の県管理区間で河川整備が進んでいることから、支川の
21 上下流の治水バランスを考慮し、早期に河川整備を実施します。

22 また、河道掘削により発生した土砂は、高潮堤防工事等と工程調整を図る
23 ことで有効活用に努めます。

24
25 **(4)支川古川の河道整備**

26 支川古川の堤防整備は、支川根谷川等からの河道掘削の残土を工程調整を
27 図ることで有効活用に努めます。

28
29 **(5)大芝水門及び祇園水門の改築**

30 平成 17 年 9 月洪水の水理現象等を踏まえ、早期に水門の構造・操作方法等
31 を含め必要な検討を行い、その後、下流デルタ域の河道整備の進捗状況（上
32 下流の治水バランス）を考慮し改築に着手します。

33
34 **(6)下流部の河道整備**

35 下流部における、流下能力向上に関する整備は、下流デルタ域の河道整備
36 の進捗状況（上下流の治水バランス）を考慮し河川整備に着手します。

37
38 **(7)支川三篠川の河道整備**

39 支川三篠川における、流下能力向上に関する整備は、太田川本川の河道整
40 備の進捗状況（本支川の治水バランス）を考慮し整備に着手します。

1
2
3

表 5.1.12 整備手順

整備箇所		主な整備内容	河川整備計画期間
太田川	下流デルタ域	堤防整備、高潮堤防整備、河道掘削	
	下流部	堤防整備、河道掘削	
	中流部	堤防整備、河道掘削、輪中堤整備、宅地嵩上げ	
	大芝・祇園水門	検討、改築	
三篠川		堤防整備、河道掘削	
根谷川		堤防整備、河道掘削	
古川		堤防整備	

注) 整備手順は平成23年度より示しています。

注) 表中の破線部は、下流への流量負荷が生じない範囲で実施します。

1 **5.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**

2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、合理的な水利
3 用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努め
4 ます。

5 また、渇水により地域住民の生活や社会活動、魚類等をはじめとした生物
6 生息環境に支障が生じるおそれがある場合には、既存の「太田川水系水利用
7 協議会」を活用して情報を共有し、迅速な対応が図られる体制を確保すると
8 ともに、関係機関と連携して地域住民に対して節水等と呼びかけるなど、節
9 水や水利用の調整に努めるとともに、渇水による河川環境への影響の把握の
10 ため、必要に応じて調査を実施します。

11 中流部の減水区間における流況の改善については、減水による流況等への
12 影響をモニタリングしてデータを蓄積し、地域のニーズを踏まえて、関係機
13 関との調整に努めます。

14
15 **5.3 河川環境の整備と保全に関する事項**

16 **(1)自然環境の保全**

17 太田川は、瀬・淵など多様な自然環境が残り様々な生物が生息・生育して
18 います。これらの環境を保全するため、河川工事を実施する際には、極力自
19 然の状態を改変しないよう環境配慮とし、アユの産卵場やワンドの保全、瀬
20 や淵の保全に配慮した掘削等、生物の生息・生育・繁殖環境の保全を実施し、
21 多自然川づくりに努めます。

22 また、現在、サツキマスは河口から約 76km まで遡上が確認されており、
23 回遊魚の遡上環境が確保されていますが、継続的に遡上・降下調査を行い、
24 必要に応じて横断構造物や魚道の修繕を行うなど、現在の多様な環境を維持
25 していきます。

26 河口域における治水対策にあたっては、干潟に代表される感潮区間特有の
27 河川環境を保全するため、学識経験者等から構成される「太田川生態工学研
28 究会」と連携し、干潟の機能等を検証しつつ必要な環境保全措置を実施しま
29 す。

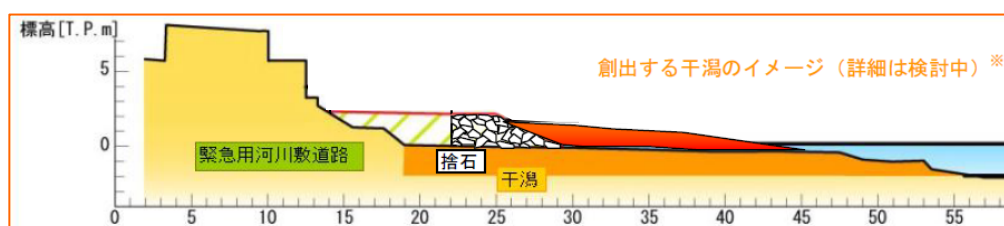
30 ダム下流域の水生生物の生息・生育環境を改善するため、関係機関と連携
31 し、温井ダムからのフラッシュ放流や土砂供給、魚類調査等を実施します。

32 流域の河川環境を把握するため、関係機関と連携し、栄養塩に関する物質
33 循環の調査・把握に努めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



「太田川生態工学研究会」において実施されている干潟再生試験で造成された干潟の状況写真



※創出する干潟のイメージ (詳細は検討中)
 ・緊急用河川敷道路が整備済みの区間のうち、塩生植物が生育する箇所の干潟形状を模し、上流からの連続性に配慮した形状とする。

図 5.3.1 太田川生態工学研究会による干潟保全の検討イメージ

(2)水辺環境の改善

市内派川では、「水の都ひろしま」推進計画において位置づけられたテーマである「泳げ遊べる川づくり」に鑑み、人々が安全に安心して水辺を利用できるように水辺環境の改善を推進します。

水辺環境の改善にあたっては、有機泥が堆積し、景観、異臭、水辺利用等の支障になっている底質を改善するため、引き続き、旧太田川、元安川、天満川において、産学官連携による取組を推進します。



図 5.3.2 底質改善

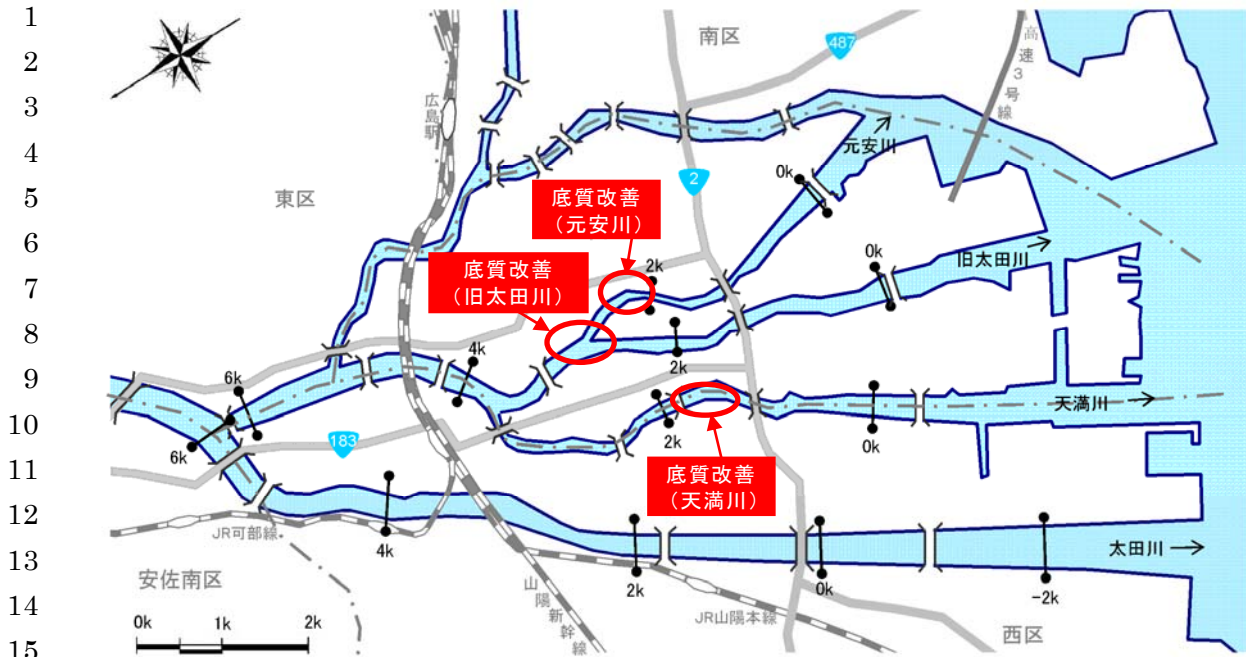


図 5.3.3 底質改善を実施する箇所的位置図

(3)水質の保全

水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携、調整を行うとともに、地域住民との連携を図り、多様な視点で現在の良好な水質の確保に努めます。

なお、水質観測は、標準的には河川水の適正な管理を行うために、主要地点において年 12 回（月当たり 1 回）実施します。

(4)河川空間の安全で適正な利用

快適で安全に利用できる河川空間を地域と一体となり維持することを目指し、以下の整備を実施します。

- ・旧太田川基町地先及び太田川上殿地先において、安全・安心の河川利用にも資する、河川管理通路や護岸等の整備を行います。
- ・橋梁で分断された水辺の連続性を確保し、安全な利用を確保するため、古川の昭和橋においてアンダーパスの整備を行います。



平和記念公園における河岸整備（元安川）



アンダーパスの整備例（古川）



図 5.3.4 河川管理用通路・護岸を整備する箇所的位置図（基町地先）

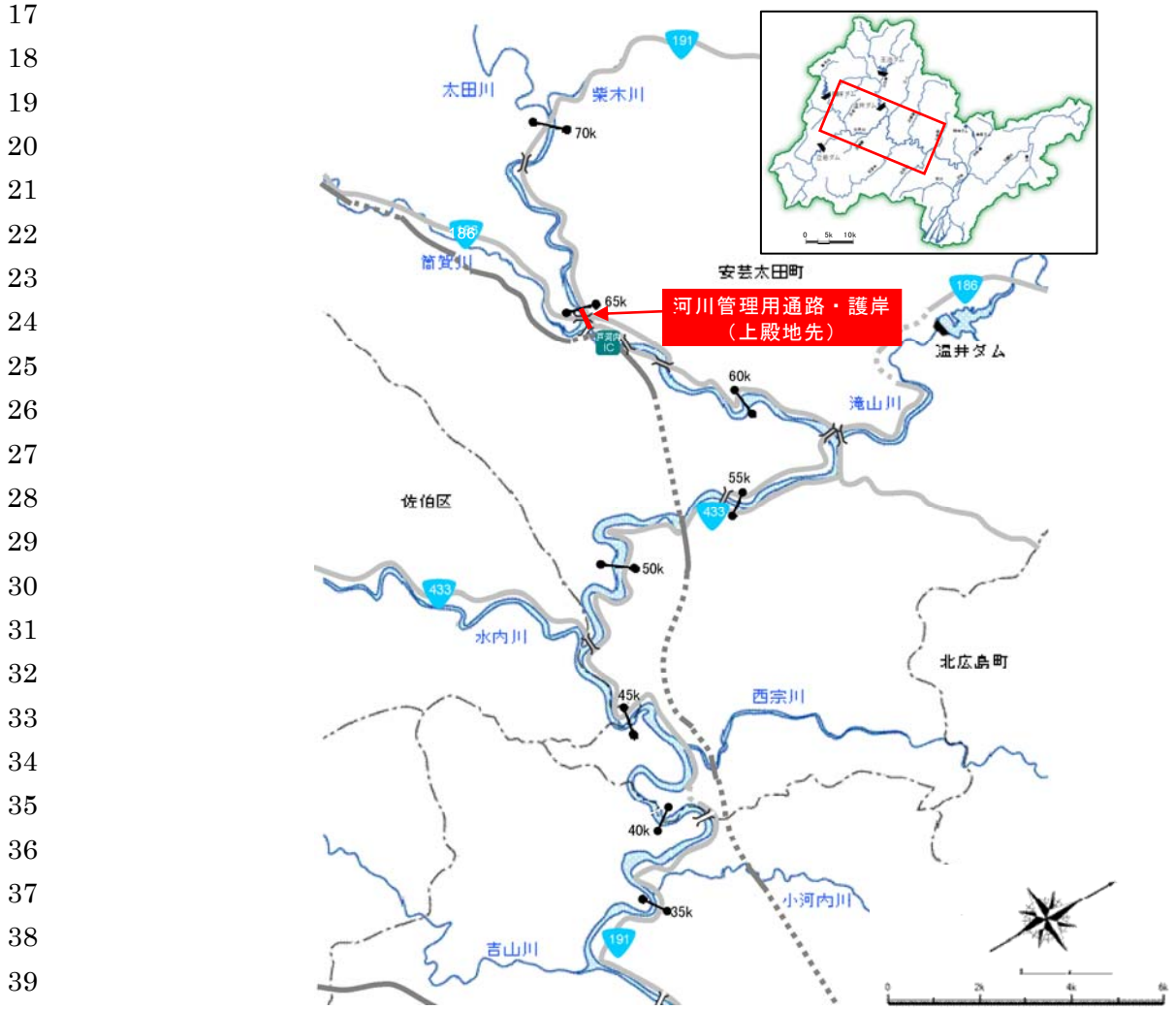


図 5.3.5 河川管理用通路・護岸を整備する箇所的位置図（上殿地先）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30



図 5.3.6 アンダーパスを整備する箇所の位置図（古川：昭和橋）

また、河川空間の保全と利活用にあたっては、現状の利用状況や将来の利活用への要望等との整合を踏まえ、河川空間の適正な利用が図られるよう河川空間利用に関する区間別の目標をもとにして、管理を行っています。河川空間の利活用の実態は、「川の通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」等の実施により、定期的に評価、分析し、河川空間の安全で快適な利用に向けた取組を関係機関等と連携を図り、実施します。

(5)河川景観等の保全

太田川は、上流から下流までそれぞれの地域で異なる多様な景観や文化を育んでいます。これまでに、市内派川の護岸整備における楠木の大雁木や水制工の保全・活用、中流部での改修を行うにあたっての筒瀬八幡神社の社叢の保全等を行ってきましたが、今後も、河川整備等の実施にあたっては、地域の景観や文化に配慮した護岸等の整備に努めます。



図 5.3.7 筒瀬八幡の社叢の保全

5.4 河川維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、今後必要となる大芝水門・祇園水門や高瀬堰等の大規模な河川管理施設の老朽化等に備え、施設の適切な長寿命化対策を実施することが重要です。

さらに、太田川には多様な自然環境が残されており、特に河道内の樹木群は鳥類をはじめとした様々な生物の生息・生育・繁殖環境となっています。しかしながら、これらの樹木群は洪水時には流下能力を阻害するとともに、河川内にその生活環境を求めなくても生活史を支えることが可能だと考えられる生物も確認されていることもあり、周辺の自然環境にも着目し、河道掘削や樹木伐開の適切な組み合わせにより、川の営みを活かした持続可能な河道形状を調査・検討し、治水と環境の調和した河道管理が重要だと考えています。

このような河川の特性を踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した河川の維持管理に関する計画（河川維持管理計画）を作成するとともに、河川の状態の変化の監視、評価、評価結果に基づく改善策を「サイクル型維持管理体系」の一連の体系として構築することで、今後増大する施設の老朽化に対する長寿命化対策をライフサイクルコストの縮減も含め検討し、効率的・効果的に対策を実施するとともに、今後高齢化等の地域社会の変化等を踏まえ施設の改善等を図ります。

また、都市部の貴重なオープンスペースとして、太田川の河川空間は水面を含め多種多様な利活用がなされており、これらの河川空間の適切な利活用を図るうえで、河川管理者のみならず、住民や NPO 等を含めた地域との連携が欠かせません。

さらに、川は常に変化する自然公物であるため、洪水の前後だけではなく、日常から継続的に調査・点検を行い、その結果を「河川カルテ」等に記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

このような維持管理を継続的に実施することによって、太田川水系が有している治水・利水・環境に関する多様な機能の維持に努めます。

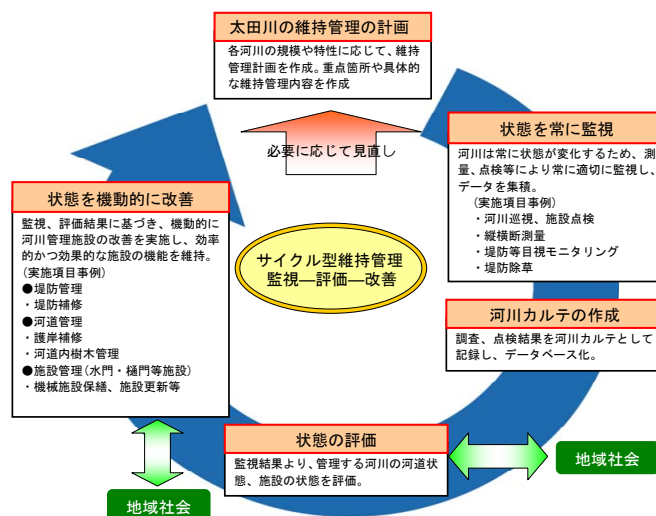


図 5.4.1 サイクル型維持管理のイメージ

5.4.1 太田川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

(1)長期間が経過した河川管理施設の老朽化対策

太田川においては、設置から長期間を経過した水門や堰等が多く存在しています。また、排水門等の河川管理施設は、整備年度が同一であっても、設置条件や使用頻度により施設の状態は様々です。このため、長期にわたる施設の効率的・効果的な維持管理を実施するために、計画的な巡視、点検により施設の状態を的確に把握するとともに、既存施設に対する予防的な維持補修や優先度を検討し、維持管理費の縮減や施設の長寿命化を図ります。

また、河道の流下能力やダム貯水池の貯水容量を適切に把握するため、河道や貯水池の土砂の堆積状況、樹木繁茂状況等、その河道状況の変化を的確に把握するとともに、必要に応じて維持掘削や樹木伐開等の適切な対策を検討・実施します。

さらに、許可工作物についても、河川管理上の支障とならないよう、また、必要に応じて適切な対策が実施されるよう、施設管理者を指導します。

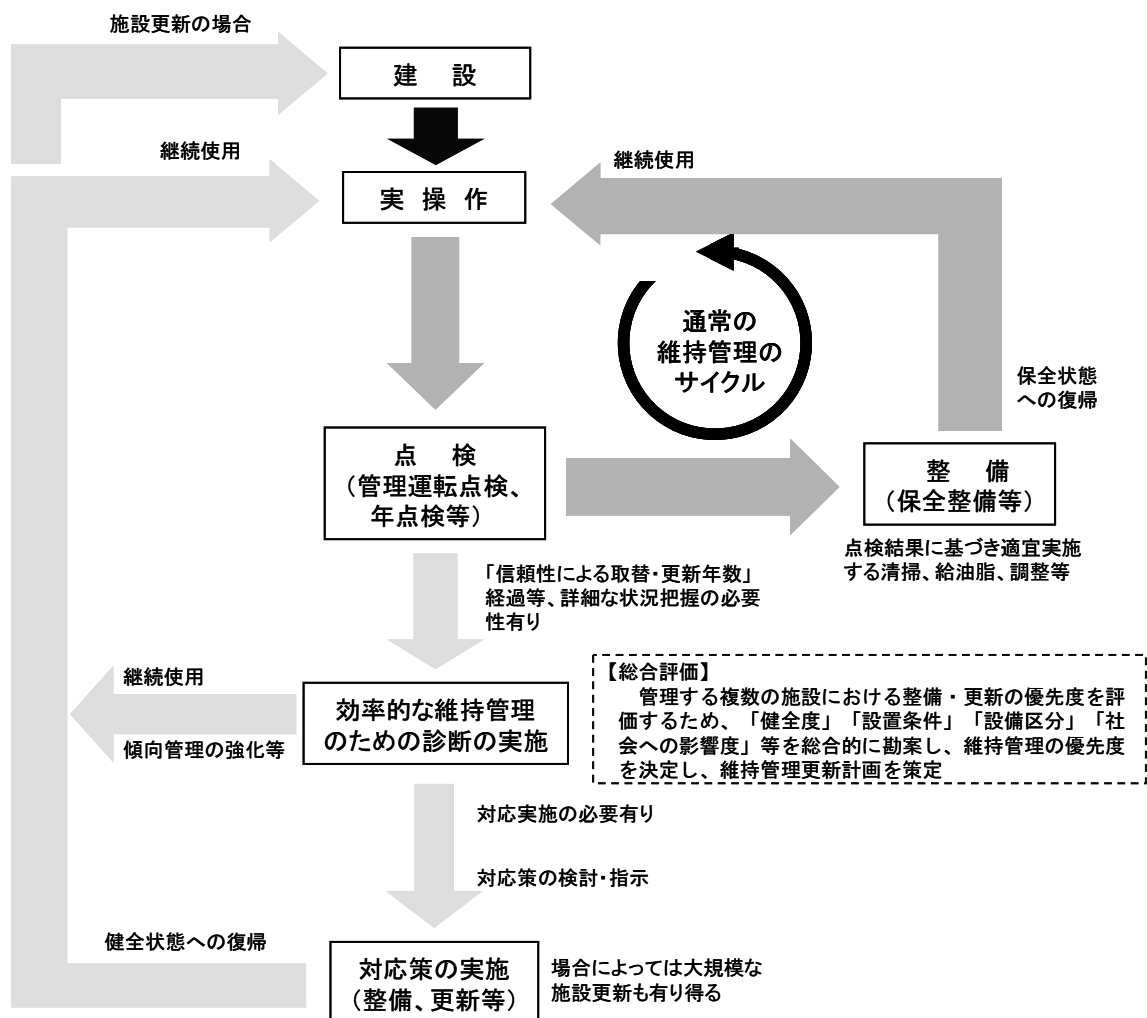


図 5.4.2 河川管理施設の長寿命化への対応イメージ

1)大芝水門、祇園水門等の大規模構造物の老朽化対策

大芝水門や祇園水門、高瀬堰、排水ポンプ場等をはじめとする大規模構造物については、その機能を適切に発揮させるため、日常から各施設の状況を的確に把握するとともにその結果を評価し、効率的かつ計画的な維持補修方法を検討し、必要に応じて対策を実施します。

また、今後多くの施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、感潮域においては、樋門等の施設改築時期に合わせ、扉体を発錆しにくい材質へ変更することや、塗装材料の変更等により塗り替え回数の低減によるコストの縮減など、ライフサイクルコストの縮減を含めた施設の長寿命化対策を検討し、必要に応じて適切な維持管理を計画的に実施します。

さらに、ゲート操作等に係わる機械設備、電気設備については、点検・調査を行い施設の状態を評価・把握します。さらに、施設の損傷、劣化等の変状が確認された場合は、その状態を把握・評価するとともに適切な補修方法を検討し、必要に応じて対策を実施し、その機能の維持に努めます。

また、大芝水門、祇園水門については、建設後40年以上が経過しているため、ゲートや機械設備等の劣化が進行しており、適切な維持補修が必要です。

しかし、今後、施設の改築も想定されることから、現在の施設の状況を詳細に把握するとともに改築までの期間の適切な延命措置を検討し、必要な対策を実施します。

2)太田川放水路及び市内派川の堤防の空洞化対策

太田川放水路の堤防・護岸の空洞化対策については、定期的な河川巡視による護岸形状の確認を行うとともに、施設の健全度を評価する照査の未実施区間について引き続き照査を実施します。照査では、電磁波探査等による詳細調査を行い、空洞化の状況を推定するとともに、護岸の目地や法面、根固め等の状況からその健全性を評価し、対策の優先順位を決定します。これらの成果をもとに具体的な対策が必要となる実施時期の予測・検討に努め、必要に応じて適切な対策を実施します。

(2)川の営みを活かした持続可能な河道管理手法の確立

太田川下流部の河道内の樹木は、生物の生息・生育・繁殖環境を形成する等、多様な機能を有していますが、河川内にその生活環境を求めなくても生活史を支えることが可能だと考えられる生物も確認されています。

また、河道掘削を実施する箇所では、土砂の再堆積等も懸念されます。

このため、周辺の自然環境との調和にも配慮しつつ、太田川における「治水と環境の調和」を図ることが可能な、河道掘削と樹木伐開の適切な組み合わせ手法を確立するため、川の営みを活かした持続可能な河道形状を調査・検討し、それらにより得られた知見を評価・分析し、必要な対策を検討し実

5. 河川整備の実施に関する事項

1 施します。

2 特に、高瀬堰の下流から安佐大橋付近ではみお筋が固定化し、河道内の中
3 州等の発達により樹林化が進行しており流下能力が不足しています。そこで、
4 当該箇所を太田川における「治水と環境の調和」が図られるとともに、持続
5 可能な河道管理の知見を得るためのフィールドとして、試行的取組を実施す
6 るとともに重点的なモニタリング等を実施し、得られたデータや知見等をと
7 りまとめ、今後の河川整備等への活用に努めます。

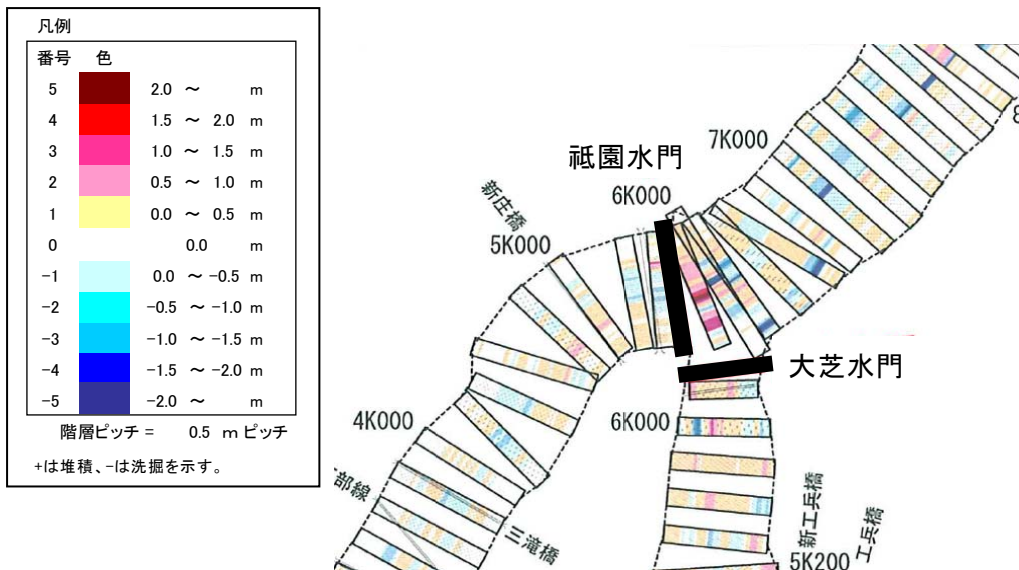
8 また、安佐大橋下流から安芸大橋までの区間においては、平成 17 年 9 月
9 の洪水では、多くの河道内樹木が倒伏し、これを受け、洪水と樹木の倒伏に
10 関する実態調査等を実施しており、今後も継続して、矢口第 1 観測所におい
11 て氾濫注意水位を上回る洪水が発生した場合に、縦横断測量、樹木調査等の
12 モニタリングを実施します。

13 さらに、広島を中心市街地を流れる市内派川の流量は、大芝水門及び祇園
14 水門により制御されていますが、分派地点では複雑な流れにより河床変動が
15 生じて、堆積土砂が洪水時の分派量に影響を与えたり、局所的な洗掘により
16 河川管理施設に破損が生じるおそれがあります。

17 そのため、洪水時の流量や水位の観測、横断測量、洪水後の横断測量等を
18 行い、洪水時の分派量及び洪水による河床変動状況を把握し、適正な分派量
19 を維持するための対策を検討・実施します。

20 これらにより得られた知見は、適切に河川維持管理計画に反映します。

21 なお、樹木伐開を行うに当たっては、コストの縮減及び伐採木の地域資源
22 としての有効活用の観点から、地域社会との一層の連携を図ります。



37 図 5.4.3 分派周辺の複雑な河床変動の状況

38 (平成 17 年 9 月洪水前後の河床変動状況。分派点周辺では、深掘れ箇所と堆積箇所が複雑に入り組んでいる)

5.4.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1)河川管理施設等の維持管理

1)河川管理施設等の点検・モニタリング・維持補修

河川管理施設の機能を維持するための施設等の異常の早期発見を目的とし、平常時の河川巡視、出水期前・出水後の施設の点検を行います。

さらに、堤防の浸透作用及び侵食作用に対する安全性、信頼性を維持し高めていくと同時に、堤防管理の充実強化を図るため、継続的に河川堤防のモニタリングを実施し、その状態把握に努めます。

また、堤防の亀裂、のり面の緩み、護岸の欠損、高潮堤防に見られる空洞化による護岸の歪み等は、洪水による侵食、堤体や基礎地盤からの漏水の原因となり、著しく堤防・護岸の機能を損ないます。特に中流部では河床勾配が急で蛇行を繰り返しているため河岸の浸食による護岸基礎の損傷等が生じやすい状況です。

堤防点検や河川巡視等でこのような異常を発見した場合には、その状態を把握・評価し、適切な補修方法等を検討し必要に応じて対策を実施します。また、堤防の除草については、堤防の異常を早期に把握して堤防の機能を維持するために重要であることから、河川維持管理計画で定める適切な頻度で実施します。



堤防点検の状況



堤防の除草

2)水質事故対策

事故やテロ等による河川や貯水池への汚濁物質の混入等、突発的に発生する水質事故に対処するため、平常時の河川や貯水池の巡視等により水質事故に係わる汚濁源情報の迅速な把握に努めるとともに、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」による情報連絡体制の徹底に努めます。

また、水質事故等の発生時においては、速やかに情報の収集、通報・連絡を行うとともに、関係機関と連携のもとオイルフェンス及びオイル吸着マットの設置等により被害の拡大防止に努めます。

さらに、水質事故対策資材の備蓄については、関係機関等の備蓄状況についても把握し、事故発生時に速やかに資材等の確保が図れるよう対応します。

3)環境のモニタリング

太田川水系の多様な河川環境を保全するため、河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」等によって生物の生息・生育・繁殖状況に関するモニタリング調査を行い、河川に関する各種計画の策定や事業を実施する際の河川環境

への影響を検討し、貴重な自然環境を保全するための基本データとして活用するとともに、情報をホームページ等に掲載し、太田川の環境に関する情報提供に努めます。

また、河川巡視等により外来種の生息・生育状況を日々把握し、必要に応じて、早期対策の実施に努めます。

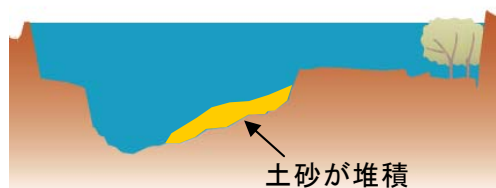
(2)土砂動態の把握

河道内の土砂堆積による流下断面の減少や河床の深掘れによる河川管理施設への悪影響や、ダム・堰の貯水池内への土砂堆積による貯水容量の減少等の悪影響が生じないように、定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、土砂の堆積状況や、河床変動状況を的確に把握し、必要に応じて維持掘削等の対策を実施します。

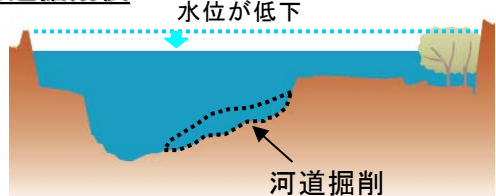
また、護岸等の機能に支障が生じた場合は補修を行います。

さらに、維持掘削に際しては、瀬や淵の保全に努めるとともに、水際部の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬を残す等、陸域の生物も含め多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

河道掘削前



河道掘削後



■維持掘削の内容

- ・瀬や淵など河川環境にとって重要な地形を残します。
- ・水際部の掘削面を緩傾斜にし、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

図 5. 4. 4 河道掘削による水位低下のイメージ

(3)河川空間の適正な利活用のための管理

1)河川敷地の適切な利用

河川敷地の良好な環境を保つために、占用地の維持管理が適切に行われることが必要であり、河川敷地の占有者に対して安全面での管理体制、緊急時における通報連絡体制の確立等適正な維持管理の徹底を図ります。

また、河川敷地の不法占用や無許可または許可基準に反する工作物や大規模な捨土、不法盛土や掘削等は、洪水の疎通の妨げとなったり、河川巡視の妨げとなったりする場合があります、これらに対して適正な監督・指導を行います。

2) 不法係留船対策

不法係留船は洪水時に橋脚に塞き止められ流水を阻害したり、橋梁や護岸の損傷を招いたりする他、平常時において景観阻害の一因となります。

不法係留船に対しては、引き続き関係機関との連携を図りつつ、河川巡視を通して不法係留の防止に努め、船舶所有者に対して適切な是正指導等を行うとともに、船舶の係留施設の整備について関係機関と調整します。



沈船の撤去



不法係留船の行政代執行

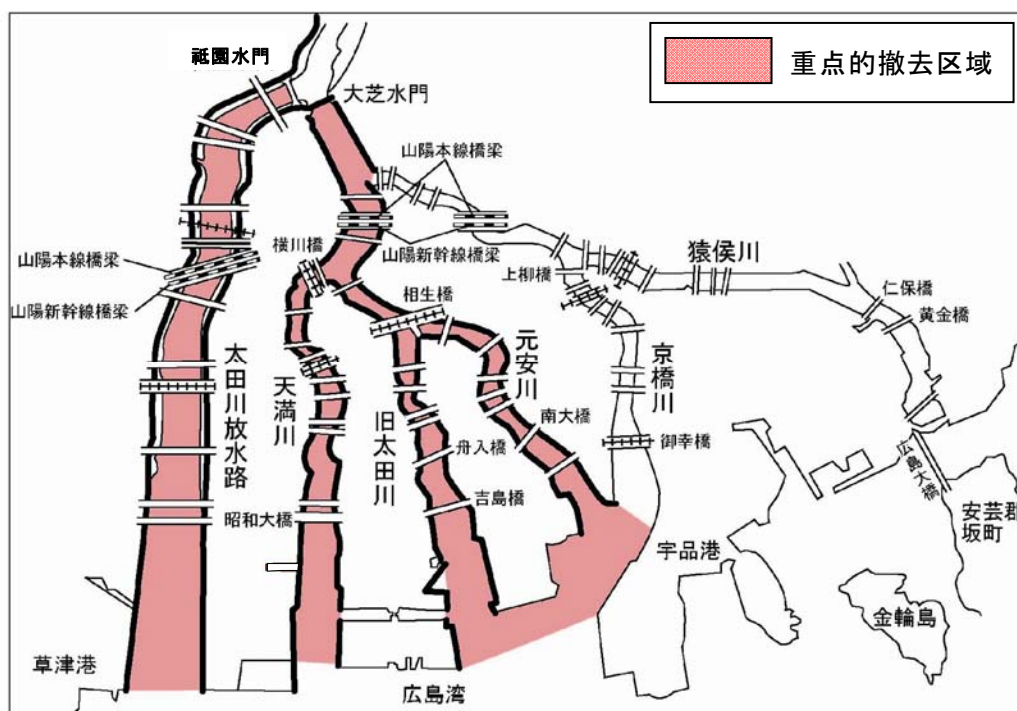


図 5.4.5 国管理区間の重点的撤去区域

3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、河川の自然破壊にもつながるほか、洪水時に下流へ流出し、海浜環境にも影響を及ぼします。

違法行為を発見・是正するため、河川監視カメラや河川巡視による監視を行います。

また、地域住民や関係機関等との連携により、是正措置を講じ違法行為の防止に努めます。

さらに、地域住民や NPO 等関係機関との連携による環境教育や現在実施しているクリーン太田川の継続実施を通じて住民の河川美化に対する意識を啓発していきます。

(4)地域との連携

「水の都」と称される広島の太田川の良い水辺景観や、多様な自然環境を次世代に引き継ぐために、今後も、地域住民の方々をはじめ地方公共団体、関係機関との連携と協働体制の強化を推進し、市民団体等の河川を活用した様々な取組や活動に対して積極的な支援を行うとともに、太田川に関する様々な情報を出前講座やホームページ等を活用して提供します。また、地域住民の方々の要望や意見を踏まえながら河川整備等に取り組み、積極的な対応に努めます。



太田川河川事務所ホームページ

(5)情報の収集とデータの蓄積

適切な河川管理や防災体制の充実のため、平常時及び災害時、災害後のデータの蓄積が必要となります。そのため、適切な頻度で測量等のモニタリングを実施し、そのデータを蓄積するとともに評価・分析することで今後の河川管理に役立てます。

特に、太田川においては「Xバンド MP レーダ雨量」の観測体制が整備中であり、今後は局所的に発生する集中豪雨の観測精度等の向上が見込まれることから、これらにより得られた情報を、地方公共団体等をはじめ地域住民の方々に、迅速かつ的確に提供できる体制の整備を図ります。

また、水文・水質データについては、通年の水位・雨量観測、水質調査に加え、洪水後の痕跡調査、河床材料調査、渇水時の瀬切れ調査、水質事故時の原因究明等の詳細な調査を行います。

また、河川愛護モニター等から提供された情報を河川の維持管理に活用します。

(6)危機管理体制の構築・強化

1)水防体制

地域住民、水防団、地方公共団体、河川管理者等が「自助、共助、公助」の考えのもと、連携、協働し、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するために防災体制や連絡体制の一層の強化を図ります。



太田川河川事務所災害対策室

1 このため、洪水や高潮等災害の発生が予想されるとき、また、一定規模以上
2 上の地震が発生したときには、各種情報の収集・発信基地として、太田川河
3 川事務所内に災害対策支部を設置します。

4 活動拠点となる災害対策支部では雨量や水位情報、被災情報等を効率的に
5 収集し、地域住民の避難に役立つ情報の発信等迅速な災害対応に役立て、水
6 防活動や避難等のための情報発信を効果的に行うとともに、様々な情報を共有
7 する体制の確立に努めます。

8 さらに、地域住民、自主防災組織、民間団体等が災害時に行う水防活動を
9 可能な限り支援します。

10 また、洪水や高潮時の水防活動は水防団が主体となり実施しています。

11 水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、
12 河川管理者からなる「水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、
13 重要水防箇所の手回し巡視、水防訓練等、水防体制の充実を図るとともに、土
14 砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図
15 ります。

16 **2)緊急用資機材の備蓄**

17 河川管理施設の被災の拡大防止、危険箇所への事前対応のため、緊急用資
18 機材を備蓄します。また、定期的に点検を行い、資機材の保管状況を把握し、
19 適切に資機材を管理します。
20

21 **3)洪水予報、水防警報**

22 雨量、水位、洪水予測等、各種河川情報を自治体等に発表・通知します。

23 国管理区間のうち、「洪水予報河川」¹⁾である太田川(太田川放水路含む)、
24 三篠川、根谷川においては、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ
25 伝達を行い水防に関する種々の準備を促します。
26

27 国管理区間の「水位周知河川」²⁾である市内派川の旧太田川、天満川、元
28 安川と古川においては、避難判断水位の到達情報を発表し、関係機関を通じ
29 て、円滑な避難措置の支援を行います。

30 また、国管理区間全川で水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機
31 関へ伝達し効率的かつ適切な水防活動を支援しています。

32 さらに、出水期前には関係機関との情報伝達訓練、重要水防箇所、河川情
33 報の説明を行う等、防災・減災活動の支援を行います。
34
35
36
37

1) 流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。

2) 洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

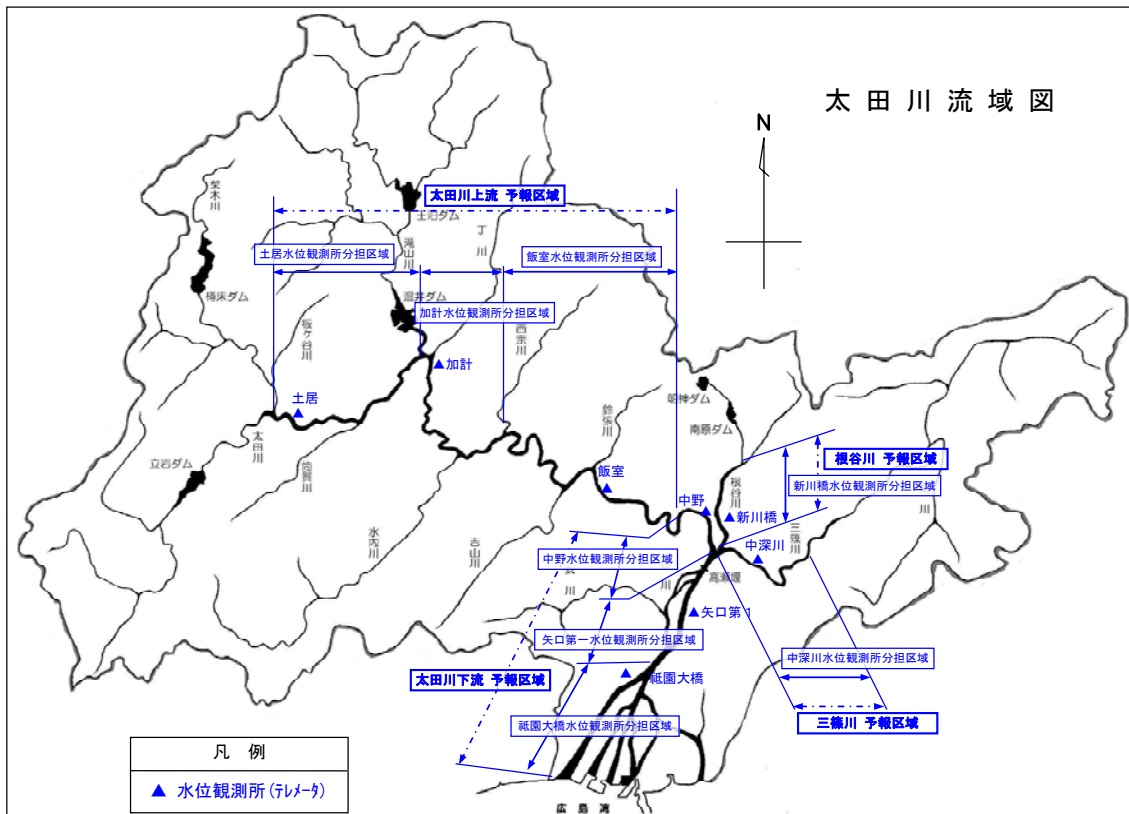


図 5.4.6 太田川水系における洪水予報区域図 (国管理区間)

4)河川管理施設の操作等

洪水時において、雨量、河川の水位・流量等を的確に把握し、操作規則に基づき、温井ダムや高瀬堰、排水ポンプ場等の河川管理施設の適正な操作を行います。また、内水被害が発生するおそれがある場合には関係自治体からの要請等により、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。

また、太田川の中流部等の中山間地域では、今後社会情勢の変化や地域住民の高齢化による水門操作員の確保も困難になることが予測されることから、老朽化した排水門等の改築時期等に合わせ、河川の特性和地域の実情を踏まえ、水位変化に対応した自動開閉機能を有する施設への改善を図るなど、的確に施設を運用できる体制の整備を図ります。

5)洪水ハザードマップ等の作成支援等

太田川河川事務所では、洪水時の避難活動の支援策の一つとして「洪水氾濫シミュレーション」や「高潮氾濫シミュレーション」の実施結果より、浸水が想定される範囲と水深を示した浸水想定区域図を作成・公表しており、これらの活用に努めます。

また、広島市では太田川の洪水ハザードマップを作成・公表しています。

犠牲者ゼロをめざし、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討等の取組に対し必要な支援を行うとともに、出前講座等による啓発を行います。

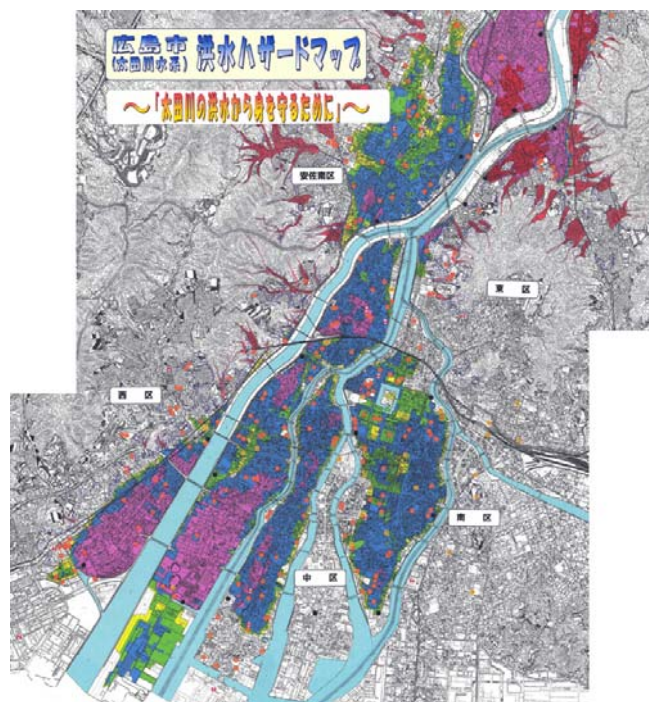


図5.4.7 公表されている洪水ハザードマップの例
(広島市洪水ハザードマップ～中区・東区・西区～)

6)許可工作物の管理指導

堰、橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を施設管理者に指導します。

また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、補修、整備等を指導します。

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

本計画は、太田川水系における国管理区間を対象とするものですが、河川の成り立ちや、その役割・特性を考慮し、流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。

このため、河川管理者をはじめ地域住民や地方自治体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。

また、今後の少子高齢化社会や社会資本ストック増大による維持管理費の増大等を見据え、それぞれの地域特性や今後の社会情勢の変化等を踏まえ、「自助・共助・公助」の精神のもと、地域との適切な役割分担により、太田川の総合的な河川整備・管理に努めます。

6.1 関係機関等との連携

広島湾再生プロジェクトにおける住民との連携活動、太田川再生フォローアップ委員会、広島市緑の基本計画（基本理念：「水・緑・いのち輝くまち ひろしま」、平成22年11月18日「広島市緑の基本計画の改定について（答申）」）等、広島における太田川の役割と川が有している多面的機能を認識しつつ、関係機関と連携した川づくりの推進、水質保全活動、自然環境保全活動、普及啓発活動に関する事業への必要な情報提供等の支援、市民団体への活動紹介や支援等について、今後も積極的な対応に努めます。

6.2 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進

温井ダムでは、地域住民、安芸太田町、河川管理者等が協働し、温井ダムを活用した地域づくりを目指す行動計画として「温井ダム水源地域ビジョン」を策定しています。地域社会の活性化の一助として、ダム湖で行う龍姫湖まつり等、周辺地域の交流を促す施策の推進を図ります。

6.3 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において都市計画事業等が実施される場合は、関係する地方公共団体の施策と調整を図ります。

特に、下流デルタ域を中心として、地方自治体において河岸緑地等が計画的に整備が進められており、これらの周辺環境と背後地のまちづくりと一体となった河川整備が必要であることから、関係自治体と連携・調整を図ります。

6.4 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路等については、道路管理者等が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者等と調整を図ります。

1 また、隣接する施設に影響を及ぼす可能性のある河川整備の実施にあたって
2 は、施設管理者等の関係機関と調整を図ります。

4 **6.5景観等に関する施策との調整**

5 多様な自然環境や歴史・文化に彩られた良好な水辺景観を次世代に引き継ぐ
6 ため、河川整備を行う際には、景観法をはじめ、県・市の景観条例や「水の都
7 ひろしま」構想等に位置付けられた景観形成に関する方針と調整を図るととも
8 に、太田川とともに育まれた文化財等への配慮に努めます。

9 **6.6情報の共有化**

11 地域との連携・協働をより良いものにするためには、治水・利水・環境に関
12 わる太田川の様々な情報を相互に共有化することが重要と考えています。

13 そのため、太田川河川事務所ホームページによる行事の情報等各種情報の発
14 信、報道機関と協力した積極的な情報提供、出前講座等を通じた意識啓発活動
15 や、河川愛護モニターによる河川愛護等の意識啓発活動の実施を通じて、太田
16 川の河川整備の状況や自然環境の現状や課題等に関する情報を幅広く発信する
17 ように努めます。

18 **6.7 流域における川を中心軸とした住民意識の向上**

20 河川の持つ治水・利水・環境それぞれの機能は、河川管理者、関係機関及び
21 地域住民がともに行動し、河川管理を行っていくことで、十分な機能が発揮さ
22 れるものです。

23 治水に関しては、河川の整備は段階的に進められます。つまり、その時点での
24 治水機能を上回る規模の洪水が発生した場合の被害を軽減するために、「自
25 助・共助・公助」の考え方を基本とした地域住民の防災意識の向上が必要とな
26 ります。

27 このため、既に公表している浸水想定区域図に加え、広島市や安芸太田町、
28 その他の関連する地方公共団体が作成する太田川流域に関連する洪水ハザード
29 マップに関しては、必要な情報提供や作成支援を行います。また、地方公共団
30 体と連携し地域住民を対象とした防災学習の充実を図るとともに、地域の防災
31 体制の強化に協力します。

32 利水に関しては、太田川の水が、流域だけでなく瀬戸内海の島しょ部に至る
33 まで広範囲に、かつ様々な用途で利用されていることや江の川水系からも分水
34 されているという認識のもと、節水等の量的対策等、身近にできる取組が地域
35 に根付くように広報、啓発活動を進めます。

36 環境に関しては、良好な太田川の現在の水質を維持するために、家庭雑排水
37 等の生活系負荷の削減等の啓発活動に努めます。

38 太田川の自然環境を活かした河道を形成、保全するとともに、自然体験活動
39 等を通して、身近な自然である太田川に接する機会の提供、将来を担う子ども
40 たちへの環境学習への支援等、上下流の地域住民の交流を含め広く太田川に対

1 する関心が高まるような活動を進め、地域と一体となって多様な河川環境を保
2 持していきます。

3 安全な河川利用の推進のために、地域住民や子どもたちを対象とした安全教
4 育の推進に努めます。

5 さらに、流域の観点から、温井ダム水源地域ビジョンに基づく地域間交流や
6 太田川流域振興交流会議等の様々な取組をはじめとして、太田川を軸とした流
7 域全体の治水、利水、環境の繋がりをより強めるため、流域一体として住民意
8 識の向上に努めます。

9 このような取組を継続的かつ効果的に実施するため、地域のNPOや市民団
10 体、地方公共団体を始めとした関係機関等との連携、協働を強めるとともに、
11 取組の核となる人材育成活動等への支援に努めます。

12

13 **6.8 社会環境の変化への対応**

14 高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、太田川が果たすべ
15 き役割にも新たな社会環境への対応が求められています。

16 さらに、太田川には、地域の重要な社会基盤の一つとして多様な機能が求め
17 られています。

18 こうしたことから、太田川の河川整備においては、地域計画等との連携を
19 図りつつ、施設整備等のハード対策や組織づくり等のソフト対策等に努めると
20 もに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることが
21 できるよう柔軟に運用します。

